DM212
20
00735408

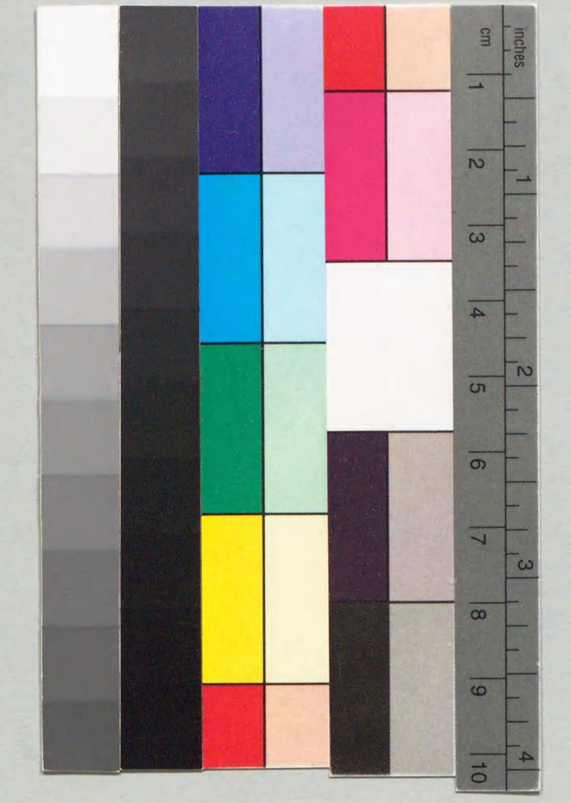

昭10
A
434

昭10
A
434

昭和十年一月

朝鮮、臺灣に於ける米穀生産費資料

農林省米穀局

外地課

立憲民政黨
政務調査館

10. 7. 3

(代謄寫

昭10
A
434

昭10
A
434

DM212
20

昭10
A
434

國立國會圖書館
42.8.12
圖書館藏書

735408

目次

一　意外な高額に鮮米生産費を査定……（東京朝日新聞所載）……一
二　疑問の深い朝鮮米の生産費……（東京毎夕新聞所載）……二
三　鮮米生産費——高いのが當然……（京城日報所載）……三
四　外地米生産費……（東京朝日新聞所載）……六
五　臺鮮米生産費の割高に奇異の感……（中外商業新報所載）……八
六　內外地間大差なき米の生産費調べ……（都新聞所載）……一二
七　鮮米生産費に異論續出の形勢
　（內地の調査方針と大相違）……（時事新聞所載）……一四
八　鮮米生産費水膨れ、內地との差急縮……（東京日日新聞所載）……一六
九　鮮米の生産費——豫想外の割高……（報知新聞所載）……一八
十　外地米生産費——寧ろ安過ぎる、非難は認識不足
　（拓務省、外地側の辯明）……（東京朝日新聞所載）……一九
十一　拓務省の誠意を疑ふ（帝農の鮮米生産費批判）……（中外商業新報所載）……二一
十二　朝鮮米生産費は極めて正確……（朝鮮米肥日報所載）……二二
十三　生産費對照……（東京日日新聞所載）……二三
十四　鮮米生産費調査に六項目を擧げて反駁

（帝農側疑義を明示）……（國民新聞所載）…… 二六
十五　外地米生産費過當に高價……（報知新聞所載）…… 二八
十六　內地と同一步調で米穀生産費調査範圍を擴大……（釜山日報所載）…… 二九
十七　米の生産費管見……望月　隆（鮮米情報所載）…… 三〇
十八　生産費問題の經緯……（鮮米情報所載）…… 三六
十九　米の生産費……（大阪朝日新聞所載）…… 三八
二十　鮮米の生産費……（雜誌「政友」所載）…… 四一
二十一　政友會の鮮米生産費——誤謬は那邊に在るか　望月　隆（鮮米情報所載）…… 五三
二十二　政友會の發表數字十六圓七十錢を駁す…柄澤四郎（鮮米情報所載）…… 五六
二十三　再び鮮米生産費に就き政友會の發表を駁す　柄澤四郎（鮮米情報所載）…… 七〇
二十四　政友會派遣團の鮮米調査報告の矛盾……（朝鮮米肥日報所載）…… 八〇
二十五　大槻、東畑兩教授の朝鮮米觀……（鮮米情報所載）…… 九二
二十六　米穀對策の目標……山桝忠好…（農業と經濟所載）…… 九五
二十七　朝鮮に於ける米生産費問題……（帝國農會所載）…… 一〇七
二十八　朝鮮米內地移入禁止は果して朝鮮人に打撃か　鄭　然　圭…（東洋經濟新報所載）…… 一五一

一　意外な高額に鮮米生産費を査定

昭和九年三月三日（東京朝日新聞所載）

目下盛んに問題となつてゐる外地米移入統制論は主として內地米價政策の觀點から主張されてゐるがその基礎的理由としては

內地米生産費に比し外地米生産費が遙に低廉であるにも拘らず內地米價が米穀統制法の公定價格により下値を維持されてゐるため外地米は奔流をなして內地へ際限なく流入し、內地米價を壓迫するのであるから嚴重なる移入制限をなすのは當然である。

との建前をとつてゐる、即ち

鮮米生産費は昭和六年産米に對する朝鮮總督府調査は十六圓三十七錢と發表され、以來ほゞこの見當で鮮米生産費は間違ひないものとされたに對し內地米生産費は昭和七年産米に對する農林省調査は二十圓八十六錢、昭和八年産米に對する農林省調査は二十二圓十五錢、帝農調査二十三圓七十三錢と發表され

內鮮兩生産費の差は少くとも約五圓見當の大幅と諒解され常識化されてゐた、然るに二日朝鮮總督府が衆議院豫算總會で發表せる昭和八年産鮮米生産費は石當り二十圓九十八錢（もみ一石九圓九十四錢より換算）と意外の高額に上つてをり、農林省に對してはもとより內地米穀界に對しても非常な驚愕を與へたやうである。右によれば內鮮米生産費の相違は僅一圓十七錢に縮少され內地側主張の外地

米移入制限論の理論的根據を覆へす結果となる譯である。これは勿論兩者の生産費調査方法の相違に基因するが農林省ではこれは外地當局が意識的に生産費を釣りあげたのではないかと云ひ、右の發表數字は到底肯定し得ない奇怪極まるものであるとさへ極言してゐる。

元來が米の生産費の調査は中庸農家をどの範圍に定めて選擇するかによつてかなり人爲的に左右し得るものとされてゐるが

いづれにしても外地當局が右の如き新數字を發表せることは却て外地米移入制限論を刺戟し喧しい議論を引起すにいたつた。

二　疑問の深い朝鮮米の生産費

昭和九年三月四日（東京毎夕新聞所載）

今井田政務總監が追加豫算會の席上で說明したる所に就て調査する處によると籾一石九圓九十四錢に當り玄米として石換算二十圓九十八錢、之に運賃を加へて集散地値二十一圓十錢になるといふ事。

籾一石は玄米五斗五升位と見るのが普通（籾の良否で相違あり）、五斗五升が九圓九十四錢だと一石は十八圓〇七錢、是を玄米に摺り揚げ工賃を要するとして石換算二十圓九十八錢とは……假に籾半摺としても玄米十九圓八十八錢、籾摺工賃一圓十錢と見て玄米二十圓九十八錢といふのであらうが工賃もかゝるが籾や落物もある筈、又普通籾で半摺とは信じられぬ。此處に疑あり……又昭和八年は可成

り增收の年、中庸の農家反當り眞逆一石一斗五升とはいふまい、百何戸かの農家はドレ丈の收穫に見てあるか夫を聞かねば此政務總監報告の生產費を其まゝヘイ左樣かと首肯し能はぬ。

一般新聞紙の傳ふる如き質問では質問する人に質問する丈の認識が缺けてゐる樣にも思はれる。

記者の知る限りでいへば大農場主たる熊本利八氏又は東洋拓殖の如きに於て普通の年で籾一斤五錢五厘以上玄米一石に換算して十八圓十五錢に販賣出來れば內地より移住せる農家で米作は引合ふと、現に一昨年の不作でさへ籾一斤六錢以上に賣れゝば不足いふ處なし、收納米の三分の一を六錢二厘に賣つて喜んだ跡が五錢臺になつて弱つたといつて居つた。

又多くの水利組合を起す當時に於ても籾一石七圓乃至八圓に賣れる計算で起工したものだ、半摺りと見て玄米石十五六圓、夫で水利事業も起きたと聞いたこともある。今總監の言明の如く生產費庭先二十一圓に相當すると言へばザット籾一石十圓から十圓五十錢、一斤の籾は六錢相當のもので一昨年の千六百三十萬石の年ですら夫れで大農場主は滿足してゐるのに、昨年の一割以上も增產し今年の生產費の農家庭先の二十一圓相當といふのは特別の事情が含まれて居るかに批評されても一寸辯解が出來まい。勿論調査の基礎や其調査の材料となつた郡や面を知らないで濫りに非難は出來ないが（追加豫算委員會の模樣を外から聞いて記す）。

三　鮮米生產費——高いのが當然

昭和九年三月六日（京城日報所載）

わが今井田政務總監は、去る二日の衆議院豫算總會に於ける政友會河野議員の質問に答へて鮮米の庭先生産費は籾一石九圓九十四錢、玄米二十圓九十八錢、さらに集散地生産費は二十一圓十錢と發表した。その結果、昭和八年內地産米生産費二十二圓十五錢と比較すれば內鮮間の差異は殆んど皆無に近い事が明瞭となつたわけであるが、これまで鮮米生産費が低廉にすぎるといふ謬つた前提から、旺んに外地米に對する移入の制限その他の差別待遇を迫つて居た御連中は云はゞとつて置きの御題目を失ふことゝなるので、今更のやうにあはてふためいてゐる模樣である。とりわけ目下外地米統制問題で拓務省と對立中の農林省や、外地米壓迫論の淵叢ともいふべき帝國農會邊りでは、右鮮米生産の根據を疑惑視して到底首肯し得ざる奇怪至極なものとなし、おそらく政策的な虛構の發表であらうとさへ放言してゐる。併し乍ら吾人の見る所を以てすれば、鮮米の生産費が內地のそれと比較して決して低廉でないことは、苟くも半島農村事情に關して少しく具體的認識を有する者である限り、何人も是認すべく嚴然たる事實で、この事實に對する一切の論駁は全く世迷言以外の何物でもないと斷ぜざるを得ぬ。

思ふに、今次の鮮米生産費發表に疑を挾む內地論者は次の如き二つの前提事實を根據としてゐるやうである。即ちその一は六年度鮮米生産費は總督府調査によれば僅々十六圓三十七錢であつたのに、八年度鮮米のみがかく急激に高率を示す理由はないといふのである。その二は朝鮮粗笨農業で施肥量少く勞賃も安いから、生産費も低廉であるのが當然であるといふ常識論的推定である。併し乍ら此の二前提は何れも速斷誤解である。先づ前者について見れば總督府が本格的に生産費調査を開始したのは昭和八年六月以來のことであるから、六年度産米生産費がたとへどうあらうと何等問題視するに足らぬ。而して八年度産米の調査方法によれば、全鮮から百八戶を選定し調査員が現地に於て農民と起居を共にしながら調査事項を記錄せしめてゐる。これを內地に於ける農林省の生産費調査と比較すれば、調査戶數に於て稍少過ぎる觀はあるが、その調査方法は內地の如く聞取書主義ではなく、現地駐在主義であるから朝鮮の方が却つて遙かに確實であると言ふべきである。

次に鮮米生産費は安いのが當然であるとなす常識論を檢討して見やう。第一に問題となるのは勞賃と施肥量である。成程朝鮮は內地に比べて遙かに勞賃が安く、施肥量も少い。併し乍らその反面に於て勞働能率が極めて低劣である事や、あらゆる金肥の市價が常に內地を上廻り、それだけ生産費を加重せしめて居る事實を忘れてはならぬ。たゞそれ許りではない。凡の生産力は內地の半分にも達せず、農具は肥料と同樣に割高であり、金利は高率を示し、水利組合蒙利地域內にあつては等しく水稅の重壓を受け、官府の農村施設は內地と比較して遙かに劣り移出米は相當高價な運賃を負擔してゐる。一方公課も絕對的には內地より安いのであるが、土地生産力を對應せしむれば相對的には却つて高率となる。特に全鮮各地に廣大な天水田を擁してゐる關係上、天災の危險率頗る多く、それ等の地方は三箇年中一箇年の平年作を見るにすぎず、これを全鮮的に見れば如何なる年と雖も旱水害中その何れかに必ず見舞はるべき運命下にある。これ等半島獨自の事情は相重つて鮮米の生産費を嫌應なしに高からしめてゐるのである。

是に依つて是を觀れば、鮮米の生産費は高いのが寧ろ當然である。隨つて今回發表された八年度産米生産費に對して、その高きに失するを非難する如きは妥當でない。勿論吾人と雖もそれが絕對に正

しい數字であるとは思はぬ。何となれば元來生産費の樣式は全鮮に亘つて文字通り千種萬態であり、眞に正確な平均生産費を求めんとすれば全農戸について調査する以外途はないからである。しかし乍ら實際問題として斯くの如き調査は内鮮何れの土地に於ても不可能事である。從つて若し鮮米生産費の數字が絶對的でないが故に信憑するに足らぬといふのであれば内地生産費についても同斷であると言はねばならぬ。それにも拘らず今般農林省乃至帝國農會等が調査方法に於て比較的當を得てゐる鮮米生産費の發表に信賴せず、しかも内地米生産費の數字のみが宛かも絶對に正確であるかの如き態度を採つてゐるのは、その餘りに得手勝手なのに呆れるとともに、些か噴飯に堪へぬ。

四　外地米生産費

（昭和九年三月七日（東京朝日新聞所載）

朝鮮　二十圓九十八錢）
臺灣　十七圓二十六錢）（拓務省から公表）

外地米生産費の見解は米穀政策の根本基調として重視されてゐるが、過般衆議院豫算總會で朝鮮當局は朝鮮米につき二十圓九十八錢と發表したため各方面で論議の種をまいた。然るに六日貴族院豫算第五分科會で小林嘉平治氏（同和）の質問に對し拓務省の北島殖産局長は臺灣米庭先生産費を十七圓二十六錢（運賃等を加算せる集散地生産費は十七圓八十一錢）と發表し再び衝動を與へた。即ち過般の朝鮮米生産費とともに外地米の生産費が内地側で從來信じられてゐた値段より遙に高位である。北島局長は右の發表に際し「調査方法は内地と同樣の計算によつてゐる」旨說明してゐる。拓務省では六日「朝鮮臺灣の米穀生産費調」を左の如く發表した。

費目	朝鮮 反當	朝鮮 玄米石當	臺灣 反當	臺灣 玄米石當
	円	円	円	円
種籾代	〇・五二	〇・三三	〇・四五	〇・二四
勞賃畜力費	一一・三四	七・一五	七・八八	四・二五
肥料代	五・一五	三・二五	一一・二八	〇・六八
諸材料費其他	一・二二	〇・七七	七・五九	四・一〇
農舍費	一・六〇	一・〇一	一・七一	〇・九二
農具費	〇・七〇	〇・四四	〇・四八	〇・二六
租稅その他の公課	二・六二	一・六五	一・二五	〇・六八
米穀檢查手數料	—	—	〇・六一	〇・三三
土地資本の利子又は小作料	一一・三一	七・一三	一一・〇〇	五・九五
製玄費	〇・七九	〇・五〇	〇・九一	〇・四九
費用合計	三五・二五	二二・二三	三三・七九	一八・二四
副收入	一・九八	一・二五	一・八二	〇・九八
生産費	二〇・九八	一二・九八	三一・九七	一七・二六
運賃諸掛	〇・七二	〇・七二	—	〇・五五
合計	二一・七〇	—	—	一七・八一

参考

調査農家水田經營面積　一町五四二六　二町七四七二

同玄米平均反當收量　一石五八五八　一石八五二五

備考

一、本調査は朝鮮においては昭和八年産米、臺灣においては昭和八年第二期作蓬萊米の生産費なりとす

二、製玄費は朝鮮においては玄米調製費及び檢査手數料の合計額より籾すりの際生ずる副收入（くづ米、籾がら等）の金額を控除したるもの、臺灣においては玄米調製費及び包裝費の合計金額とす

右諸費用は内地においては勞賃農具費、檢査手數料その他の項目中にそれ〴〵計上せらる

三、運賃諸掛は朝鮮にありては農家の庭先より、臺灣にありては産地の米穀檢査所より移出港迄の運賃とす

四、調査農家戸數は朝鮮にありては一〇八戸、臺灣にありては蓬萊米に關するもの四三戸にして生産費はいづれも調査農家の總平均なり

五　臺鮮米生産費の割高に奇異の感

昭和九年三月七日（中外商業新報所載）

（一）事實とせば外地米移入制限の理論的根據は喪失

六日の衆議院豫算總會において政府は内地朝鮮及臺灣における米穀生産費を石當り内地二十二圓十七錢、朝鮮二十圓九十八錢、臺灣十七圓二十六錢と發表したが、これは從來一般に外地米生産費は内地に比して格段の安値にあると信ぜられてゐただけ、甚だしく奇異の感を生ぜしめてゐるかく外地米特に鮮米生産費が割高である理由として總督府側は

朝鮮においては反當り收穫量が内地に比して少額であるから自然石當り生産費は割高になるといつてゐるが何しろ外地米の内地移入統制問題が紛糾してゐる折柄總督府の右の言はかなり割引して聞かねばならぬといはれてゐる。すなはち

（イ）外地米移入制限の重大な一根據は外地米生産費が内地米に比して異常に割安で、このため外地米は内地市場においてさながらダムピングに等しき效果を擧げてゐるといふ點であるが、今回の發表の如く外地米生産費がそんなに安いものでないとすれば外地米移入制限の大きな理論的根據が喪失する

（ロ）外地米移入統制問題において外地過剩米の買上價格を時價にするか生産費を基準とした價格にするかは、農拓兩省間の重大な論爭點となつてゐる。即ち農林側は時價で買上げるとすれば内地が生産費を基礎とする公定價格による買上げを建前としてゐるに對比し甚だ不公平であり、かつ時價によれば安い生産費の外地米を增産せしめる結果となると主張してゐるが、若し外地米生産費が内地米に比して大して割安でなければ右の論爭は何等意味ない事となる。

（二）内、外地米の生産費石當比較

	円
内地	二二・一七
朝鮮	二〇・九八
臺灣	一七・二六

内地、朝鮮及び臺灣における米穀生産費比較左の如し（石當）

費目	内地	朝鮮	臺灣
	円	円	円
種籾代	〇・二七	〇・三三	〇・二四
勞畜力費	七・六五 〇・八六	七・一五	四・二五 〇・六八
肥料代	四・一三	三・二五	四・一〇
諸材料費其の他	〇・六七	〇・七七	〇・九二
農舍費	〇・四四	一・〇一	〇・二六
農具費	〇・六二	〇・四四	〇・三四
租稅其の他の公課	一・三六	一・六五	〇・六八
米穀檢査手數料	〇・一六	—	〇・三三
土地資本利子又は小作料	七・八八	七・一三	五・九五
製玄費	—	〇・五〇	〇・四九
費用合計	二四・〇四	二二・二三	一八・二四
副收入	一・八七	一・二五	〇・九八
差引石當生産費	二二・一七	二〇・九八	一七・二六
運賃諸掛	一・一七	〇・七二	〇・五五
合計	二三・三四	二一・七〇	一七・八一

備考

（イ）本調査は内地及朝鮮に於ては昭和八年産米、臺灣に於ては昭和八年第二期作蓬萊米の玄米一石當生産費とす

（ロ）製玄費は朝鮮に於ては玄米調製費及檢査手數料の合計額より玄米調製の際生ずる副收入（屑米、籾殻等）の金額を控除したるもの、臺灣に於ては玄米調製費とす

（ハ）運賃諸掛は内地に在りては農家の庭先より東京又は大阪迄の運賃諸掛として朝鮮にありては農家の庭先より移出港迄、臺灣に在りては産地の米穀檢査所より移出港迄の運賃とす

（三）總督府の計算は無理がある？

内地米生産費二十二圓十七錢に比し鮮米が僅か一圓十九錢安の二十圓九十八錢となつた根據については一般に左の如く總督府側の計算に相當の無理があるのではないかといはれてゐる。

（イ）種籾代は内地二十七錢（石當り以下同じ）とあるに對し朝鮮は三十三錢となつてゐるがこれは多過ぎる

（ロ）勞賃は内地七圓六十五錢に對し朝鮮は畜力費を含めて七圓十五錢となつてゐるが、實際はまだずつと安い、殊に使用勞働力について朝鮮は反當り二十人と計算してゐるが、内地の二十一人に比してかなり多過ぎる

（ハ）朝鮮では肥料の使用量が僅少であるから反當收量が少いといふが、數字上では大差がない

（ニ）農舍費は内地の方が金をかけてゐるのが事實だから内地四十四錢に朝鮮一圓一錢はかなり無理な計算である

（ホ）農具についても農舍費と同樣の理由で無理がある

（ヘ）租稅その他の公課も内地より高くなつてゐるが事實は逆

六　內外地間大差なき米の生産費調べ

昭和九年三月七日（都新聞所載）

外地米統制問題の急迫せる折柄拓務省が過般の衆議院に於いて朝鮮米の生産費を公表したが、右によれば八年度米生産費が二十圓九十八錢となつて居り、八年度米內地米生産費の二十二圓十七錢（運賃諸掛を除く）に比し僅に一圓十九錢方低いのみで各方面に異常な衝撃を與へたが、即ち鮮米生産費が內地の生産費に對し非常に割安になつてゐると云ふことは、既に專問家の間では常識と化して居り、此の生産費が安いために外地米が內地米を壓迫して內地市場に奔流する結果を生じ、從來では此點が外地米移入制限論の重要なる理論的根據をなしてゐたものであるが、事實鮮米生産費が內地生産費に比し大差ないとすれば、外地米統制論の根據は大半解消する事になるので、此點に關し衆議院でも多大の疑問を抱き關係省の資料の提出を迫つてゐたが、六日別項の如く農、拓兩省から生産費調査の內容が發表されるに至つた、而して內地米生産費は暫く措き、鮮米生産費に關しては可成の疑點が多く六日の衆議院豫算委員會に於いても政友會の三代議士から詰問的質問が行はれたが疑點とされてゐる部分は左の諸點である。

一　勞賃及畜力費

內地の八圓五十一錢に對し朝鮮の七圓十五錢は、朝鮮の米作事情から見て可成り高過ぎる、使用勞働力の點でも反當り內地の二十一人に對し朝鮮の二十人は多過ぎる

一　肥料代

朝鮮は肥料の使用量少いから、反當收量も少いと云ふのが從來の事實であるが、調査數字では大差が認められない

一　農舍費

此點は最も疑問が多く、即ち農業經營の劣つてゐる朝鮮の農舍費が一圓一錢で、遙かに金をかけてゐる筈の內地が四十四錢と半分以下になつてゐる

一　農具費

農具は朝鮮の方が內地より劣つてゐることは今井田政務總監も之を認めたが、朝鮮のは高過ぎる

一　租稅公課

反當に於いて內地の二圓七十錢、朝鮮二圓六十二錢となつて居り殆んど同一である

一　土地資本利子

內地は類地小作料で、朝鮮のは賣買價格に依つてゐるからそのまゝ比較しがたいが、假に朝鮮の土地資本利子反當り十一圓三十錢、利率八分から土地反當價格を算出すると約百四十圓以上となるが之は朝鮮の現實の價格反當り七十圓乃至百圓に比し遙に高く推定してゐる疑がある

一　生産費の平均方法

朝鮮では自作、自小作、小作各三十六戶宛の農家を調査し、之を算術的に總平均してゐるが、朝鮮に於いては農家の八割は小作農家であるから、此比率を生産費平均の方法に織込まなければ公正を

缺く、殊に地主に於いて生産費が高く、小作に於いて生産費の安いのは内地にても常識となつてゐる

一　朝鮮米生産費は籾では石當り九圓九十八錢、玄米換算二十圓九十八錢となつてゐるが、普通右換算率は籾一石に付、玄米五斗三升の割であるに對し朝鮮側の換算では四斗七升となつて居り、搗減りが異常に多い

等其他幾多の點に於い疑點多く、一部では朝鮮側は意識的、人爲的に吊上げを講じてゐると見る向きもある。

七　鮮米生産費に異論續出の形勢（内地の調査方針と大相違）

（昭和九年三月七日（時事新報所載）

去る二日の衆議院豫算總會の席上拓務省が朝鮮米の生産費を初めて公表したことは、外地米統制問題が切迫してゐる折柄重大な意義を有するものとして注目されてゐたが、右に依れば、朝鮮に於ける八年度産米の生産費は二十圓九十八錢となつて居り、八年度産米内地生産費たる二十二圓十七錢（運賃諸掛を除く）に比し僅に一圓十九錢方低いのであると云ふ結果を示して居り、各方面に異常な衝撃を與へてゐる、即ち内地の米穀生産費に比して朝鮮の生産費が可成割安であり、この結果安價な朝鮮米が内地市場に殺到して米價を賣崩しつゝあることは既に一般常識となつてゐる事實であるに今回發表の朝鮮米穀生産費は全くこれ等の常識を裏切るもので、事實朝鮮に於ける生産費がかくの如くんば外地米統制を力説する理論的根據の大半を喪失する譯であるから、この公表生産費に對して疑惑の念を懷くもの頗る多くなり、拓務當局に迫つてこれが根據の提示を求めて居た所、六日豫算委員會に於て生産費内譯の發表を見るに至つた、而してこの内容に於ても内地の生産費調査方針から見てかなり異議の多いものがあり、既に同日委員會の席上三善信房氏（政友）より質問の一矢が放たれ、今後引續いて質問が出るやうである。

異論第一は内、鮮の農業經營形態の差異から來るもので、朝鮮に於いては形式上分益農業の形式がとられて居り、而も實質的には地主の前貸に對して高率な利子が徴收せられて居るため、右生産費が小作人の手に於ては正確に計數せられたものであつても、これが地主の手に移つたときは二、三圓方の利潤が含まれてゐる結果となつてゐること。

異論第二は、今回の朝鮮に於ける調査は農家百八戸に就いて行はれたものであるが、これは自作、自小作、小作が各三十六戸宛とりあげられて居り、朝鮮に於いては全農家の八割以上が小作であると云ふ事實が沒却せられてゐること等である。

項目別の具體的疑點は左の如くである。

一　勞賃及び畜力費　内地の八圓五十一錢に對し朝鮮の七圓十五錢は朝鮮の米作事情から見てかなり高すぎる、使用勞働力の點でも反當り内地の二十一人に對し朝鮮の二十人は多きに失する

一　肥料代　朝鮮は肥料の使用量が少いから反當り收量も少いと云ふのが從來の事實であるが調査數

字では大差が認められない

一　農舍費　朝鮮に於ける農舍費の割高は小作人の家賃(地主の前貸に對する利子として)をも含んでゐるもので、內地の所謂農舍と全然趣を異にしてゐること

一　租稅及び公課　これを反當りに換算すると內地二圓七十錢、朝鮮二圓六十二錢となつて居り稅制を異にしながら略同額を計上して居る點は納得出來ないこと

一　土地資本利子　朝鮮の土地資本は賣買價格に依つて決定せられてゐるが年八分と見て一反當り百四十圓に換算されてゐる事實、朝鮮の地價は反當り七十圓——百圓に比べて割高の計算と認めざるを得ないこと

一　搗き減　籾一石は九圓九十八錢玄米は一石二十圓九十八錢となつて居り籾一石は玄米四斗七升と計算してゐる譯で、內地では平均五斗三升內外に計算してゐるのに比して搗き減りを不當に多量視してゐること

八　鮮米生産費水膨れ、內地との差急縮

昭和九年三月七日(東京日日新聞所載)

外地米統制問題沸騰のさ中昭和八年度內外地米穀生産費が農拓兩省から同時に發表されこゝにも兩者の對立激化を看取し得るものとして各方面に非常なセンセイションを巻き起してゐる、即ち從來鮮米生産費は內地米より五、六圓方安いといふのが常識でこれが內地壓迫の最大武器であると同時に外

地米統制を必要とする根據とされてゐたが今回の發表によれば內地米との差は僅に一圓十九錢で從來の見解を全然覆へしたものと云へる。

拓務側が從來の常識とは全くかけ離れた高値の生産費を發表した低意は外地米統制問題を有利に導きかつ生産費を基礎として買上價格を決定する場合をも考慮した爲とみられてゐる。

此の拓務側の作爲的な態度に對し非難ごう〳〵たるものがあるが、鮮米生産費に對しては左の如くみられてゐる。

(一)　勞賃竝に畜力費は內地八圓五十一錢に對し鮮米は七圓十五錢としてゐるが、餘りに高きにすぎる、內地勞賃には製玄費が含まれてゐる上に反當り勞力は廿一人としてゐるが朝鮮がこれと殆んど同じの廿人としかも一人當り勞賃を四十錢乃至七十錢としてゐるのは高すぎる。

(一)　肥料代も朝鮮においては自給肥料使用が多いにも拘はらず內地と大差ない。

(一)　最も甚だしいのは農舍費で如何に修繕費、償却を見積つたとしても內地四十四錢に對し一圓一錢は不合理である。

(一)　農具費も今井田總監さへ朝鮮農具の劣れることを認めたところで十八錢の差は少なすぎる

(一)　租稅其の他の公課は反當り內地二圓七十錢、朝鮮二圓六十二錢、石當り內地一圓卅六錢、朝鮮一圓六十五錢となつてゐるが朝鮮の方が負擔過重の筈なし。

(一)　土地資本利子は內地と異り賣買價格によつてゐるが七圓十三錢とすれば地價は百四十圓以上となり實際と相違する。

（一）　生産費調査農家は自作、自小作、小作各卅六戸でこれらの生産費の算術平均で廿圓九十八錢なる生産費を割り出してゐるが農家の八割は小作人だからこの點を考慮する必要がある。

（一）　籾から玄米換算の場合摺減りを過大視してゐる、この結果玄米の生産費は籾の九圓九十八錢に對し倍以上となつてゐる。

九　鮮米の生産費——豫想外の割高

昭和九年三月七日（東京報知新聞所載）

拓務當局では衆議院の豫算總會で問題となつた外地米の生産費を六日發表した。この外地米の生産費は今後外地米統制上非常に關係がある處から農林當局でも同日午後內地米の生産費及び朝鮮、臺灣兩外地米生産費の比較を發表した。

その比較は左の如くで、朝鮮米の生産費が內地米に比較して豫想以上に割高になつてゐる、昭和六年の調査の際內地生産費が二十二圓九十九錢に對し朝鮮は十六圓三十二錢で、その差は十二圓七八十錢もあるのに二年を經過してかく接近したことはその調査に多大の疑問をもたれてゐる。

農林省の疑點

農林省では拓務省發表の外地米の生産費に對して內地米生産費を比較して

一、あらゆる點において優秀である內地の種もみ代が二十七錢に對し、朝鮮は三十三錢で六錢も高い。

一、勞賃も內地と朝鮮では少くもその生活程度からみて相當の差あるべきなのに內地が七圓六十五錢に對し朝鮮は七圓十五錢で割高となつてゐる。

一、農會費は內地が四十四錢に對し朝鮮は一圓一錢で約三倍も高くなつてゐる。

一、租稅公課は內地が一圓三十六錢に對し朝鮮は一圓六十五錢になつてをり二十九錢も高くなつてゐる。

一、土地資本利子及び小作料も內地が七圓八十八錢に對し朝鮮は七圓十三錢でその差は僅少である以上の如き事實に徵して疑問をもつてゐる。殊に現下內地の農村が負擔過重に惱みその輕減さへ叫ばれてゐるのに朝鮮農民の負擔が內地農民の負擔よりも以上に過重であることは想像し得ないことであり、また小作料の如きも朝鮮が割高であることは疑ひないところである。今後外地の統制が實施され外地米の大量買上げが講じられる場合その基礎となる生産費の調査にかゝる疑問があることはやがて問題となるはいふまでもない。

十　外地米生産費——寧ろ安過ぎる非難は認識不足

（拓務省、外地側の辯明）

昭和九年三月八日（東京朝日新聞所載）

拓務省で發表した朝鮮米及び臺灣米の生産費の數字が割高に作成せられて居るとの議論があるが、拓務省及び外地側の見解はこれと全く異り、鮮臺米の生産費統計は寧ろ安過ぎる位であるとなし、そ

の理由として左の如くあげてゐる。

發表された朝鮮米及び臺灣米の生産費統計は石當りと反當の數字を示してゐるのである。然して朝鮮の例を採つて見れば石當各費目が内地のそれに比し割高となつて居る所に疑義がある。併し内地は反當り總平均二石の收穫があるに比し朝鮮では一石しかないのであるから石當り割高の費目が生じて來るのである。これを反當りに内地と比較すれば朝鮮の各費目は内地のそれに比して低位となつて居るのである。總ての疑問は農林省が内地の反當り費目を發表しない處にその基因を置いて居るのである。こゝに一例をとつて見れば種籾代石當は内地二十七錢、朝鮮五十二錢となり朝鮮の方が安いのであるが、これを反當りに直すと内地六十七錢、朝鮮三十三錢となり朝鮮が割高となつて居る。然して朝鮮總督府が生産費統計を作成するために調査した戸數は百八戸であり、その平均の收穫高は一石五斗となつて居る。即ち朝鮮全體の總平均收穫高よりも五割以上も收穫の良い農家を選んで居る。又百八戸を三分して自作農、自作兼小作農、小作農各三十六戸を調査して居るが、その籾石當り生産費（概數）は自作九圓三十錢、自作兼小作十圓二十錢、小作十圓四十錢となつてをり小作農が一番高いのであるから、小作農八割、自作農及び自作兼小作農二割の割合で生産費を作成すれば發表の生産費よりも尚高くなるのである。

拓務省としてはこの生産費統計に關し近く基礎統計を全部朝鮮及び臺灣總督府から取寄せ併せて調査に實際當つた人も呼び寄せ議會の質問應答に備へる手はずを終つたので、飽迄外地側の生産費がインチキ物にあらざる事を說明する自信を有して居るが農林省の内幕の數字迄拓務省から發表して爭ふの意志は毛頭ないといつて居る。

十一　拓務省の誠意を疑ふ（帝農鮮米生産費批判）

昭和九年三月八日（中外商業新報所載）

六日拓務省は朝鮮の米生産費を一石二十圓九十八錢と發表したがこれを農林省調査内地生産費二十二圓十七錢と比較すると僅かに一圓九錢の開きしかなく、朝鮮に於ける米作經營狀態から推し極めて奇異に感じられるので帝國農會では七日談話の形式を以て左の如き批判を下してゐる。

農産物の生産費は材料のとり方に依つて高低自在になる。高い生産費のものゝみを集めれば朝鮮でも二十圓以上のものもあるであらうが、それは一般的米の生産費とは見做せない。拓務省發表の生産費を分析して考察するならば第一に生活程度の低いあれだけの生産力しかない朝鮮に於て反當十一圓三十四錢と云ふ高勞賃を拂つては農業は成立たない。また朝鮮には地代がないのだから土地資本利子や小作料は馬鹿に高く、一般的生産費があの通りだとすれば朝鮮では土地企業は成立たない。第二に朝鮮では收穫期に晴天である關係から殆んど農舍の必要がないのに農舍費が内地農舍費よりも二倍も高いのは不可解である。第三に肥料の如きも反當一石四、五斗程度の收量に對して、あれだけの肥料を要しない。一石四、五斗の收穫は天然的要素と勞力にて生産し得る範圍に近いものである。一體農産物の生産費は生活程度の低い地代の低い、租稅の安い、生産力の低い所は、文化の高い、地代の高い、租稅の高い所より低價なるのが普通である。朝鮮の關係者は、朝鮮の水田は隔年とか、年に一回とか

水害旱害にかゝる方が多いため平均反當收量がないから一石當生産費が高價なると說明してゐるが左樣に故障の多い作物を栽培するものは勞賃も低く小作料も安くなければ農業は行へるものではない。要するに內容に對しては內地の生産費の扱ひ方より推察すれば疑義百出である。かゝる生産費を以て一般的米價を規定する樣なことをしたならば農業政策上重大なる錯誤を招くであらう。兎に角、かゝる生産費を提出されては、外地米移入問題に對する拓務省等の誠意が疑はれる。

十一　朝鮮米生産費は極めて正確

昭和九年三月六日（朝鮮米肥日報所載）

朝鮮に於ける八年産米の生産費は今井田政務總監が發表した以外には總督府に於て發表を好まず且つ政務總監の公表した玄米竝に籾に對する生産費の基礎的の數字も秘密に附されてゐるが朝鮮に於ける米の生産費調査は客年四月から正式に調査を開始し其の以前は昭和七年産米の生産費調査は是れを行はず昭和六年産米までの調査によれば籾石當りの庭先生産費九圓二十一錢で是れを玄米の生産費に換算するときは十九圓五十九錢となり、今回政務總監の發表に係る生産費と比較すれば籾は九圓九十四錢にして六年産米の籾九圓二十錢に比し七十三錢高となり、玄米は二十圓九十八錢にして六年產米の玄米十九圓五十九錢に比し一圓三十九錢高であるが八年產米の生產費調查方法は從來の調查方法に比し一段正確なもので、是れが調查項目は耕地面積、籾收量副收入、種籾代、肥料代、勞賃及畜力費、農舍費及其他代農具費、租稅諸公課及諸負擔土地資本利子、小作料其他費、反當生產費を差引した籾一石當生產費から籾一石を百七十斤と計算し斤當りの生產費を玄米所要籾三百五十斤として換算し玄米の生產費には籾を製玄場所までの運賃として石當り十二錢に製玄費五十錢を加へたもので其の算出方法は六年產米の籾九圓二十一錢なる場合は籾百七十斤に對する斤當りの生產費五錢四厘となり、是れを玄米に換算する場合は所要籾三百五十斤の生產費十八圓九十七錢に運賃十二錢、玄米一石當製造費用一圓九錢から籾殼屑米、古叺屑物の收入五十九錢を差引き五十錢を製玄費として見積り結局十九圓五十九錢となるが如くである。而してこの玄米を內地に移出する場合は更に內地迄の諸掛運賃を加へたものが玄米の生產費となるが八年產米の玄米生產費二十圓九十八錢に內地迄の諸掛運賃を加ふるときは約二十三圓となり現在東京深川市場の相場は生產費一杯の値段となつてゐる。

十二　生産費對照

昭和九年三月十七日（東京日日新聞所載）

外地米生產費發表をめぐる議論沸騰から內外地生產費を對照檢討する爲更に詳細なる算定基礎の發表を衆議院から農林、拓務兩當局に要求してゐたが十六日左の如く發表された。

內地　△昭和八年度內地米穀生產費（反當）

一、調查農家の選定全國沖繩縣を除く各道府縣を通じ米穀統制法施行規則第二條の要件を具備する

自作農一、〇〇〇戶、小作農一、〇〇〇戶、計二、〇〇〇戶の農家を選定

二、種籾代　六八錢　播種量　四升六合

三、勞賃及畜力費　勞賃十九圓十九錢、畜力費二圓十六錢（一人一日當勞賃男九十一錢、女七十六錢、所要勞力員數二百十四人、畜力一頭一日當料金一圓五十二錢所要畜力頭數十四頭）

四、肥料代十圓三十六錢（購入肥料五圓四十九錢、農舍敷地々代三十一錢）

五、諸材料費その他　一圓六十八錢

六、農舍費　一圓十錢（農舍費七十九錢、乙農具六十錢（註）甲農具とは農林大臣の指定したる比較的高價にして維持年數長きもの乙農具とは甲農具に非ざるものを云ふ）

七、農具費　一圓五十五錢（甲農具九十五錢、乙農具六十錢（註）甲農具とは農林大臣の指定したる比較的高價にして維持年數長きもの乙農具とは甲農具に非ざるものを云ふ）

八、租稅その他の公課三圓十三錢種目および金額左の如し。

（一）　田稅及その附加稅一圓六十四錢田に對する段別稅四錢特別地稅及その附加稅七錢

（二）　家屋稅及その附加稅　九錢

（三）　雜種稅　九錢

（四）　戶數割　七十六錢

（五）　水利組合費　二十八錢

（六）　農會費　十六錢

九、部落協議費又は之に準ずるもの二十八錢（部落協議費十二錢、申合水利組合費十四錢、農事實行組合費一錢、農家小組合費一錢）

十、米穀檢查手數料　四十錢

十一、土地資本利子又は小作料十九圓七十六錢、土地資本利子は類地の通常小作料評價額に米作負擔割合を乘じたるものより田地所有の爲に米作の負擔すべき租稅その他の公課の金額を控除してこれを算定す。小作料は實納小作料の評價額より奬勵金または奬勵米評價額を控除したるものに米作負擔割合を乘じてこれを算定す。

十二、副收入　四圓六十九錢

十三、反當收量　二石五〇八

十四、平均一戶當　作付段別十五反二十六歩

朝鮮　△八年產鮮米生產費（反當）

一、勞賃及畜力費十一圓三十四錢、畜力費を含まざる一人當勞賃は男五十九錢、女四十五錢

△反當所要勞力は自作農男十五・七人、女二・八人、自作兼小作男十四・九人、女二・六人、小作農男十四・一人、女二・五人

一、肥料代　五圓十五錢、購入肥料二圓五錢、購入せざる肥料三圓十錢

一、農舍費　一圓六十錢

米の生產作業に關係ある總ての建物に付自己所有のものについてはその減價額及修繕費賃借したるものは借賃を計算しその米作負擔割を計上す。

一、租稅公課諸負擔二圓六十二錢、國稅道稅、府邑面費、學校費、農會費、水利組合費その他諸負擔、國稅は地稅にしてその稅率は土地臺帳に登錄したる地價の千分の十七とす。道稅中地稅附加

稅は地稅の百分の六十または七十、外に戸稅車輛稅等あり道稅の總額は略國稅と匹敵す。邑面費は地稅の百分の四十六、農會費は地稅の百分の七

一、土地資本利子及小作料十一圓三十一錢

内譯

土地資本利子四圓二十四錢、小作料七圓七錢、土地資本利子は最寄同等土地の賣買地價に年利八分を乘ぜるもの

各作農別反當左の如し

	自作	自小作	小作
土地資本利子	九圓一〇	三圓六三	—
小作料	—	七圓八八	一三圓三二

十四　鮮米生産費調査に六項目を擧げて反駁（帝農側疑義を明示）

外地米移入統制に關する政府調査にかゝる朝鮮米生産費に對し帝國農會では豫てより疑義を抱き朝鮮に於ける灌排水施設のある水田六、七十萬町歩に及び其他の水田百二十萬町歩に亘つて調査した所

昭和九年三月十八日（國民新聞所載）

左の諸點その他數項に付き政府の外地米移入統制法案に對し反駁を加ふるところあり、内地と同樣の方法を以て調査計算すれば朝鮮米の生産費は三、四圓は安くなり外地の當局天水畓などの生産費の調査については今少し農業經營の理論に基きて研究する必要があるとなしてゐる。依つて帝國農會では十七日午後五時丸ノ内中央亭に米穀關係法案委員を招請して外地米移入制限に關する既報の修正條項に付き說明諒解を求めた上朝鮮米生産費に對する疑義を明示して内地農會側の意志の徹底を圖ることゝなつた。

一、朝鮮の稻田の三分の二以上は天水畓と稱する收穫の不安全なるものなり。かゝる不完全なる稻作地の生産費は國家が保證する生産費としては根本的に疑義あり。

一、勞賃男子五十九錢、女子四十五錢は朝鮮の農村に於ける農業勞賃に比し評價高し。

一、反當平均肥料代五圓二十錢は不安全なる天水畓の多き稻作としては高きに過ぐ。自給肥料の評價の如き内地と同樣の方法を用ひたりとせば扱ひ方は不合理なり。

一、諸材料費中種子肥料其他の稻作に要したる經常費に五十三錢の利子を計算す内地の生産費以外の生産費が加算せらる。

一、農會費は内地は一圓十錢なるが、朝鮮は一圓六十錢にて内地よりも五十錢高し事實朝鮮は秋季降雨なきため内地の如き農舍を要せず即ち事實に反したる調査と觀ざるべからず。

一、租稅諸負擔も内地が三圓十三錢に對し朝鮮二圓六十二錢にて僅か五十一錢の差たるに過ぎない。朝鮮の諸負擔中の水利費には水利工事の元金の償還まで加算されてゐるのではないかと思は

れる。

十五　外地米生産費過當に高價

昭和九年三月十八日（報知新聞所載）

帝國農會では過般來拓務當局が發表せる朝鮮に於ける米穀生産費が豫想に反して過當に高價なる爲その疑義を探究した結果大要左の結論を得た。

一、勞賃男子五十九錢、女子四十五錢は評價高し。男子五十錢、女子三十二錢は至當。

二、反當り平均肥料代五圓二十錢は天水畓の稻作としては高過ぎる。自給肥料の評價は內地と同樣の方法を用ひたりとせば扱ひ方が不合理である。

三、經營資本利子五十三錢を加へたることは生産費調査を根本的に杜撰ならしめた原因である。農林當局の生産費調査にはこれを加算せず。

四、農舍費は內地は一圓十錢であるが、朝鮮は一圓六十錢と五十錢高い。朝鮮の農業財産としての農舍は約百圓見當であるが內地は小經營に於てすら千五百圓見當である。これより見て事實に反したる調査と云ふことが明かである。

五、租稅諸負擔は內地三圓十三錢に對し朝鮮二圓六十二錢でその差僅かに五十一錢である、これは諸負擔中の水利費には水利工事の元金償還まで加算されてゐると見られる。

六、土地資本利子の計算に水田賣買價格に年利八分を乘じてゐるが、內地に於ては年利四分である、まさに十割高い。

七、石當り生産費算出に對し籾すり歩合を四割八分としてゐるが、五割二分が普通である籾すり歩合は反當り收量の少き程多きもの故朝鮮では內地よりも籾すり歩合は多い筈である。それが四割八分として算出すれば反當收量を少くし、石當り生産費を高くする結果となる。

これを內地同樣の方法で調査すれば三圓乃至四圓方安くなるのが當然で政府の發表するが如き生産費は結局に於て朝鮮に不必要なる米穀增産奬勵をなすことになり、米穀政策の破綻となる外はない譯である。依つて帝國農會では、各政黨及び政府に對して修正方を要望することになつた。

十六　內地と同一歩調で米穀生産費調査範圍を擴大

昭和九年三月二十五日（釜山日報所載）

朝鮮米の生産費調査は調査戶數の少ないのに於て、內地米の生産費調査との歩調がとれぬと云ふ議論から朝鮮にも調査戶數を擴張することになり、それに伴ふ豫算二十二萬四千圓は既に議會の通過を見たが、九年度から調査擴張の內容は從來調査地全鮮を南鮮、全北、全南、慶北、慶南、中鮮、京畿、咸北、忠北、忠南、北鮮、咸南四區に分けてゐたものを第一區忠北、忠南、全北、全南、慶北、慶南、第二區京畿、咸南、咸北、江原、平南、平北、黃海道の二區に分ち調査戶數を從來の一調査箇所に於て自作農、自作兼小作農、小作農各二戶計六戶を調査する故全鮮に於て自作農三十六戶、自作兼小作農三十六戶、小作農三十六戶、計百八戶を今回は米の生産額一部五萬石以上の百四十五箇郡を選び、一郡一

箇所として一箇所に於て、六戸宛調査する故調査總戸數八百七十戸に擴張し、調査員の配置及其の負擔戸數は從來の如く、各調査箇所に各一人の調査員を配置し六戸の調査を負擔することになつてゐる。尙調査項目は內地の調査と略同樣なるも、朝鮮特殊の事情を加ふることゝし、是れに要する職員の增員は現在技師一人、屬一人、技手二人、雇員五人、調査員十八名、計二十七人を技師一人、屬一人、技手四人、雇員技術員四人、調査員百三十四人、計百四十四人を增員して、合計百七十一人となる筈で、調査員は五百五十二人となり、定員百四十五人に對し七人の豫備員が置かれることになり、調査地區二區に對する技師二人は各區一人主任技師に專屬せしむることになつてゐる。

十七　米の生產費管見

望　月　隆

昭和九年三月二十一日（鮮米情報所載）

今議會に發表せられた朝鮮米の生產費は、各方面に意外の反響を呼び、連日之れが當否に關する論議が新聞紙上を賑はして居る。要するに內地側では、今回發表の朝鮮米の生產費が從來のものに比し意外の高價であつて、內地米のそれと大差なきことに疑を懷き、其の調査方法や、內容が適正でないと論難して居る。これに對し朝鮮側は、內地に比し反當收量の少なきことや、勞働能率の低き點等を擧げて、石當生產費の割高なことを主張して居る。私はこれ等の調査に就ては全くの門外漢で、調査の內容は知悉しないが、唯新聞紙上に揭載せられた材料に基き、第三者としてこれを批評し、且つ多少の考察を加へて見ようと思ふ。

朝鮮米の生產費は從來とても斷片的の調査はあつたが、多くは特殊な場所で行はれた聞取式のもので、其の方式も區々であり、餘り正確なものではなかつた。これに反して今回發表のものは、全鮮に亘つて代表的農家を撰び、所謂記帳式に依つて調査したもので、其の方式も內地に於けると同じ樣式に依つたものであるから、相當確實な數字であり、信賴の出來るものたる事は疑ひない。然し乍ら、これを內地の生產費と比較して其の高低を論議するには、一應兩地の農業事情を考慮に加へねばならぬ。

內鮮兩地に於て、米の反當收量に格段の差異ある事は最も顯著たる相違であつて、八年度產米の實收量を見ても內地の反當玄米收量二石二八四に對し朝鮮のそれは一石〇八五に過ぎず、後者は前者の四割八分方である。云ふ迄もなく、石當生產費は反當生產費を反當生產石數で除したものであるから反當生產費が安くても、反當收量が少なければ、割高に付く事は勿論で朝鮮が內地に比し、一般に、勞賃、農舍費、租稅、公課、土地資本利子等の安いことは事實であるが、それ丈けで、直ちに石當生產費が安いと考へることは早計であつて、この點は正に朝鮮側の主張する通りである。元來反當生產費を比較すると云ふことは、反當收量が略々相等しい時に、初めて意義があるので、同一地に於ける米の反當收量は、年の豐凶に依り、多少の變動はあつても、大體大差なきもるであるから、兩年度の石當生產費を比較して見れば、其の年々の經濟事情に依る生產費の騰落が明かになる。然るに年々の調査地が異なり、其の反當收量に顯著なる差異があれば、これより算出したる石當生產費を比較することは無意味である。斯樣な理由で內地と朝鮮の如き、氣候、風土から農業の樣式、經濟事情等に顯

著なる相異ある兩地の石當生産費を、無條件で比較對照して其の高低を論議する事は、無理であると云はねばならぬ。

次に今回發表の生産費が、內鮮兩地の米の生産費を代表し得るものであるか否かは、一應是れを吟味する必要がある。そこで今回の調査數字が、實收量と如何なる關係にあるかを知らんが爲め左表を作つた。

八年度米反當實收量と生産費調査地實收量對照表

區別	水稻作付反別	同上收量	同上反當收量(A)	生産費調査の反當收量(B)	B/A×100
內地	三、〇四八、四一六町	六九、六一四、五四六石	二・二八四石	二・五〇六石	一一二
朝鮮	一、六〇五、五六三	一七、四一七、〇〇八	一・〇八五	一・五八六	四六

前表に依つて見れば、內鮮兩地共、八年度の生産費調査地の反當收量は、何れも全農地の平均反當收量よりも多く、其の程度は內地の一割二分高に對し、朝鮮のは四割六分方も高率のものである。

元來、今回の生産費調査は、相當廣範圍に亘つて行はれた平均數字であるが、斯樣な調査は仲々繁雜であり、殊に記帳式の場合には、多少でも文字を解する者に付き調査する事が便宜であるから、勢ひ平均より稍々上位に列するものを撰定することゝなり易い、殊に內地に比し教育程度の低い朝鮮に於ては、一層、適當者を得難い事情にあるとは想像せられる。それ故、この生産費調査地に於て調査した石當生産費を以て、直ちに全農地の平均生産費と見做すことは出來ない、然らば今回發表の石當生産費が、全農地の平均的生産費に比して、高低何れであるかを考へるに、生産費目の內譯中でも租稅、其の他の公課、土地資本利子又は小作料等は、大體收量多き土地程高額である故、石當にすれば大差なかるべく、種籾、諸材料費、農舍費、農具費等は反當收量が平均より上れば、石當の費用は減少する。之れに反し、勞力、畜力費、肥料代等は、反當收量の上るに從つて、石當費用は增加する。殊に勞力及肥料は、石當生産費中の主要な部分を占めるものであるから、一般には、反當收量が平均より上つて居れば、石當生産費も平均より高く見積られて居るものと見るべきである。

この關係を肥料に就て示す爲め、總督府農事試驗場の肥料試驗の成績から變形して左表を作つた。

窒素適量試驗

區別	反當玄米收量	反當肥料代	石當肥料代
無肥料	一・六七五石	円 —	円 —
窒素一貫	二・一二七	六・二〇	二・九一
窒素一貫五百匁	二・二四五	七・一〇	三・一六
窒素二貫	二・三六二	八・〇〇	三・三九
窒素二貫五百匁	二・四一二	八・九〇	三・六九

この試驗は、無肥料區以外の各區に燐酸、加里を成分で各二貫宛施し、窒素量を一貫から二貫五百匁迄、漸次增加した場合の成績である。肥料代は各成分一貫匁を、窒素一圓八〇錢、燐酸九〇錢、加里一圓三〇錢と假定して、各試驗區の石當肥料代を算出したものであるが、この試驗地では、一反步から一石六七五を收穫するには肥料代は全く不用であり、二石一二七を收めるには石當二圓九一錢を要し、それから漸次收量の上るに從つて、石當肥料代が嵩み、二石四一二の場合には石當三圓六九錢

かゝるから、初めの二石一二七の場合の二割七分方も餘分の肥料代を要することを示して居る。

これと全く同様な事が、勞力に就ても云はれるので、これ等の生産要素は所謂報酬漸減の法則に依つて、收量上に現はれる效果は、比較的少量を用ゐた時に、多量を用ゐた時よりも顯著である。換言すれば、反當收量が增進するに從つて、これ等生産要素の石當數量は增大するものと云はねばならぬ。これ故、一般的に見て、今回發表の石當生産費は、內鮮兩地共に、其の平均的生産費よりも高いものであると見るべく、殊に朝鮮のものに於て、其の差が一層大であると云はねばならぬ。

次に、生産費目中の勞賃に就て一言する、この費用は卒然これを見れば、米一石を生産するのに、これ丈けの勞銀を支拂つた樣に見えるが、其れは特殊なる一部農業者の事で、農家の大部分を占める小農に於ては、これ丈けの勞賃を他人に支拂つたのではなく、その殆ど全部が、自家の勞働に對する報酬の見積りである。朝鮮でも內地でも小農の經營は、收支差引して利潤を得ることは、到底望み得られぬ現狀であつて、僅かに自家の勞働を賃銀化することに依つて、經營を維持して居るものである。それ故、石當生産費中の勞賃が安いから、生産者が利益であるとは一概に云はれない、寧ろ、勞賃の安い事は、自家勞働に對する報酬の少ない事を意味するとも考へられる。

それ故、小農の一戶當耕作面積は、自ら、自家の勞力を利用し得る程度に依つて決定せらるべきである。然らば、反當所要の勞力量が、反當收量に依つて、如何に相異するかを考へるに、普通は反當收量の多きに從ひ、勞力も亦多くを要するとも考へられるが、一方耕起、植付、除草等の作業に就ては、收量の多少に係らず、略々一定の勞力を要するから、收量の多少と所要勞力とが比例的に增減するとは思はれない。

反當所要勞力に就ては確實な資料を得難いが、手近のものから二、三例を揭げると、左表の如くである。

反當所要勞力表

調査地	反當所要勞力 人數	反當所要勞力 金額	備考
愛知縣起町機械農場	一三・一〇人	二二・〇四円	十二町七反九畝の平均
愛媛縣余土村共同經營地	一二・〇二	—	十五町三反二畝の平均
全南羅州郡羅州面松村里	二〇・六〇	—	光州農業學校の調査による
全北益山郡五山面永萬里	一七・六〇	七・九二	四十七町一反の平均
平北龍川郡外上面	一四・八〇	五・九三	六百二十一町の平均（直播栽培に付苗代を含まず）
江原道鐵原郡東松面	一五・七〇	六・七五	三十二町八反の平均

前表は僅かに一、二の實例を揭げたに過ぎず、且つ其の資料も適正なものなりや否やは斷言し難いが、少なくとも現狀に於ては、朝鮮の稻作反當所要勞力は、內地のそれと差異なく、寧ろ、能率の上らざる點に於て、反つて多きを要するものと認められる、さすれば、內地と朝鮮とで、主として自家勞力に依つて經營する小農の一戶當の面積は略ぼ相等しいものと思はれる。然らば朝鮮が內地に比し、反當收量の少ない事は、即ち、一戶當の收量が內地に比し少ないことてある。それにも拘らず、石當生産費中の勞賃が內地より低い事は、朝鮮農家の自家勞働が、著しく低價に見積られて居る事を

意味するものである。この點は他の工場製品等の如くに個當生産費の安いことが、直に製品の原價の低廉を意味するものとは同一に考へられないのである。

十八　生産費問題の經緯

昭和九年四月十一日（鮮米情報所載）

米穀問題に關して內鮮間の相剋線をなしてゐるのは、米の生産費問題であり。帝國農會は內地側の生産費に就て昨年十二月十六日暫定的調査の結果を石當り廿三圓三十七錢と發表したが、引續き本調査を進めた結果、玄米生産費廿三圓十錢、反當り六十三圓五十七錢と去る五日發表した。これに由ると前年に比し石に一圓十七錢、反當五圓十七錢高くなつてゐる。

即ち生産費各種目中で種子代、肥料代、勞賃、畜力費、諸材料費、土地改良費、農具費、農舍費、土地資本利子等はいづれも昂騰し、特に購入肥料一割四分、傭人支拂勞賃の二割高等が顯著である。自給肥料も一擧三割二分に增加してゐるのは、肥料價格の暴騰によつて、自給肥料へ轉向せざるを得なかつた事情を雄辯に物語つてゐる。

右生産費細目中公課のみが反當り七圓三十四錢から七圓三錢と僅少ながら低落してゐるのは、主として地方稅の輕減によるものであるが農家負擔輕減要求のある折柄最も注目すべき現象である。

尙以上の生産費に對する生産額は反當り平均玄米二石五斗四升六合五十二圓八十一錢で屑米或は藁の副收入を加へ合計五十七圓八十九錢で、反當り五圓六十八錢の採算割となる。

朝鮮側としては議會に於て拓務省が發表して農會方面から眞向から高過ぎると反對を受けた廿一圓七十錢以外に根據とす可き數字はなく、この數字と前記農會の發表數字を比較すると其の差は一圓四十錢となる。この差が果して過少であるか、また過大であるかゞ內鮮の相剋線を劃してゐるとも言へるのである。尤も朝鮮に於ても米穀生産費に關しては中央に設置さるゝ審議會て、內鮮臺を一丸とした調査方法を決定次第、暫定方法を極めることになつてゐるからその結果に由つてより正確な數字が判明することにならう、然して、

相剋線を　辿りつゝあるこの問題に關して內地側は出來得るだけ朝鮮及び臺灣米の生産費を低く推算するに努め、現に帝國農會報三月號の卷頭論文「外地米の移入統制は米穀政策の根本義」に引用してある米穀生産費の比較數字の如きは昭和六年度調査とはしてあるが、石當り朝鮮に於ては十六圓三十二錢、臺灣に於ては十二圓三十六錢と稱する如き低廉なるものを以て論議の根據としつゝある程であつて、朝鮮側の不利は餘りにも分明である。この朝鮮米の生産費を

十六圓臺のものとして各種の議論の根據とすることは內地側の好んで行ふ處であるが、朝鮮側としては如何にも迷惑千萬な譯である。昭和六年以前には遙かに高い生産費であつたのが、同年度に至つて左揭の如く一躍激減したことに徵しても、朝鮮側としては信用し難い節が多々あるのである。即ち

大正十二年	二〇・七〇	円
同　十三年	二六・一六	
同　十四年	二二・〇二	

同　十五年　二八・一八
昭和四年　二三・六八
同　六年　一六・三二

となつてゐる。昭和四年から二箇年の間に七圓三十六錢も激減したと言ふことは斷じて豫想し得ない點であり、隨つて數年前のさうした根據の不確定な數字を基礎として「朝鮮米の生産費は低廉なり」とする斷定を下すことが、目下の內鮮米界の相剋線をなすものと思惟し得る譯である。

十九　米の生産費

昭和九年五月四日（大阪朝日新聞所載）

米の生産費が八釜しい政治問題になつたのはこの間六十五議會からである。それまでは米の生産費は政府の米穀政策乃至米價政策の基準として大體事務的に扱はれ、世間もそれで滿足して來てゐた。昨年十二月米穀統制法の公定價格本極めに際し昭和八年產內地米生產費が二十二圓十七錢なりと發表され、それに基づいて公定價格が決定されると世間は「なるほど」と思つてその生產費を金科玉條のやうに諒解してゐる。帝國農會の生產費に比べると安過ぎるとか、個人專門家の調査からは高値に失するとかの或る程度の非難や批評はあつたが、それはあくまで米の玄人達の間の話で、一般人には何の關心も與へてゐなかつた。

ところが六十五議會で米の生產費が俄に政治問題化したのは、拓務省が朝鮮及臺灣の米の生產費をそれ〴〵鮮米二十圓九十八錢、灣米十七圓二十六錢といふ調子に內地にとつては寢耳に水の意外の高値に發表し、これが外地米統制問題に直接に結びついた爲である。內地側では從來外地米は內地米よりも五、七圓は安い生產費で出來ると見てゐたので、外地米を自由に內地へ流入させておいては內地米がたまつたものではない。よろしく或種の移入制限を加へるべきだといふのが內地米穀政策からの主張だつたのが、外地米生產費を內地米と殆ど同じ高値に「發表」されたとすると內地側の言分が根底から覆へされることゝなる。

そんなことから米の生產費、殊に外地米生產費の再檢討が論ぜられ、政府としても、拓務省は拓務省で「この數字に一厘の間違ひも無い」と頑張り、農林省は農林省で「そんな水盛數字は米價政策の基準に使用出來ぬ」と主張するので、政府部內の統一がつかなくなり、結局外地米生產費調査會を新設して農林省の調査方法にならつて外地米生產費を再調査する段取りとなり、極く最近のうちに具體的に着手することになつてゐる。今こゝに「俄名士」になりすました米の生產費の素性を洗つて見ると——驚いたことには明治十八年初代の農商務大臣谷干城以來約三十年といふもの米の生產費は一回も調査されたことは無かつた。大正四年大隈內閣の手で米價調節調査會ができ、僅か廿數戶の農家について前年產米の生產費を「聽取り」の方法で調査したのがそもそものはじめ、次いで大正七年臨時國民經濟調査會の手で同樣小規模の聽取り調査があつた。大正十一年から農商務省（後に農林省）の農務局が逐年の調査を開始し、昭和六年米穀法改正とともに同年產米をその年に實地調査することゝなり、豫算十二、三萬圓で昭和七年千三十戶、昭和八年二千戶と調査農家も擴大し「聽取り」は「記

帳式」に改められて本格的な生産費調査ができ上つて來た。

現在の統制法では物價參酌値下値一割乃至二割の範圍できめた額と生産費プラス運賃諸掛の額とを見合せて最低公定價格をきめることになつてゐるので生産費の數字は本質的には相當大きな役割を持つてゐる。物價參酌値は算盤の出來る者ならば誰でも算出できる既知數で、二プラス二が四になる限り如何なる暴政家といへども動かすことは出來ないが、生産費と運賃諸掛は多少手心が加へられないでもない。全國三百餘萬町歩の田の中には石當り十三、四圓でできる米もあれば、凶作地では五十圓、八十圓といふベラ棒な生産費の地方もある。統制法ではこのうち「中庸なる」生産費の若干を選んでその平均を求めることになつてゐるが、今回の公定價格決定當時もはじめの政府案は十五圓乃至三十圓の範圍の生産費を使用したのだが、政友會や民政黨の農村委員や農會委員の米價釣上の策動で十八圓乃至三十三圓の生産費を材料に使ふやうに修正され、それで割出したのが現行內地米生産費二十二圓十七錢である。今度の外地米生産費を水盛りだといつて農林省が非難するに對して拓務省や外地當局が「農林省の生産費こそインチキだ」と反撃するのも右の消息を知つてゐるからである。

世間ではおよそ政府の發表數字なら百パーセントの信をおいてゐる者が少くないが、今度のやうに內地側は外地米生産費はイレチキだといひ、外地側は內地の生産費こそゴマ化しだといふに至つては國民大衆に政府の發表、否政府そのものに疑惑を起させることゝなる。もし議會で發表したやうに外地米と內地米との差が僅か一圓十九錢に過ぎないとすれば、鮮米の內地流入などの現象は起らない筈だが毎年七八百萬石の鮮米が流れ込んで來るのは鮮米が安いからであり、安くてもペイするからで、ペイする以上は生産費が內地に比して相當程度割安だからである。だから內地米の生産費と外地米の生産費とを嚴密に同一方法で調査すれば七、八百萬石の移入を妥當たらしめるだけの生産費の「落差」が發見されねばならないわけだ。

そこで今回內閣に堀切書記官長を會長として新設された外地米生産費調査會で調査決定することゝなつたが果して外地米の妥當な生産費を決定することが出來やうか。殊に內地米作の利益を代表してゐる農林省は極力低位に引下げるやう手心を加へるだらうし、外地當局は逆に釣上げを試るだらう。政府としては政民兩黨から代表を送つて貰つて官民とも得心の行く生産費を得る心算だつたのだが「書記官長の下には坐れぬ」てな感情問題でボイコットされた以上は今秋の生産費決定の土壇場で內外地當局の利害對立を仲裁するものは誰か？　またきまつた曉にも政民兩黨は何れも批判的な立場に立つて勝手な批評を加へるだらう。いづれにしても一旦政治的泥土に委ねられた米の生産費は將來とも多かれ少なかれ政治的玩弄物の運命は免れない。

二十　鮮米の生産費

昭和九年七月（雜誌「政友」所載）

鮮米の生産費は、第六十五議會において問題化したものである。本來技術的であるべき問題が、政治的の問題にまで發展したかに見ゆる。しかし、われらは問題の本質が農事經營の中心基準をなすものであり、これにより米作の改良も改善も行はれるものと思ふ。また、この點が確かめられなければ

各種の助長政策や代作關係の補償問題などの對策を樹つることも出來ないと信ずる。爭ふべきといふよりは、冷かに事實をつかみ正直に整理すべき數字問題であると信ずる。差別するための差別や、ひがみ根性は毛頭われらにない。かやうなことはいはないでもよいことであるが、われらの卒直なる感じをいへば、朝鮮の官民中には、とかく本問題に觸わることを迷惑がつてゐる人たちが多いではなかつたかと思はれるからである。なかには、われらの問に對して何となく固くなつてゐると見られる人も少くなかつた。讀者は——朝鮮關係の人もあらうが——われらの心もちを汲んで伸んびりとした氣分で見てもらひたい。

さて朝鮮に於ける米穀生産費調査は、數年前から朝鮮總督府農務課その他に於いて屢々調査せられ既に世に公にされてゐるものもある。更に當局は昭和八年米穀統制法施行せられるに當り、全鮮に亘つて自作農、自小作農、小作農に區分し、百八戸の農家に就いて調査した結果を發表した。尤も該調査は、內地に於けるやうに指定せられた農家がみづからその都度一定の樣式を備へた帳簿に記入して生産費檢査員の監督と檢閲を受けるが如きものでなく、檢査員が各戸に出張して既往の事實を確めて帳簿に記入したものである。その趣は內地と異つてゐるが、畢竟農民に教育なきためそれを記帳することが出來なかつたからである。

いまこゝに朝鮮總督府農務課その他に於いて調査せられた最近の成績と、昭和八年度に於ける調査ならびに內地生産費の調査とを比較して表示しておく。

△昭和六年に於ける朝鮮總督府農務課の調査

種子代	円 〇・五〇	肥料代	円 五・四〇
勞力代	一四・四〇	害蟲驅除材料	—
俵製材料	—	農具消却及び修繕費	一・〇〇
土地資本利子	九・六八	公課	二・七〇
反當經營費合計	三三・六〇	副收入	三・〇〇
差引經營費	三〇・六〇	籾收量	石 三・七五
籾石當り生産費	八・一七		

備考　籾二石を玄米一石として換算するときは玄米一石當り生産費は十六圓三十四錢となる

△昭和八年度分農林省または朝鮮總督府發表

區分	內地	朝鮮	區別	內地	朝鮮
種籾代	円 〇・六八	円 〇・五二	勞賃及び畜力費	円 二一・三五	円 一一・三四
肥料代	一〇・三六	五・一五	諸材料費その他	一・六八	一・二二
農舍費	一・一〇	一・六〇	農具費	一・五五	〇・七〇
租稅その他公課	三・四六	二・六二	土地資本利子又は小作料	一九・七六	一一・三一
檢査料	〇・四〇	—	製玄費	—	〇・七九
費用合計	六〇・三四	三五・二五	副收入	四・六九	一・九八
差引生産費	五五・六五	三三・二七	反當米收穫量	二、五〇八合	一、五八六合
石當り生産費	二二・一九	二〇・九八			

われらは、これらの材料を私かに胸中に藏め全く白紙の立ち場に於いて調査を進めた。まづ第一に

如何なる基準によつて調べたかを述べ、第二に調査の方法を詳細に述べ、第三にかやうにして得た結果を述べることにする。

第一　調査の基準

今回われらの行つた鮮米の生産費の調査は、平坦部地方、山間部地方、または畓本位の箇所ならびに畓、田兼作の箇所等につき、朝鮮總督府および各道廳の指示によつて、慶尚南道・全羅南道・全羅北道・黄海道・平安南北道等に於ける自作農六戸・自小作農三戸・小作農六戸につきそれぞれ調査したのである。旅程等の關係上さらに多くの農家に亘ることが出來なかつたのは遺憾である。しかしながら、朝鮮に於ける農法は全道を通じて殆んどその軌を一にし、極めて單純なものであるから、經營の大體と費目の内容程度なりを知るには支障を來さなかつたと信ずる。もとより氣候風土の關係よりして稻の收穫上多少の相違あることは免れないが、如何なる調査に於いても全農家を調査しないかぎり完璧を期することの出來ないことはいふまでもない。

第二　調査の方法

調査の方法としては、左記十項について農家の昨年度に於ける實績を檢討し、現物なり現情なりと對照して出來得るかぎり細密に調査を行つた。

一、種　籾　代
二、肥　料　代
三、勞　賃
四、畜　力　費
五、諸　材　料　費
六、農　舍　費
七、農　具　費
八、租稅その他の公課
九、土地資本利子及び小作料
十、副　收　入

以下各項目に分つて述べる。

（イ）種　籾　代

種籾代は、まづ農家の實際に使用した數量を調査し、選種浸種の有無を確かめ、農家の庭先相場による價格によつて算出した。けれども農家の大部分は、選種浸種等の面倒なる手段を避けて、そのまゝ使用するを例とし、その使用量は直播（苗代を設けず、直ちに本畓に條播きするもの）の場合には比較的多量であつて、それは主として西鮮又は北鮮地方の未だ農法の發達幼稚なる地方に行はれてゐる。しかし大多數の農家は、直播せずして内地の如く移植を行つてゐるから、使用量も少ない。

（ロ）肥　料　代

肥料代は金肥代・堆肥代・綠肥代とに分け、さらに基肥と追肥とについて調査した。その結果によ

つて見ると、平坦部地方殊に蒙利區域（水利組合により灌漑の設備ある。——利益を蒙る——地方）内は一般に金肥を使用し、干拓地に至つては更に多額の金肥を使用してゐるが、堆肥・綠肥等は原料が不充分なためその使用も極めて尠ない。これに反して山間部地方に於いては殆んど金肥を使用せず、たとへ使用するとしても僅少に過ぎず、概して堆肥または綠肥をもつて主要肥料としてゐる。このことは、朝鮮全道に於ける金肥使用額が最近五箇年平均耕地一反歩當り四十七錢なるを見てもその使用の少ないことが容易に判明するであらう。

なほ朝鮮農民は、概して人糞の始末が悪るく、兩便所の設置がないため、これを農作物に使用することが不可能である。この點は人糞を唯一の肥料とせる内地農家に比して格段の相異があると思ふ。

（ハ）勞　賃

勞賃については概括的でなく、勞務の内容につき、水田の耕耘・整地・畦畔塗・基肥・追肥の運搬施用・本畓への移植・灌排水・除草・病蟲害驅除豫防・刈取・稻乾燥脫穀およびこれに伴ふ仕事・籾乾燥・調整・包裝その他籾收穫までの勞力等につき細かく調査して計上した。けれども農法が粗放であること、小作制度に缺陷あること、舊來の慣習などよりしてその耕作も極めて單純であり、耕耘の如きも一毛作水田に於いては一回乃至二回に過ぎない。且つ牛馬を使用することも稀で、基肥や追肥の運搬には『チゲ』を使用し、たま〳〵山間部に於いて牛馬車の使用を見るのみであると言つてよい。かやうに牛馬の畜力を利用しないのは、その飼育が山間部地方に限られてゐるためであつて、平坦部地方では殆んどこれを飼育しない結果に外ならない。また、除草の如きも甚だ簡單で、多くは『ホミ』と稱する原始的な農具を用ひ、少數の資力ある農家だけが除草機を使用してゐるに過ぎない狀態である。しかも、その除草は二回か三回行ふだけで、病蟲害の驅除豫防に至つては、殆んどこれを行ふものがない。除蟲油等を使用することは尠ね氣候の關係に依るのであらう。

刈取はどうか。これは内地と同樣で、刈取後水田で乾燥して脫穀してゐるが、脫穀に當つて改良脫穀機を使用してゐるものは獨り平坦部地方に限られてゐる。山間部地方に於いては『センバ』と『打落し』といふやうな舊來の方法によるものが多い。そして小作人は籾落と同時に地主に對して小作料を納むるを常としてゐる。なほ、乾燥に當つても充分の注意を拂つてゐない。それは現在野積（籾を俵又は叺に入れ、そのまゝ野外に積み重ね、上部及び周圍を藁で蔽つてゐるに過ぎない）の籾を再乾燥してゐるのを見ても、籾を收納するときの乾燥が充分でなかつたことを證してゐると思ふ。又、包裝も簡單なる俵を用ひ、製玄所にて叺に包裝するのを例としてゐる。これは取引が籾で行はれるからであらう。

上述の如くその農耕法が極めて單純であるため、多くの勞力を要しない。從つて充分にその收穫を擧げることが出來ないのは農家のため誠に遺憾に堪へない。勞賃は、概して低い。餘剩力の多い南鮮地方に於いては、低きは二十錢又は三十錢であつて、中には一人當り十五錢を與へ、別に十錢の煙草を四五人に分配するに過ぎないものもある。その高率の賃銀を支拂ふ地方においてすら五十

錢乃至六十錢を出でない。なほ西鮮北鮮地方に於いては、最近鑛山採掘のため勞力の不足を來たしてゐるので南鮮より高く、農業勞働者の賃銀も七十錢を支給してゐるところもある。

（ニ）畜　力　費

朝鮮全土に亘り牛百六十萬頭、馬六萬頭が飼育せられ、このうちから農業に使用してゐるが、前述の如く牛馬の使役は北鮮西鮮地方の山間に限られ、平坦部地方に於いては殆んど使はれてゐない。いふまでもなく農業經營に當つてはよく牛馬の力を利用して勞力の節約を圖るとともに、廐肥を取つて金肥に代へもつて生產原價を低くすることを得策としてゐる。然るに、平坦部地方では牛馬を使用しない結果、徒らに金肥の使用額を增加し、たま〳〵牛馬を使用しようとしても、勢ひ山間部地方から借りて耕耘に從はしむるより外に途がないのである。だから一日の賃銀も畜力人力を併せて二圓から二圓五十錢といふやうな比較的高額を支辨することになる。これに反して、山間部地方に於いては畜力を利用し、廐肥を堆肥の原料としてゐるため、自然金肥も節約され、平坦部地方に較べて有利であることは爭はれない事實である。それにしても一般に耕耘又は運搬に畜力を利用する日數も少なきため、畜力費は極めて低額になつてゐる。

（ホ）諸　材　料　費

諸材料費として擧ぐべきものは、たゞ包裝用叺又は俵だけである。乾掛けなどの設備をするものは殆どなく、害蟲驅除に要する費用もない。從つて材料費として計上すべきものは、極めて少い。

（ヘ）農　舍　費

朝鮮の農家は、その住宅たると納屋たるとを問はず、極めて粗末なるものである。丸木柱に藁を葺き、周圍に泥を塗つてゐるに過ぎない。如何に降雨の少ないかを想像することが出來ると同時に、農舍たる納屋がなくとも農業經營上何等の支障を來さないのである。前にも述べたやうに收穫の籾を貯へるにしても、野積みで事足るといふ狀態である。住宅も想像外に簡略であつて、最近田舍に住んでゐた某官吏が住宅を新築したところ僅かに二百圓を要したに過ぎない……しかも建坪十四坪で、該地方の農家にては見られないほどの立派さである。また、更生部落を視察したとき、新らしい農家の建てられてゐるのを見て尋ねたところが、貧困者であるため村人が協力して建てたから勞賃の支拂はなく、僅かに五圓を要したのみと云つてゐたが、それは普通農民の住宅と何等の差異を認められない構造なのである。住宅でさへこの樣であるから、農舍費の如何に低位なるべきかは想像に餘りあるであらう。

（ト）農　具　費

朝鮮の農業は、一言にしていへば、『ホミ』と鎌さへあれば達せられるといはれてゐる。地主は昔から牛馬を使役することを恥辱視したほどであるから、相當の地主になると牛馬を使用しない。田を耕すにも被使用人が牛馬を牽き農具を持參して來るから、農具費としては何物をも要しない。そのほか脫穀機や除草機などを持つてゐるものは進歩せる少數の農家に見受けるに過ぎない。そして大地主は小作人の刈つた稻の中より直ちに小作料をはじめ肥料代や貸金の利子などを持ち歸るのを例としてゐるから、さきに退べたやうに、小作人は自ら農業を經營するのでなく、作男たるに過ぎ

ないのである。從つて殊更に農具を備へる必要もなく、農具費として計上するに足るものは極めて少ないことになるのである。

（チ）　租稅その他の公課

畓の地價は、全鮮を通じ平均三十七圓乃至九十二圓である。地稅額は平均六十四錢で、これに附加稅として本稅一圓につきて道費六十錢から七十錢かゝつてゐる。面費は三十錢から七十錢で、そのほかに農會費などもあるが、課稅一圓について僅かに七錢に過ぎない。だから、これらの地稅やこれに對する道費面費の附加稅を併せてみると畓一反歩の平均負擔額は一圓四、五十錢見當になる。これを內地の一反當り四圓九十五錢といふに較べて、如何に低額であるかがわかる。たゞ蒙利區域に於いては水利組合費として五圓から八圓を要するが、これは償還費を含んだものであつて經常費としては一反當り、一圓を出でないのである。ことに蒙利區域內の地區整理のものは、概ね免稅地であるから、縱し組合費を納めるとしても他の公課は極めて少ないのである。尤も內地よりの移住者に對しては一般に學校組合費の支辨を要するので、相當多額の負擔をなさねばならないことになつてゐる。

（リ）　土地資本利子及び小作料

土地資本利子は、隣地の小作料を基準として、米價の農家に於ける庭先相場によつて算出した。その庭先相場が高ければ、當然土地資本利子も嵩むわけである。あるひは土地資本利子を算出するに土地價格に相當利子を附する說もあるが、われらは、その方法を採らずして隣地小作料を基準とする方法によつたのである。小作料の算出は、實際農家の支拂ふべき小作料を、米價の庭先相場によつて算出した。その他に部落協議費などもあるが、これらも極めて少額に過ぎない。

第三　調査の結果

われらは以上の調査基準と方法とによつて調べたのであるが、農民中には數の觀念に乏しく最近の支出額なり使用量なりを明確に答辯の出來ないものがあつたりして、少なからぬ困難を極めた。それを更に隣人に確かめたり、總督府の調査員に尋ねたりして、愼重なる數字かためをした。そして得た結果を集計せるものが、次の數字である。

	圓		圓
種籾代	〇・三四	土地資本利子又は小作料	一三・三一
勞賃及び畜力費	八・五三	製玄費	〇・六九
肥料代	四・九五	費用合計	三一・三三
諸材料費その他	〇・七一	副收入	二・一〇
農舍費	〇・四六	差引生產費	二九・二三
農具費	〇・三四	反當り米收穫量	一七五升
租稅その他公課	二・〇〇	石當り生產費	一六・七〇

先に述べたやうに、われらの調査した戶數は限られてゐる。しかも、それはわれらの方でこれを見たいといつて選んだものでなく、總督府側の案內された技師などにより指示せられたものについて調べたのである。そして、その多くは前以つて總督府の調査員により調査されつゝあるものであつた。われらの調査した戶數は多いとはいへないが、併し農業方法が單純であり內地のやうに複雜な經營を

してゐないから、これによつて大體の推測をしても誤は極めて少ないこと〻信ずる。そして、われらの調査は、米穀統制法施行令及び施行規則に定むる基準によつてゐることも、先に述べた通りである。

われらの得た數字は、本章の始めにかゝげた第六十五議會に於いて拓務省から發表された數字との間に相當の隔りがある。中には調査基準の異る點もあるから、直接比較することの出來ないものもあるが、總じて拓務省の發表になるものは、われらの調査より高く見積られたるかに見ゆる。併し、小作料などの調べは、われらの得た數字の方が可成り高くなつてゐる。この點は學者側でも指摘してゐる通りで、われらが實際の事實を中正に判斷したことの證明にもなる。われらは政府發表の數字についての批評は他日に讓ることゝして、こゝにわれらの見聞した事實とその集計の結果とを粗材のまゝ提供して置くことに止める。そして、われらは、具體的の調査人名とその內容の詳細なるものを政務調査會に保存して何時にても研究の參考に資する用意を持つてゐる。

× × ×

われらは、こゝに筆を擱くに當つて、

朝鮮農民の將來に幸あること——

內地農業との調整を得ること——

日滿經濟の中間支柱ともなる朝鮮經濟に榮えあること——

ひたすらこれを祈つてやまないのである。

二十一　政友會の鮮米生産費——誤謬は那邊に在るか

不二興業株式會社　望月　隆

昭和九年七月一日（鮮米情報所載）

這般政友會の四代議士が鮮內朝鮮を視察して歸東後、報告せるもの〻中に於て、朝鮮米の生産費を十六圓七十錢と發表されたことは、朝鮮事情に通じ居る者の何人も呆然たらざるを得ざる處であつた。隨つて是に關して種々の議論を生じて、一時は頗る賑やかであつた。而して多くの人の其の結論とし、內地の人が如何に朝鮮の事情を解するに難いかといふことになつて居る。即ちそこに如何なる事情が介在するにせよ。朝鮮の事情がもう少しでも判つて居たならばあゝした數字は出し得たものでない、といふのである。

そこで吾等は今、如何なる點が最も力强く彼等をさうさせたか、即ち誤解に導いたかといふことを考へて見たい。

第一　「朝鮮農民の民度低く生活費も低廉であるから、隨つて生産する農產品も亦安くある可きである」といふ想像的な推論で終始してゐるが、この想像は彼我全く異なる經濟ブロックに就て考へた場合には、或は當る場合あるかも知れないが、內地及び朝鮮が現在の如く全然、同一經濟ブロックをなして居る其の兩者の生產費を、而も同樣な形式を以て調ぶるに當つては全く見當違ひの話である。即ち朝鮮の農民は智識低く、集約的農法の勤勞に馴れず、內地農民に比し農業勞働者としては甚し

く劣つて居るのであるから、内地人と同一經濟ブロック内に於て働いては極めて貧弱なる働きしかなし得ない、隨つて其の得らる可き勞賃も貧弱、低廉なる故、現在の如き簡粗、低級なる生活に甘んずる者である。金さへ多く得らるれば直に内地農民以上の生活でもするものである。現に南鮮の開けた部落に於ては内地農村に劣らぬ生活程度に達して居るものもあるのである。

第二　その點を更に細かく言へば「勞賃が高過ぎる、一反歩當りの掛人夫の數が多過ぎる」とでも思つたであらうが、一人一日當りの勞賃は別に作爲的な見積を遣つたのでなく、地方々々に行はれる日雇の勞賃に據つたもので、内地に於ける其の調査と何等異らないのである。

一反歩當りの掛人夫數も亦、實際を其の儘に記載したに過ぎない。が併し乍ら何しろ朝鮮の農民は内地人の想像以上に所謂太古の民といつた風格があり、内地農民の様にきび〳〵とは立働かない。太古の民といふのが過言だとしても少なくも徳川封建時の初期に於ける内地の農民の態度で田植や除草をするのであつて、せち辛い今日でも尚ほ農旗を押し立て、ドラを叩き、酒を飲み、踊り乍ら除草する地方が多いのであるから、集約的農法に叶ふ勞働力としては頗る低度、行程も遲く、仕事の出來榮も亦不良である故に、今日支拂はれつゝある日雇勞賃の如きは、貨幣價値に見積り決して安いものでない。

即ち今日の農村に於ける勞賃は、内地に比して、特に朝鮮が安くない、と同時に反當りの掛人夫の數の如きも寡少でない。

一方、收穫は面積に對して少ないのであるから、石當り計算に於て寧ろ高くなるのが今日の現狀である。

第三　「肥料が收穫に比して多い」といふ點は一見、尤もな考へ方であるが、朝鮮の事情が判れば其の考への間違つて居ることに氣付くに相違ない。

即ち如述する如くに朝鮮の農民は掠奪的――即ち無肥料農法の下に育ち集約的農法に馴れず、用水の如きは水利組合地域内と雖も全部が掛流し式であり、加ふるに掠奪農法の長きに亘つた結果、土壤中に肥料を「キヤッチ」する有機質が著しく缺乏等の爲に肥料の流出する歩合が頗る多いのである。故に肥料の效果を相當擧ぐる爲には、施肥の量を比較的多く要するのは當然である。

第四　農舍費、種籾代、籾摺歩合、等に就ても可なりに疑ひを持つて居る樣である

農舍費は内地が多角農法の結果、多方面の收穫に按分するに較べて、朝鮮が唯一の稻作收穫に負擔せしめた結果が、内地の人の思つたより高くなるのであると思ふ。種籾代の點は其の農法と反當りを よく見れば專門家の說明を俟たずして、直に諒解し得ることである。又籾摺歩合の如きも五〇%以上を期待するのは、内地若くは南鮮の一部即ち内地式に改良された部分のみで、朝鮮式としては四〇% 内外と決つたものである。

第五　又内地の人は「朝鮮では内地人の技術者が這入つて農事經營を企業的に營農することが出來るでないか、これは生産費の低廉な何よりの證據である」と考へてゐるがこれは誠に飛んだ見當違ひの考へ方である、現在朝鮮農民の農法は、頗る非科學的、非經濟的であるが故に生産費が前述せる如くに非常に高く、且つ科學的、經濟的にし生産費を低下し得る點があればこそ技術者を入れ、農事經

營を遣つても引合ふので、全く逆である。

以上は内地の人の誤謬に陷り易き二、三の點にのみ述べたのであるが、之を要するに朝鮮特殊事情を理解せず、然も極く局部の現象を見て、内地の農業事情を以て云爲するから飛んだ結論に到達するのだと思ふから、吾々は此の際、朝鮮の事情それには先以て其の特殊事情を充分に調べて貰ひたいと強調するのである。

二十二　政友會の發表數字十六圓七十錢を駁す

柄澤四郎

（昭和九年七月一日（鮮米情報所載））

一　緒言

朝鮮米の生産費に關して一般の關心が昂まりつゝある折柄適々、政友會が朝鮮米穀事情調査の爲四名の代議士を渡鮮踏査せしめ、其の結果を政務調査會米穀特別委員會の決議として去月十二日發表せるものの内に、朝鮮米の生産費は十六圓七十錢餘と斷定せる點は、拓務省が去る六十五議會に於て二十一圓七十錢と公表せる數字と對比し、實に石當五圓の低廉であるが爲、各方面より頗る注目を惹くに至つた。

本稿は素より政友會の發表數字が極めて妄斷にして、而も汎朝鮮米の生産費と稱するに足らざる所以に就て指摘、論評せんとするものであるが、それが爲には從來の朝鮮米の生産費に就て一言する要があり、自分をして卒直に、忌憚なく言はしむれば今日迄に總督府は勿論他の關係方面よりも朝鮮米の生産費に關し種々なる數字が發表されてはゐるが、それ等は孰れも正確なる朝鮮米の生産費と目するに足らず、併し乍ら、夫等の數字を綜合し、演繹せば眞の生産費が將して、如何なる程度にあるかを想像することは可能である、然して政友會の發表せる數字は、自分等が想像する程度よりも遙かに低廉なるものであることは勿論である。

二　議會發表の數字

去る六十五議會に於て發表された朝鮮米の生産費に關する數字を、自分は本稿に於て便宜上「議會發表の數字」と概稱するがその昭和八年度産米に就て三月二日の豫算總會の席上、今井田政務總監より發表されたものは石當籾生産費は庭先にて九圓九十四錢、玄米換算二十圓九十八錢となるが更に集散地に於ては運賃諸掛りを併算して二十一圓十錢に達し、また同八日拓務省が公式發表せるものは二十一圓七十錢にして農林省發表内地農家の二十三圓三十四錢に比し僅か一圓六十四錢の開きあるのみで、各費目に、就て彼我を比較すれば左の如くである。

内鮮八年度産米生産費比較

費目	内地米		朝鮮米	
	反當	石當	反當	石當
種籾代	〇・六一円	〇・二七円	〇・五二円	〇・三三円
勞賃	一九・一九	七・六五	一一・三四	九・一六
畜力費	二・一六	〇・八四		

肥料代	一〇・三六	四・一三	五・一五	三・二五
農舍費	一・一〇	〇・四四	一・六〇	一・〇一
農具費	一・五五	〇・六二	〇・七〇	〇・四四
諸材料其他	一・六八	〇・六七	一・二二	〇・七七
租稅公課	三・一三	一・三六	六・二二	一・六五
之れに準ずるもの	〇・二八			
土地資本利子	九・五八	一・三六	一一・三一	七・一三
小作料	一〇・一八			
檢査手數料	〇・四〇	〇・一六	—	—
精玄費	—	—	〇・七九	〇・五〇
合計	六〇・二九	二四・〇四	三五・二五	二二・二三
副收入	四・六九	一・八七	一・九八	一・二五
差引生產費	五五・六〇	二二・一七	三三・二七	二〇・九八
石當收量	二五・〇八	—	—	—
運賃諸掛	—	一・一七	—	〇・七二
合計	—	二三・三四	—	二一・七〇

この數字の發表さるゝや、議會に於ても亦、一般言論界に於ても朝鮮の米の生產費は評價過高なりとして、痛烈なる論爭が繰返され就中帝國農會の如きは聲明書を發し、以上の基礎數字に就て論評を下した。

△帝國農會の聲明　拓務省から發表した外地米の生產費、殊に朝鮮の生產費二十圓九十八錢は從來調査された、生產費とは格段の差違がある高いものである、尤も農產物の生產費は高低區々で高い生產費を集めたら朝鮮でも二十圓以上のものもあるであらう、內地でも每年一石四十圓以上のものが相當にある故に生產費は材料の取方により色々出で來るから、あの數字はある部分の數字であるにしても、一般的米の生產費として見ることは出來ない、第一生活程度の低いあれ丈けの生產力しかない土地としては勞銀が高過ぎる朝鮮の米作狀況に於ては段當十一圓三十四錢の勞銀を支拂ひ得るものではない、かゝる計算等を以てしては農業は成立しない又勞銀其の他直接的生產費に是非共あれ丈けを要するものなれば、朝鮮の土地には地代もなく、隨つて土地資本利子や耕作料は馬鹿に高い事になる、一般的生產費があの通りだとすれば、朝鮮では土地企業は成り立たない、生產條件を成立しない、故に無理に米作を行ふといふ事になる、左樣な不合理な農業經營をして一方では內地の農業を壓迫し、他方では米穀政策の爲に無理に國費を徒費せしめ、其結果は朝鮮企業者も倒れ、內地の農業も衰微する事になるが、內外地を通じて之れ程馬鹿らしい產業政策はないといふ事になる、生產費の內容に立ち入つての檢討は調査材料がないから困難であるが、朝鮮の農家は殆んど農舍といふものを有つてゐない、收穫期が晴天に決つてゐるから內地の樣に農用建物の必要がない、然るに農舍費が內地の農舍費よりも二倍も高い、隨つて內地の農舍費とは別個のものを擧げたのであらう、肥料の如きも反當り一石四、五斗程度の收量に對してはあれ丈けを要しないだらう、一石四、五斗の收穫は天然的要素と勞力にて生產し得る範圍に近いものである、要するに內容に對しては內

地の生産費の扱方より推察すれば疑義百出である今回の發表生産費はそれが一部の事實であるにしても、朝鮮の農業要件とは合致しないものと見られる、兎に角かゝる生産費を提出されては、外地米移入問題に對する拓務省等の態度に迄誠意が疑はれる。

△農林省の抱く疑問　農林省は非公式に（一）種籾代の過高（二）勞賃の過高（三）施肥料の見積り過大（四）農舍費の過高（五）農具費に於て同上（六）租稅公課が過高（七）土地資本利子の評價過高（八）籾摺歩合に就て見積り過少、その他の一一點に就て拓務省の發表數字に幾多の疑問あることを表明した。

勿論、これに對しては拓務省では種々辯明する處あつたのである。

三　其の反駁への反駁

帝國農會の聲明書の如きは、頗る論旨の不徹底な點が多く第一に懸け離れて文化の低級、幼稚な植民地にあらざる朝鮮に對して、生活程度が低く、生産力が乏しい土地であるから勞銀が當然廉かる可きである、としたいふ如き點は、何うしてあゝした結論に到達し得るのか理由を解し兼ねるが兎も角夫等の主張を要約すると（一）勞銀（二）農舍費（三）肥料代の見積りが高過ぎたと指摘したものゝ如く推定出來るから、此の三點に就て反駁する要がある。

（一）勞銀　敢て農事經營に限らず、朝鮮の總ての企業に對して、多くの內地の人は「朝鮮は何しろ勞賃が廉いから―」と指摘するのである、成る程、一人一日當りの勞賃の單價を內鮮間で比較すれば若干朝鮮側が低廉であるに相違ないが、然しその低廉なるだけ、否寧ろそれに比較して以上に、能率の惡いことに注意しなければならぬ、而して米作が如何に粗放農法に由つて營まれてゐるにもせよ、人手を要することに於ては內地の農法と大差はないのである、加ふるに一石の生產に對する耕地面積は內地より遙かに廣いのであるから、之に要する必要勞働力は相等に大て、結局一人一日當りの勞賃は廉くとも、其の一石當りに支出する勞賃の總額に於ては、內地の人が漫然考ふる如き低廉なるものでは斷じてない。

更に朝鮮農村の傳統的慣習として、耕作其の他農事に人夫を傭ふ場合、三度の食事は勿論其の間食迄も支給しなくてならぬから之等の現物給與は一回の實費は僅少でも、回數の多いだけに簡粗なる朝鮮農家經濟上には馬鹿にならぬ額に達する、其の如き馬鹿々々敷慣習も、俄に廢止するは困難故、現實の問題としては當然勞賃に通算さる可きである。

（二）農舍費　由來米の生產調査に際して農舍費は、農家の住宅費（朝鮮の農家で住宅以外に別に農舍を設置せるものは九牛の一毛にも當るまい）を或る程度に評價し、更に收入の各項目に按分して算出せるものゝ米の收入項目に關する分を言ふのであるから、それ自體は貧弱なものでも、米の單一農法で他に收入の寡い朝鮮の方が、種々なる副業による收入の比較的多い內地側に比して割高になるのは當然である。

農具費に就ても亦、同樣である、要するに收入の九分九厘までが米作に由る朝鮮の農家に於て、生產經費の大部分を米作が負擔する結果、割高になるのは餘りにも自明の理であらう。

（三）肥料代　收穫量に比して肥料を使ひ過ぎた計算になつてゐると指摘した點は、朝鮮の農家が

施肥の智識に於て、また其の耕地の狀況に於て、內地と同樣な程度にあれば尤も千萬であるが、不幸にして施肥智識を缺く朝鮮農民、掛け流し式の掠奪農法下にある朝鮮の耕地に認識不足から、總てが內地同樣に置かれたものゝ如く考へて議論をしてゐる、即ち內地の農民は肥料の效果を百パーセントまで擧げ得るが、朝鮮の農民は彼等の無智、怠慢、不注意と耕地の不完全から、其の幾割かを流して了ふ事を理解すれば、朝鮮に於て肥料代の割高となる理由は直ちに諒解し得らるゝのである。

又土地資本利子や耕作料は馬鹿に高い事になる、と指摘した點は、事實その通りで、その事實が朝鮮に於ける營農上の大なる苦痛となつてゐる。

農林省側の懷ける疑問點に對しては、自分等からすれば隔靴搔痒の憾みはあるが、兎も角も拓務省側から辯明してゐるので、これに讓つて再說の煩を避くるが、たゞ「籾から玄米への換算率は籾一石につき玄米五斗三升の割合が普通であるに對し、鮮米は四斗七升としてある」と玄米換算率の過小なるを難じた點には、是非とも其の認識不足を指摘しなくてはならね。

五斗三升の換算率通りにあるは南鮮地方の而も一部分に於てのみ認め得らるゝことで、大部分の農家は四斗七升にも達しない、現に平北に於ける不二興業株式會社の西鮮農場が銳意指導と奬勵に努めつゝも昭和七年產米に於て、其の換算率は四斗五升七合强、同八年產米に於て四斗六升三合强で、未だ四斗七升に達しない狀態にあるのである。

四　過去に於ける數字

朝鮮に於ける米の生產費調査は過去十數年前から行はれて居たもので、必ずしも最近、米穀問題が紛糾し、而も內地側が關心を持つに至つてから、或る政策を偶意せしめて特に割安なる樣に算出したものでは斷じてない、自分等をして寧ろ產米增殖計畫を提唱しつゝあつた立場より、總督府が却つて鮮米の生產費を、割安に公示せる憾みあるものゝ如く思惟せしむる程であるにも拘はらず、過去の數字は、いづれも石當籾十圓內外、玄米換算二十圓臺であつて、議會に發表して內地側論難の焦點となつた、二十一圓七十錢の數字と近似して居る、即ち過去十年平均と五年平均の數字を比較すれば次の如くである。

石當生產費(總督府調査)

	地主	自作	小作
最近十ヶ年平均	一〇、八八円	一〇、一七円	一〇、六〇円
最近五ヶ年平均	一〇、八〇	九、八八	一〇、二〇

更に內地人經營の農場が自ら調査せる昭和六年產籾一石當り生產費なるものは、左表の如く地主側平均十一圓六十九錢、小作農側九圓五十五錢となつてゐる、これを假りに換算率五〇%としても玄米一石當り生產費は其の倍額で、いづれも二十圓を遙かに超過し、實際的な換算率の四五%で玄米に換算すればそれ以上に高額なものになる。

昭和六年八農場籾一石當生產費(地主)

全羅南道	慶尙南道				
東拓朝鮮支社	忠淸南道矢切農場	全北南拓益沃水利組合	裡里支店東洋水利組合	朝鮮實業東山農場	川崎農場 松下農場
七、七〇円	六、八〇円	一四、五〇円	七、九三円	八、四〇円	七、九二円 一三、五〇円

租税及公課	二、一七〇	二、一四〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、二八〇	二、二八〇	〇、八〇〇	三、五〇〇
管理費	一、八〇〇	一、九九八	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇五〇	三、一〇〇	八、一八〇	一、〇〇〇
水利組合費	—	—	五、〇〇〇	五、〇八〇	—	—	一六、八五〇	五、〇二〇
雜費	—	〇、五七八	—	—	—	—	—	—
反當生産費	二一、一七〇	二一、四一六	二四、〇〇〇	一七、〇〇〇	二二、二五〇	一三、七八〇	三三、七六〇	二三、〇二〇
反當小作料(籾)	一、二〇〇石	一、一六六石	一、八〇〇石	一、三八〇石(定租)〇、八〇〇石	一、六二五石	二、四〇〇石	一、八〇〇石	
籾一石當生産費	九、三一〇円	九、七八〇円	一三、三四〇円	一二、二三〇円	一三、五八〇円	八、四八〇円	一四、〇六七円	一二、七八九円

八農場平均　籾一石當り生産費一一圓六九八

同　上（小作農）

	京畿道		忠清南道	全北東拓裡里支店		全羅南區		慶尙南道	
	東山農場	東拓朝鮮支社	矢切農場	益沃水利地内	東洋水利地内	朝鮮實業社	東山農場	川崎農場	松下農場
種子代	七・九二〇円	〇・四〇〇円	〇・四六一円	〇・三〇〇円	〇・四〇〇円	〇・四〇〇円	—	〇・四五〇円	〇・四五〇円
肥料代	一一・三三〇	四・五〇〇	七・七四〇	四・四五七	五・五〇〇	四・三五〇	二・〇〇〇	四・〇〇〇	三・六五〇
右内譯 苗代	三・九五〇(金肥)三・〇〇〇		〇・六一〇	〇・四五七	—(金肥)二・三三〇		一・五〇〇	—	—
右内譯 本畓	七・三八〇(自給)一・五〇〇		—	四・〇〇二	—(自給)二・〇〇〇		〇・五〇〇	—	—
勞力及牛馬賃	七七・〇八〇	七・二〇〇	七・六三〇	八・八〇〇	八・九七〇	一〇・一〇〇	九・六〇〇	七・六〇〇	九・八〇〇
右内譯 苗代	六・〇〇〇(人夫賃)六・〇〇〇(人夫賃)七・五〇〇(人夫賃)八・二二〇								
右内譯 本畓	六五・〇八〇(耕牛)一・二〇〇(耕牛)一・一〇〇(雀追)〇・三〇〇(耕牛)〇・七五〇								
農具費	四・一二〇	〇・四〇〇	〇・四五〇	—	—	〇・八〇〇	二・七〇〇	一・〇〇〇	二・六〇〇
租税及公課	〇・七二〇	—	〇・一四〇	—	—	—	—	〇・二〇〇	—
小作料	—	—	一三・九一四	—	—	—	一五・四一〇	—	—
農舍費	七・二〇〇	—	〇・四八〇	〇・九六五	一・九八〇	—	〇・二〇〇	—	—
其の他	一〇・二七〇	〇・四八〇	〇・八六〇	一・九八〇	—	—	—	—	—
反當生産費	一〇六・一七〇	一三・〇八〇	三一・四〇三	一五・六三七	一四・八七〇	一五・六五〇	二八・八一〇	一四・一五〇	一六・四四〇
生産藁代	一一・〇九〇	一・六〇〇	三・六一八	一・六〇〇	一八・〇〇〇	一・二〇〇	—	一・〇〇〇	一・三〇〇
差引	九五・〇八〇	一一・四八〇	二七・七八五	一四・〇三七	一三・〇七〇	一四・四五〇	二九・九一〇	一三・二五〇	一五・一五〇
籾收量	七・二八〇石	一・二〇〇石	三・三六七石(定租)二・三三〇石		二・三〇〇石	一・五〇〇石	一・五〇〇石	一・六〇〇石	一・六五〇石
籾一石當り生産費	一三・〇七〇円	一・五七〇円	八・二五〇円	六・〇一〇円	六・四三〇円	八・六三〇円	九・二〇〇円	八・二二〇円	九・一八〇円

九農場平均籾一石當り生産費　九圓五五七

（摘要）小作料欄に計上なきものは小作人手取米に付計算せるもの

五　拾七圓内の數字

政友會發表の數字が偶然にも拾六圓七拾錢であつたが「朝鮮米の生産費は低廉である」と考へてゐる内地側の人々の直感的に懷抱してゐる數字も、大體に拾七圓内にあるものゝ如くであるから、特に拾七圓内の數字に就て檢討する要がある。

總督府が調査發表したる昭和四年以降の分中から、拾七圓内（まづ換算率五〇パーセントとして籾石當八圓五拾錢以下）の生産費を摘錄すれば左表の如くである。

道名	昭和四年 地主	昭和四年 自作	昭和四年 小作	同五年 地主	同五年 自作	同五年 小作	同六年 地主	同六年 自作	同六年 小作	最近十年平均 地主	最近十年平均 自作	最近十年平均 小作	最近五年平均 地主	最近五年平均 自作	最近五年平均 小作
京畿道	—	—	—	八・三六円	七・一〇円	七・六六円	—	—	—	—	—	—	—	—	—

忠清北道	—	—	—	—	七・〇二	六・八一	八・三一円	八・三一円	七・〇〇円	八・三二円	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	七・〇七	六・六三	六・三六	八・一一	七・五二	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	—	—	六・四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—	—	八・四三	—	—	—	—	—	—	—
慶尚北道	—	—	—	八・四〇	七・三三	八・三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶尚南道	—	—	—	七・四三	—	六・三三	—	—	八・二五	—	—	—	—	—	—
黄海道	—	—	—	—	八・〇二	七・三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平安南道	—	—	—	—	七・〇七	七・四八	—	—	八・三三	—	—	—	—	—	—
平安北道	八・四一円	八・四三円	八・〇七円	五・八〇	七・六七	七・七二	六・二七	五・八〇	六・二六	七・七〇	八・四一円	八・〇四円	七・四七円	七・三三円	七・二二円
江原道	七・七五	八・〇七	—	八・一三	—	七・八五	七・五八	八・四七	—	八・三〇	—	—	七・八一	八・四二	—
咸鏡南道	—	—	—	—	八・七六	七・五九	—	—	八・四八	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	七・八八	六・八四	七・〇八	五・九五	六・四二	六・八二	—	—	—	七・八五	八・五七	七・三〇	七・九三	七・五一	七・二九
平均	—	—	—	—	七・九八	七・六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—

前揭の八農場調査分中にも拾六圓臺(即ち籾石當八圓臺)を求むれば、地主側に東山農場(籾石當八圓四八錢)と小作農側に忠南の矢切農場(籾石當八圓二五錢)全北の東拓裡里支店管內の溢沃水利組合地域內(籾石當六圓四三錢)竝に東津水利組合地域內(籾石當六圓〇二錢)慶南の川崎農場(籾石當八圓一二錢)がある。

又昭和六年度籾石當生產費に就て、總督府が各道に自作農竝に小作農の各二戶宛を運び調査せるもの〻中から拾七圓(籾石當り八圓五〇錢以下)以下のものを擧ぐれば、小作農家側二十六戶中十五戶に達し、最低は拾圓八拾貳錢(籾石當五圓四〇錢倍額換算)に止り、二十六戶總平均は拾七圓貳錢であり、自作農家同じく二十六戶中十七戶に達し二十六戶總平均拾五圓九拾四錢(籾石當七圓九七錢の倍額換算)であるから拾七圓內(籾石當八圓五〇錢以下)の數字は絕無ではない。

然し乍ら其等の數字を以て直ちに朝鮮全體を代表する數字と目することは大に危險である又其の調査內容自體に就ても再檢討の餘地が存するに拘はらず、單に或る想像點に偶然一致するからといふ丈けで、無條件で之れを肯定(事實は妄斷である)して重大なる問題解決の基礎となさんとすることは斷じて當を得たものとは言へぬ、特に注意すべきは斯くも著しく低下せる數字は財界不況、諸物價低落の尖端に立ちつ〻あつた昭和六年度の產米の生產費に就てより多く見出さる〻ことである。然るにインフレーションの影響を既に被り諸物價竝に勞賃の昂騰し來つた最近の生產費を、不況當時の拾六圓臺の數字に當て篏めて律せんとすることは亂暴と評す可きである。如何に生活程度を低かる可く餘儀なくされた環境裡に在る朝鮮農村とは言へ、昭和六年頃の農村の勞賃を以てしては、彼等の最低生活線に彷徨することとすら困難である。況んや其の當時の生產費の平均數字なればとてこれを以て他日を律するに至つては、寧ろ非人道的の擧と稱するも過言でない。

六 影を背負つた調査

今まで叙說せる處に由つて、何人も政友會の代議士一行が「朝鮮米の生產費は拾六圓臺(籾石當八圓五〇錢以下)にある可き筈だ」といつた觀念を先に懷き、その調査は寧ろこれを裏書せんが爲に行はれた憾みありと考ふるに相違ない。現に一行中の太田正孝氏の如きは、內地の一流雜誌に於て「拓務省か朝鮮米生產費二十二圓二十三錢と發表せるはインチキである」と公然と放言(經濟往來五月號一頁時評(米の開き)參照)してゐる程の人で

あるから、調査に際して或る先入主觀を懷いてゐたことは斷言し得る、總ての調査に於ても同樣である か無智な農民を相手に聽込みを唯一の基礎とする農業の調査は得て調査者の先入觀念に引摺られて結論に到達する傾きが多く、斯界には「自分の影を背負つて歸るな」といふ戒めの言葉すらある程である。政友四代議士の實地調査に際しての問答の筆記錄を通讀すれば果せる哉、所謂誘導尋問が隨所に繰り反されてゐることを指摘し得るのみならず、相手の農民が固くなつて解答し得ない事項が多く、然もこれを是正追問せずに終つてゐるに拘はらず、その報告書には「米穀統制法施行令竝に同施行規則に定むる調査指針に則り」云々とシラを切つて居るのであるから、如何なる點から推しても最も警戒すべき「影を背負つた調査」に墮して居るものと斷定し得る。

七　調査自體の缺陷

假りに數歩を讓り先入觀念に捉はれず全くの白紙で調査に當つたものとしても、その調査自體が萬人をして決して首肯し得るものでない。殊に調査の(一)範圍狹少(二)時間短少(三)應答上の誤謬等に多くの缺陷を持つことは、決して見逃し得ぬ。

(一)　調査範圍狹少　その報告書にも述ぶる如く、一行は自作農六戸、自作兼小作農三戸、小作農六戸の計十五戸を調査したに止る、隨つて其の範圍に於て如何に正確を期し得たりとしても、以て汎く朝鮮農家の米の生產費調査としては、所謂九牛の一毛だに値せぬものであること勿論である。況んや或る先入主に强く捉はれたる調査たるに於ては、何をか言はんやである。

(二)　調査時間の短少　一行が一戸に就て聽込み調査に費した時間は、最長四十分最短二十分內外を

出でぬか、斯くの如き短時間に於て、而も一冊ノートすら備へぬ相手の朦朧たる記憶から、斷片的質問に由つて廣汎な農家經濟の基礎とすべき要項を完全に聽出し得たとせば、人間業でなく善智善能の神のみが爲し得ることであらう。

(三)　解答上の誤謬　一行と農民との間に交はされた一問一答の速記錄を通讀すると、相手が所謂固くなつて居た結果にも依らうが、一行の質問要旨をそれた全く見當違ひの返答、または實際とは違つた數字——假令は一日一人の稻刈り面積百五十坪內外に止まるものを、二百坪と答へたり、麥の收量の——二石程度を四石と答へたりした類——の答へがあるに拘はらず作爲か認識不足か何等の訂正、追問なく其の儘に進行させて居る處が頗る多い。斯くの如くしては、如何に一定法規の定むる規準に由る調査たるとも、結論に於て重大なる過誤に到達するは當然である。

(四)　根據を示さず　また政友會の發表には、十六圓七十錢と稱する結論のみで、何故そこに到達するかの基礎數字を示さぬ隨分亂暴なもので、この點が尠なくも米の生產費調査としては重大な缺陷があると同時に何等かの爲にせん發表であると言はれても辯解の辭はなからうと思ふ。

又一行が調査の實際に當り乍らも勞賃、食物現物支給慣習、施肥量等に就て前述せる通りの認識不足よりする過誤を以て、判斷し律したと思斷す可き點が多い。而して、內地人の朝鮮米の生產費に就て懷抱する先入的な「十六圓臺に決つて居る」式の直感から一步と雖も離れて居ないことを看取せしむる。

八　結　論

自分は今まで叙述した如く從來の總ての數字は、或る時期或る方法、或る場所に於ける鮮米の生産費として而も所謂、當らずと雖も遠からざる程度のものと止り、汎朝鮮米の生産費としては、現に當局が企畫しつゝある大仕掛の調査を、同一箇所に就て尠なくも三箇年これを繰返して、然る後に初めて確信し得る數字に到達するのであると斷言する。隨つて政友會の發表數字の如きは朝鮮米の生産費と稱す可く潜越千萬なるもので假りにアノ程度のいゝ加減のもので、朝鮮米の生産費が易々と決定し得るものとせば、當局か米穀生産費調査會を設くる必要も、また總督府が初年度に於て二十餘萬圓を計上し三箇年の時日を費し、百八十戸の農家に就て嚴密なる調査計畫を樹つる必要もない譯である。然るに事實はそれ程の金、人手、時日を斷然必要として、そこに期待されて居るでないか、これこそ反面に於て、旬日に滿たぬ驅足視察が其の調査に何等價値なきを立證して餘りあるものであるまいか。

信ず可き根據を示さず、信ずるに足りぬ數字をばまさかに大政黨の政友會が黨の名に於て發表する筈はなく、その發表は何等かの誤りである可きことを信じては居るが、天下の注目を惹いた問題故、誤解なからしめんが爲、特に本稿を草し識者の叱正を希ふ所以である。

二十三　再び鮮米生産費に就き政友會の發表を駁す

柄澤四郎

昭和九年七月二十一日(鮮米情報所載)

一　緒言

朝鮮米穀事情視察のため政友會より特派された四代士が歸京後、其の調査報告を基礎に、政友會の名に於て朝鮮米の生産費を十六圓七十錢と發表せることは、米穀界に多大の衝動を與へた。而も其の數字は根本に於て多くの認識不足に出發し、多くの過誤、誤謬、妄斷に墮せるものであるから、自分は一々それを指摘して前々號の本誌に詳細なる駁論を發表し、政友會の妄を啓く處あつた。

然るにその當時に於ては結論としての十六圓七十錢なる數字のみを公表したに止り、その結論の據り來る推算の基礎を一つとして明示してなかつたので、算出の根據にまで遡つて批判することを得なかつた憾みがあつた。今回適々、政友會の機關雜誌「政友」(七月一日發行第四〇七號)は鮮米視察特輯號として、全卷八十頁の全部に、這般來の助川、三善、福井、大田の四代議士署名の調査報告論文である「鮮米を見る」を掲載し、最後の第六章「鮮米の生産費」に於ては自分等の待望せる算出の基礎數字を概略乍ら公示し加ふるに比較的詳細なる說明をなしてゐる。然し乍ら十六圓七十錢なる數字が認識不足と過誤の斷定とに由る總決算であることに於て依然變りなく、否な說明と數字の公示を詳細にする度を加ふるに隨ふてその見當違ひなる所以を愈々明白にし來つた觀があるので、他日の誤解なからしめんが爲、改めて駁論を加へんとする譯である。

二　巧妙なる作爲

全文を次の如く八章に分ち說明を下して居る。即ち

一章　鮮米の重要性

二章　鮮米の特殊性と概觀

三章　鮮米增加の限界
四章　朝鮮に於ける農村對策
五章　朝鮮に於ける米穀統制施設
六章　鮮米の生産費

等であつて、縷々、敍說を下し就中、朝鮮に於ては米のみが唯一の現金收入の資源なる點を認め、經濟上の重要性を肯定してゐない、朝鮮の農村事情を說明し、特に幼稚、低級なることを力說するに當つて常に「斯くの如くであるから、生産費は高かる可き筈なし」とする觀念的推定に讀む者を導かんとする努力の跡を窺知し得る樣な敍說振りが目立つのである。

と同時に、全般的に朝鮮の産業其の民族に對して特殊性を理解したと稱する域に未だ達せずして、總督府其の他の調査資料の敍說する範圍內に於ける朝鮮事情の輪廓を摑み得た程度のものである、といふ感じを抱かせられる。從つて何人もが「この程度の朝鮮に對する理解では、飛んでもない結論を生むのも當り前である」と思惟するに相違なからう。

更に注意すべきは、他章に於ては隨分、入念に朝鮮に關する統計、數字を引用してゐるにも拘はらず、肝心の生産費問題に至つては、當然引用を必要とせらるるものをも省き頗る簡粗になり、而も冒頭に農村物價の最低度にある昭和六年度の籾生産費八圓十七錢——即ち石當十六圓臺のもののみ掲げ、直ちに議會に於て問題となつた二十一圓七十錢を唱ふる八年度の生産費の夫と對照せしめてあることである。斯くする場合に、朝鮮の農業に關して何等の豫備智識を持たぬ內地の大衆が、低廉なる

生産費の十六圓臺の數字に引摺られ勝ちになるのは避け難いことで、却々巧妙な偶意であり、作爲の準備工作であると云はざるを得ない。

一行の調査自體が既に多大の缺陷を持つ極めて粗漏なるものであることは、自分が前々號所揭の駁論に於て指摘してゐるが四代議士は「昨年度に於ける實績を檢討し、現物なり現情なりと對照して出來る限り細密に調査を行つた云々」（七十四頁九行目）と斷言してゐる。一行が各農家を訪れて農民相手に應答を重ねた速記錄を通讀した者にとつてはその斷言の餘りにも白々しさ加減に二の句がつげない。

三　基礎數字の內容　（一）

政友會發表の十六圓七十錢の內容——と基礎數字は次の如くで念のため議會當時、拓務省發表の夫れと對比すれば（いづれも一段步當り）

費目	政友會發表 段當	拓務省發表 段當
	円	円
種籾代	〇・三四	〇・五二
勞賃及畜力費	八・五三	一一・三四
肥料代	四・九五	五・一五
農舍費	〇・四六	一・六〇
農具費	〇・三四	〇・七〇
材料費	〇・七一	一・二二

租稅公課	二・〇〇
土地資本利子小作料	一三・三一
製玄費	〇・六九
合計	三一・三三
副收入	二・一〇
差引生產費	二九・二三
反當收量	一七・五四
運賃諸掛	—
石當生產費	一六・七〇

(1) 種籾代　を三十四錢とすれば、內地に於ける米種籾代に較べ一升約五錢安の九錢八厘平均（八年度鮮米生產費推算基礎數字）としても、反當僅々三升四合五勺强の播種量にしかならぬ。朝鮮の實際としては播種量は移植する處で五升平均直蒔きの處で七升强と肯定されてゐるのであるから、拓務省發表數字の基礎をなす種籾代五十二錢の播種量五升三合の方が、遙かに妥當である。

更に今日、朝鮮の農家が極く小部分に行はるゝ陸苗代又は乾畓栽培を除き、浸種せぬものはないにも拘はらず「浸種の面倒なる手段を避けて、そのまゝ使用するを例とし云々」（七十五頁四行目）と言ふに至つては、惡意の曲筆にあらずんば滑稽千萬な認識不足と評するの他ない。

(2) 肥料代　は二十錢安く計算した根據が不明であるが、要は朝鮮に於ては金肥の使用が僅少で、最近五ヶ年平均耕地一反歩當り四十七錢に止るといふ點を强調して居る。元來、金肥使用增加率の極

めて大きな朝鮮では過去數ヶ年の平均數字を以て最近の實情を律すること自體が、既に大きな過ちである。この平均數字を金科玉條の如く心得て云々する邊りが、前述した如く統計や調査資料の上で其の輪廓が判つた程度の朝鮮に對する理解に止つて、未だ實情を理解し得て居ない何よりの證據である。

(3) 勞賃　其の畜力費との合計を拓務省發表生產費の基礎數字である十一圓三十四錢は過高であるとして、八圓五十三錢と見積り、反當二圓八十一錢を割引いてゐるのである。二圓八十一錢を割引いた基礎に言及してゐないが、縷々叙說する處を要約すると。

（一）農耕法が單純であるため多くの努力を要せず。

（二）一般に耕耘に運搬に畜力利用の日數少ない故に畜力費は低廉なり。

と稱する論斷である。

更に滑稽なことは、朝鮮の農耕法の單純さを說明する程に、「病蟲害の驅除豫防に至つては殆んどこれを行ふものがなく、除蟲油等を使用することは絕無といつても過言でない」（七十六頁六行目）と言つてゐることであつて、浮塵子の發生に對して鮮農が「減吳」或は「狂蟲」と稱し頗る敏感且つ恐れ、一度これが發生を見る場合、旺んに石油或は荏油等を使用し、驅除に努むる事實慣習を、一向に御存知ない。斯くの如き調子であるから、農耕法が單純であるため多くの勞力を要しない、などと物事を簡單に解決——妄斷する勇氣(?)が出るのであらう。

一行の報告文には「朝鮮の農業は一言にして言へば「ホミ」と鎌さへあれば達せられる」（七十八頁

三行目）と、特に機械の使用の範圍の頗る狹い點を强調してゐる。如何に朝鮮の農耕が簡粗であるとは言つても、耘耕から植付、草取りから刈取り、乾燥から脫穀、收納までの手數に於て內地の農耕過程と大差あるものでなく、つまり或る一定限度の手間は掛つて居るのであるから、機械を利用しないことは半面に於て、人手を多く要して居ることを物語るものでないか、加ふるに其の人手が技術拙劣、能率低しといふのであるから所要勞力は必ずしも少なくない。であるから、耕作技術に長け、能率の良い內地農民をして、朝鮮に於ける在來の農耕法通りに遣らせたならば、單純であるから多くの勞力を要しないといふ議論は成立しやうが、然らざる限りさう簡單にはゆかぬ。

隨つて拓務省發表生產費中の基礎數字である作農別所要勞力員數

（一）	自作農家 男子	一五・七人
	女子	二・八人
（二）	自小作農家 男子	一四・九人
	女子	二・六人
（三）	小作農家 男子	一四・一人
	女子	二・五人

は最小限度の必要數であり、これが勞賃男五十九錢（內地より三十二錢安）女四十五錢（內地より三十一錢安）と見積つた計算は決して過大なものでなく、慣習に由る食事給與の現物等を嚴密に評價するならば、寧ろ過少の憾みすらある。

(4) 畜力費　の點では「一般に耕耘または運搬に畜力を利用する日數も少なきため、畜力費は極めて低額になつてゐる」（七十七頁八行目）と言ふ斷定であるが、何うも叙說する處から察するに、耕牛としての賃借する場合に就てのみ議論をしてゐて、朝鮮の農家が內地に比して頗る畜牛の旺んに行はるる實相を見て居ない爲、彼等が其の經濟としては却々多くの負擔を拂ひ乍ら、耕牛として牛を飼ふ點に就ての理解を缺いて居る。耕牛として專ら飼育する以上、其の使用日數の多寡は第二として、所要經費の大部分が、米の生產費に轉化さるるは當然でないか、この邊の觀方は著しく片鱗を下して其の全貌を律するの弊に墮して居る。

四　基礎數字の內容　（二）

(5) 農舍、農具、材料費　の三項目を通じて一圓四十五錢を計上したに止るから、拓務省發表の三圓五十二錢に較べ、實に二圓七錢安の計算である。此の三費目の合計に就ては、或る程度までは內地よりも低廉であらう、といふ常識的判斷を許しても、拓務省發表數字よりも、二圓以上も低廉である可き筈はない、自分が前々號所揭の議論中に指摘した如く、農舍費の如きは工作物自體が、お粗末千萬であるからといふ點をのみ强調してゐるが、主張の如く工作物は低廉でも、減價、修繕費の合計に乘ず可き米作負擔率が米作唯一の農法下にある爲、割高になつてゐることを忘れて居る。農具費に於ても、亦同樣であつて、內地に於て甲農具九十五錢、乙農具六十錢、合計一圓五十五錢であるに較べ、拓務省發表のものに於ては、一括して七十錢は決して過大でない。隨つてそこに毫も割引の餘地はない筈だ。

諸材料費に於ても、多少は內地より低廉であつても、政友會四代議士の調査の如く若干の包裝材料

費を見積つたのみで、選種用材料も病害蟲驅除豫防材料の費額を計上しないのは亂暴だ殊に總計一圓二十二錢の拓務省發表の夫れには、朝鮮農民の大部分が負擔して居る種子、肥料其の他栽培に必要な資金を借入れたものの利子五十三錢を含んで居ることを、全然拔きにして計算してゐるのが大きな過誤だ尤もこの借入金の利子を此項目に計上することの可否に就ては議論の餘地があるが、いづれに計上するも全然これを省略し得ない性質のものであれば、反當生産費としての累計に於て變りはない筈だ。

(6) 租稅及公課　畓の地價は全鮮を通じ平均三十七圓乃至九十二圓であり、地稅に平均六十四錢、附加稅は本稅一圓につき道費六十乃至七十錢、面費三十乃至七十錢、農會費七錢で一反步平均負擔一圓四十錢乃至五十錢になるとして、更にこれに水利組合費等を加へ二圓と計算してあるから、拓務省の六圓二十二錢に較べ實に四圓安となつてゐる。

拓務省發表の反當生産費三十五圓二十五錢に比し、政友會が三十一圓三十三錢と計算し、その間に生ずる差額三圓八十二錢は、專ら此の項目に於て出ずる差額四圓二十二錢と、材料費、農舍費竝に農具費の合計に於て生ずる差額二圓七錢が主なるもので（尤も土地資本利子に於て政友會側の計算は却つて多くなつて居る）果して左程、低廉なる可きか何うか頗る疑はしい。

租稅は前述の計算でこれを肯定しても、水利組合費の負擔に就て、五圓から八圓にも達するのは償還費を含んだもので、經常費としては反當僅々一圓內外を出でぬであらう、として水利組合費の負擔は經常費に限る可きかの如き口吻を漏してゐるがさうすると直接米の生産增加に消費された筈の水利組合の借入金は、いづこに負擔さす可きことになるのだ？……

要するに割高な水利組合費の負擔を計上すれば、この項目に於ける額は實際に於て斷じて反當二圓程度で濟んではゐない。

(7) 土地資本利子　に就ては十三圓三十一錢と計上してあるから、拓務省の夫れよりも却つて二圓高になつて居るのは、土地價格に對して年八分の利子を附する計算を避け、隣地の小作料を基準とし、庭先相場の米價に由つて算出した結果であらう。

(8) 副業收入、反當收量　に於て若干の相違がある、副業收入の點で拓務省の一圓九十八錢に較べ、二十二錢高の二圓十錢とし、反當收量に於て拓務省が一石五斗八升としたに對し、一斗七升增の一石七斗五升にしてあるが、極く僅かの相違とは言ひ乍ら、其の理由に就て言及するのが斯くの如き調査報告文としては當然の責務であると思ふ。

五　結　論

「政友——鮮米視察特輯」を通讀する時、朝鮮の特殊事情（それは短時日の視察や調査資料等に由つては到底、理解し得ないもの）に就ての認識不足の點の歷然たるものを、隨所に指摘し得るのである。そして其の認識不足に由つて斷定を下された結果が、十六圓七十錢といふ鮮米生産費の發表數字になつてゐる。

隨つて朝鮮に關し多少の理解を持つ何人もが、拓務省發表の二十一圓七十錢なる數字に、多少の疑

問を挾む者でもその發表數字を肯定するに足るものをあの報告文のいづこに於ても見出し得まい。政友會が其の機關雜誌を通じて公々然と發表した處をみると、發表そのものが間違ひはなからうが、自分等は近き將來に於て「成る程、さうだつたか」と重大な過誤を政友會が發見し、これに對する訂正する秋があるものと信じて居る。否な大政黨の襟度は必ずこれに躊躇するものでない。

二十四　政友會派遣團の鮮米調査報告の矛盾

（自昭和七年七月十八日　至昭和七年八月　八日（朝鮮米肥日報所載）

這般政友會派遣の助川、三善、福井、太田四代議士が鮮米事情調査の報告は政友會機關紙政友七月號に掲載されてゐるが、全文は一　鮮米問題の重要性、二　鮮米の特性と概觀、三　鮮米增加の限界、四　朝鮮に於ける農村對策、五　同米穀統制施設、六　鮮米の生産費の六章より成つてゐる先づ問題となつた鮮米の生産費から要點を掲載することゝした。

一　調査の基準

今回我等の行つた鮮米生産費の調査は、平坦地方、山間部地方、又は畜本位の箇所竝に畜、田兼作の箇所等につき朝鮮總督府及び各道廳の指示によつて慶南、全南、全北、黄海、平安南北等に於ける自作農六戸、自小作農三戸、小作農六戸につきそれ〴〵調査したのである。朝鮮に於ける農法は全道を通じて殆どその軌を一にし、極めて單純であるから、經營の大體と費目の內容程度などを知るには支障を來さなかつたと信ずる。

二、調査の方法

調査の方法としては左記十項につき農家の昨年度に於ける實績を檢討し現物なり現狀なりと對照して出來得る限り細密に調査を行つた。

一、種籾代
二、肥料代
三、勞　賃
四、畜力費
五、諸材料費
六、農會費
七、農具費
八、租稅其の他の公課
九、土地資本利子及び小作料
一〇、副收入

以下各項目に分つて述べる。

種籾代　種籾代は先づ農家の實際に使用した數量を調査し選種浸種の有無を確かめ農家の庭先相場による價格によつて算出した。然し農家の大部分は選種浸種等の面倒なる手段を避けてその儘使用するを例とし、その使用量は直播の場合には比較的多量であつて、主として西鮮又は北鮮地方に行はれ

てゐる。然し大多數の農家は內地の如く移植を行つてゐるから、使用量も少い。

肥料代　肥料代は金肥代、堆肥代、綠肥代とに分け、さらに基肥と追肥とに付て調査したその結果によつて見ると平坦部地方殊に蒙利區域內は一般に金肥を使用し、干拓地に至つては更に多額の金肥を使用してゐるが堆肥、綠肥等は原料不充分な爲め其の使用も極めて少い。反之山間部地方に於ては殆んど金肥を使用せず、假令使用するとしても僅少に過ぎず、概して堆肥又は綠肥を以つて主要肥料としてゐる。このことは朝鮮全道に於ける金肥使用額が最近五箇年平均耕地一反歩當り四十七錢なるを見てもその使用が少いことが容易に判明するであらう。

尙ほ朝鮮農民は概して人糞の仕末が惡く兩便所の設備がない爲それを農作物に使用することが不可能である。

勞賃　勞賃については概括的でなく勞務の內容につき畓の耕耘、整地、畦畔塗、基肥、追肥の運搬施用、本畓への移植灌排水、除草、病蟲害驅除豫防、刈取、稻乾燥脫殼及びこれに伴ふ仕事、籾乾燥、調整、包裝その他籾收穫までの勞力等につき細く調査して計上した。けれども農法が粗放であること、小作制度に缺陷あること、舊來の慣習などよりして其の耕作も極めて單純であり、耕耘の如きも一毛作畓に於ては一回乃至二回に過ぎない。且つ牛馬を使用することも稀で基肥や追肥の運搬にはチゲを使用し、たま〳〵山間部に於て牛馬車の使用を見るのみ。又除草の如きも甚だ簡單で多くはホミを用ひ、除草機は少數の資力ある農家に於て使用さるゝに過ぎない。病蟲害の驅除豫防に至つては殆んどこれを行ふものがない。除蟲油を使用すること絕無といつて過言でない。

刈取後は畓で乾燥して脫殼してゐるが、改良脫殼機を使用するものは平坦部に限られ、山間部ではセンバとか打落の如き舊來の方法に依るものが多い。包裝も簡單なる俵を用ひ、製玄所にて叺に包裝するを例とする。

以上の如く農法簡單で多くの勞力を要しない。勞賃は概して低く南鮮に於ては二十錢又は三十錢であつて中には一人當り十五錢を與へ、別に十錢の煙草を四、五人に分配するのもある。高率賃銀と言はるゝところでも五十錢乃至六十錢を出ない。但西北鮮地方は鑛山採掘の爲め勞力の不足を來してゐるのである。

農業勞働者の賃銀も七十錢を支給してゐるところもある。

政友會派遣團の調查報告は最近朝鮮米肥日報紙上に其の概要が登載されたが、私は其の調查の杜撰と誤謬に一驚を喫した一人である。大政黨としてし斯樣な調查を公にしたことは聊か心外に堪へぬ、私は該報告の全面に亘る批評は其の遑なきも最も重要と認むる二三事項に就て其の誤謬を指摘して見たいと思ふ。

先づ農業勞銀の調查に於て南鮮地方は二十錢乃至三十錢と發表されたが苟くも農業上の雇傭には斯樣に低廉な勞賃は無い。朝鮮人の農業勞働者は飮食供與のものと其の供與なきものとに依り、又同じ飮食供與のものゝ中にも一食供與と三食供與とに依り其の額に多大の差異がある、其の外作業の種類、時期竝能力等に依りても多少額を異にする。朝鮮人の勞賃は農業に限らず凡ての勞働賃銀が內地人に比し低廉であるけれども該報告書に記載された如き賃金は恐らく三食供與の最低勞銀を指摘したものにあらざるか、果して然らば其の調查標準に於て既に誤つたものである。之に就て朝鮮農會が昭

和五年より同七年迄に施行した農家經濟調査の際實査した日雇賃金を擧ぐれば左の通りである。

區別		農繁期		普通	
		男	女	男	女
飲食供與なきもの		八〇	六〇	六〇	四〇
一食供與のもの		六〇	五〇	五〇	三〇
三食供與のもの		四〇	三〇	三五	二五

（單位錢）

次に畜力費に於て朝鮮全土に亘り牛六十萬頭、馬六萬頭が飼育され、牛馬の使役は西北鮮の山間部に限られ、平坦地に於ては殆んど使はれてないと述べられたが、實に矛盾極まる調査である。朝鮮に於ける牛馬頭數は昭和七年末現在に於て牛百六十六萬四千四百三十五頭、馬五萬三千八百八十七頭である。牛の普及狀況は農家百戸に付五十七頭であつて飼高戸數百戸に付百二十九頭である。之を道別に觀れば南鮮より西北鮮が飼育頭數は多いけれども其の使役に至りては山間地方より平坦地の方が旺盛である。其の原因に付ては山間地方は草生地が多い爲繁殖上有利なるも交通不便の爲使役は自ら限られて居る。之に反し平坦地方は飼育上の條件は不利なるも道路の整理に伴ひ諸種の運搬に牛を使用し到る處牛車繰るが如く往來するは半島の一情景となつて居る。各道別畜牛飼養狀況を述ぶれば左の通りである。（單位頭）

道別	牛現在頭數	飼養戸數	飼養頭數割合 買家百戸に付	飼養頭數割合 飼養戸數百戸に付	畜牛一頭に對する耕地面積
京畿	一二八、七九五	一二〇、一六一	五四	一〇七	三、〇三町
忠北	六五、四〇二	六〇、二一八	四七	一〇九	二、四四
忠南	六〇、二七二	五六、五五〇	三〇	一〇七	四、一〇
全北	五四、六五八	五一、一七四	二四	一〇七	六、二三
全南	一二三、九二五	九七、七〇八	三三	一二七	三、三八
慶北	一八七、〇九三	一六五、九四八	五三	一一二	二、〇六
慶南	一五九、五九六	一三二、六六二	五六	一二〇	一、七六
黃海	一二九、三一四	一一一、九四一	五五	一一五	四、二八
平南	一〇八、〇六六	八〇、二三〇	六一	一三四	三、六七
平北	二〇六、五九九	一二七、二五四	九八	一六二	一、九九
江原	二〇一、九五二	一三五、九九〇	九〇	一四九	一、一七
咸南	一六二、九六二	一〇〇、八八一	八九	一六二	二、四八
咸北	七八、八〇一	四七、三一七	五七	一二九	二、六八
合計	一、六六四、四三五	一、一八八、〇〇七	五四	一〇七	三、〇三町

飼養頭數割合 買家百戸に付 / 飼養戸數百戸に付

次に農具費に就て「朝鮮の農業はホミと鎌さへあれば達せられ、地主は昔から牛馬の使役を恥辱とし、小作人は作男たるに過ぎぬから殊更農具を備へる要なし云々」とあるは朝鮮の農業を原始的農業に諷刺した言辭であつて、之に依り該派遣團の鮮米調査に對する動機が公正を缺いた樣にも疑はれる。始政以來半島の農事は長足の進步を遂げ耕種方法が改善され、改良農具も相當普及された。朝鮮農會の調査した所に依れば鮮農の所持する農具は其の種類五十餘種であつて、其の標準價格は自作農は二十圓から百八十圓、自作兼小作農は十八圓から七十圓位である。

牛馬の使役を恥辱としたのは古昔に於ける大名貴族の傳説であつて、鮮農は昔から養畜と耕種とを兼營し、最近に至つては自給肥料の增產に有畜農業を主體として經營の改善に邁進しつゝある。吾人は嚴正なるべき該報告書の中から前記の如き字句を見出したのを甚だ遺憾に思ふのである。

左に朝鮮農家の普通所持する農具の種類を上げて見よう。

一、耕耘器　在來犁、三德鍬、ホミ、ショベル、手ショベル、馬耙、田打車

二、施肥器　熊手、下肥汲取、桶下肥溜甕

三、作付器　田植繩、土塊粉碎器ベンチー

四、運搬器　チゲ、バチゲ、簀、車、牛鞍

五、收穫調製器　鎌、足杵、木製カレー、稻扱器、草簍器、連耡、箕、篩、猫垣、臼、竹箒、ボンタキ、メックスリ

六、其の他　養蠶用具各種及加工用具等約二十餘種

次に肥料費に於て朝鮮農民は施肥量僅少だと述べられたが半島農民の施肥觀念は最近著しく向上して金肥も自給肥料も其の施用高が異常に增嵩されて來た、試みに大正四年と昭和七年との農家一戶當施肥高を比較するに、金肥は十三錢から五圓八十九錢に、自給肥料は十八圓四十錢から五十圓二十一錢に躍進したのである、而も其の施用割合は畑作より米作に重きを置く爲產米に對する肥料代は農家支出の大部を占むる樣になつた、玆に於て指導機關は自給肥料の增產を第一義とし凡ゆる方法を以て奬勵を加へた結果、堆厩肥と綠肥との增產は洵に驚嘆に値する。之に就て朝鮮農會の施行した農家經濟調査に依れば各階級の農家を通じ、米作の反當自給肥料施用高は含有成分に依り評價すれば三圓乃至七圓位となつて居る、敢て僅少の施肥だとは云へぬであらう。尙報告書に「朝鮮の農民は兩便所の設備なき爲人糞を農作物に使用不可能云々」とある は恐らく該報告書中最惡の字句であらう。如何に貧弱な小作農でも便所を有しない農家はない、又火田の掠奪農業を營むものは別として普通の農家は下肥を閑却するものは無いであらう。便所の傍に大きな甕を据へ屎尿を溜め置いた農家と、下肥入れの桶を擔いで田圃を步く農夫が調査團の眼には映じなかつたのであらうか。吾人は之に付ては之れ以上釋明したくない唯調査團の再考を待つのである。

農舍費に就ては朝鮮の農民は住宅納屋共に極めて粗末であると記せられたが、朝鮮の農村には地主、自作農及小作農三階級の懸隔が比較的甚しい故に其の生活程度も自ら大なる差異を生じ、宏壯な住宅に住む地主、小作農もあれば卑陋な茅屋に住む小作農もある。斯樣な事象は農村に限らず都會地も亦然り、且內地に於ても程度こそ異なれども其類例乏しくない筈である。又降雨が無いから納屋がなくとも營農上何等支障なし云々とあるは朝鮮の氣候を認識せざるの甚しいものである。朝鮮は內地に比べて雨量は少ないけれども、矢張り梅雨もあれば洪水も出る、惟年に依り旱魃を騷ぐのは天水畓が多いからであつて、一般農作に對しては極めて適順である。試みに最近一箇年の氣象を見るに降雨日數は百三十餘日、降水量は百五十餘粍に達して居る。斯樣な土地柄に於て籾の露地調製が出來得るや、否や敢て識者の判斷に俟つのみである。今日の朝鮮農家は納屋と堆肥場を持たぬものは殆んど無く而も盜難豫防の昔からの慣習に依つて收納舍は比較的堅牢なる建物を要する爲其の費用は意外に多

い様に思はれるのである。

租稅公課に於て朝鮮農民の負擔を概述せられたが、其の標準調査が既に誤つて居る。水田の地價見積は餘りに安價に過ぎ、地稅附加たる道費、面費及農會費に制限外賦課あることを忘れ、又道に依つては道費に車輛稅あり學校費に地稅附加あるを調査されなかつたのである、試みに朝鮮農民に賦課される公課の種類を擧げて見れば國稅に地稅と所得稅（本年度から實施）道費に地稅、戶稅及車輛稅、面費に地稅割と戶別割、學校費に戶稅附加金又は地稅附加金、農會費に會員割と地稅割がある。其の他水利費、森林組合費、畜産費、部落費等夥しい負擔が掛つて居る、米作部分のみの負擔は玆に述べる材料を持たないが、農家一戶當り負擔總額に就て先般朝鮮農會の調査した南鮮、中鮮及北鮮に於ける標準農家の平均額に依れば自作農は六十九圓三十二錢、自小作農は二十七圓四十一錢、小作農は五圓五十六錢となつて居る、斯様な負擔は內地農家に比ぶれば、或は低額と云へるかも知れぬが、半島の民度に於ては相當の高額であつて而も商工業者に氏し過重に陷つて居る。

更に水利組合費に付ては「償還費を含んで居るから經常費としては反當一圓を出ない云々」とあるは現實を無視した詭辯である。水利組合費の償還は普通二十年以上の年賦となつて居る、昭和五年以來米價安の爲滯納に加ふるに缺損多き爲止むを得ず期間を延長したものも尠くない、每年一定額の費用を幾十年も繼續せねばならぬ償還費こそ事實上經常的支出にあらざるか、殊に此の水利組合は蒙利面積が畓總面積の約一割を占め、且稻作地帶の樞要地に當る爲其の負擔は生產費に多大の影響を及ぼすものと見なければならぬ、之れは朝鮮特有の事情であつて內地に其の類例のないことは勿論である。

る。

南鮮、中鮮及北鮮に於ける標準農家平均負擔額

	自作農	自小作農	小作農	平均
國稅	一九・五六円	六・三八円	〇・一九円	八・七一円
道稅	一九・〇一	八・一九	二・〇九	九・七六
面費	一五・〇六	五・八〇	〇・八〇	七・二二
學校費	六・八七	二・五七	〇・五六	三・三三
農會費	一・六九	一・〇六	〇・三五	一・〇三
水利組合費	五二九	二・〇三	—	二・四四
部落費其の他	一・八四	一・三八	一・六〇	一・六一
計	六九・三二	二七・四一	五・五九	三四・一〇

以上は該報告書中主なる事項に就ての概評であるが其の他朝鮮農民は種籾の選種浸種又は害蟲の驅除等を行はないと書き立てられ、甚しきは住宅の建築に費用を要しないと論じたのは餘りに極端に走つた辭句である、私は之等に就て一々是正する暇を持たぬから凡てを江湖諸彦の判斷に任かして置きたい、私は該報告を全部虛構だと云ふのではない、之れと同時に自己の調査を金科玉條だと誇張するのでもない、廣い朝鮮に於て時に依り處に依つては左樣な事象もあつたでけれども、苟くも事物を調査するには全體を正視して一方に偏することなく、特例を捨てゝ大同を採らねばならぬ、調査團は果して斯樣な意思を以て調査に當つたであらうか、甚だ疑はしい所である。

政友會派遣團は叙上の様に誤謬の多い調査資料を基礎として果敢にも鮮米生産費に對する具體的數字を發表せられたのは其の輕擧に驚愕する外はない、生産費調査は農事調査の内最も六ヶ敷い調査である生産材料の評價、勞働時間の計算、米と他の作物との割合關係等は細心の注意と公平なる觀念を以て取扱はねばならぬ、之れには調査に當る者の經驗と相當の年月を要するのである、然るに該派遣團は僅か數旬の日子を以て南船北馬の飛脚旅行に依つて此の報告を組立てたのである、何人が之を信憑するであらうか。又同派遣團は朝鮮の農業政策に就ても意見を發表せられたが、私は其の重要な事柄に就て卑見を述べて見たいと思ふ。

朝鮮は米作單一農業であると批評せられたが、之は皮相の觀である、産米增殖計畫が實施されてから米作は異常なる發達を遂げたけれども、他の畑作も之に併進して來た、彼の大小麥、棉作、果樹、養蠶等の發達した現況を見れば誰でも首肯するであらう。更に耕地面積から見るも畓(田)百五十八萬餘町歩に對し田(畑)は二百八十餘萬町歩となつてゐる之が内地との比例を見れば内地は田(畓)五二、畑(田)四八なるも朝鮮は畓(田)三七、田(畑)六三となつて居るから朝鮮の畑作割合は内地より遙かに多いのである、殊に總督府は曩に田作增産計畫を實施せられ、最近に至つては棉作の奬勵に拍車をかけて居るから畑作の前途は洵に祝福すべきであらう。

土地兼併の弊と小作農の多い事に就て論ぜられたのは吾人の之を是認する所である、併し乍ら之が改善に就ては急激な改革は恐らく不可能であるから先づ自作農の創定、小作制度の改善等に依つて窮農の更生を圖り、漸を以て進まなければならぬのであらう、故に總督府は曩に自作農創定を實施せられ、最近に於ける農地令を發布し、鋭意改善を加へつゝある、自作農創定を以て不徹底だと論ぜらるゝ派遣團は果して如何なる良察の持合せがあるか知れぬが、私有財産制度の今日に於て爲政者の採るべき途は結局之に落着くのではあるまいか。次に「朝鮮の農業は内地模倣が甚しいから内鮮間に長短相補ふ樣にせよ」と叙したのは理想論としては一應首肯すべき點もあらうが、農業の本質から考へれば却々難事である、即ち農業は天然の支配を受くる爲め或地域に分布さるべき作物の種類は自ら定つてゐる氣候に大差のない内地と朝鮮には其の栽培すべき作物も勢ひ大同小異に歸せざるを得ないではないか。併し乍ら總督府は出來得る限り内鮮有無相通ずると云ふ政策の下に奬勵を加へつゝあることも亦見逃がす譯には行かない、彼の棉作と緬羊の如きは之を左證するに足るのである。

報告書の終論には朝鮮の農業は改善の跡なく、「無智遊惰な農民、低級暗黑な農村云々」等は朝鮮を侮辱する反面に彼等自ら其の醜態を暴露したもので、彼等來鮮の動機が朝鮮の實態を吟味するといふより最初から朝鮮を敵視してかゝつたことを問はず語りに物語つてゐるものである。然らば吾人は之に反駁を加ふる價値をも認めない、唯政黨を誤り大局を誤らざらむことを望みたいのである、朝鮮農業の發達した實績が燦然と輝いて居る以上之を釋明するの要もなく、唯之を否認する人を疑ふのみである、次に「内地の困るのは吾々の知つたことではないと云ふような考は苦々しい」と書き立てたのは朝鮮在住者を理解せざること甚しいのである、朝鮮の農家は寧ろ忍び得べき犧牲は之を忍びてでも、内地農家の利益を害する意思は毫末も之を持つてゐない。之は現在に於ても、將來に於ても渝る所なかるべしと信ずる。朝鮮米は今日こそ相互の行懸となつて居るけれども、若し鮮米の移出がなかつた

ならば內地大衆の食糧は如何に充足すべきか、又年々百萬人宛も殖へて行く人口を將來如何に養ふべきか、茲に想ひ到れば朝鮮の産米は帝國繁榮の基礎である。之を朝鮮側から見れば米は農家唯一の財源であると共に一般經濟界の樞軸をなす生命線である。故に若し鮮米の取引に制限を加へむか半島農村は危殆に導かれ、經濟界は恐慌を來たすこと必然であらう。內地に於ける一時的米價安を救ふ爲に姑息の手段を講ずるは角を矯めようとして牛を殺すの例にあらざるか、此の問題は飽迄國家百年の大計と內鮮共存の大義に立脚し善處せねばならぬものと思ふ。

二十五　大槻、東畑兩教授の朝鮮米觀

昭和九年九月二十一日（鮮米情報所載）

前號既報、朝鮮に於ける米の生産費竝に一般米穀事情調査の爲、這般來鮮せる京大教授大槻正男、東大教授東畑精一、拓務省技師矢島慧の三氏の入城を機會に、本會にては去る三日午後五時半より銀行集會所に歡迎懇談會を開催し、四十餘名の出席會員と隔意なき意見を交換せるが、席上專ら大槻、東畑兩教授の所感とし、或は會員側の質問に對して答へたる要點は左の通りであつた。

外地米差別

單に生産地の地理的區分に基き、內地米と外地米と區別して待遇を差別することは經濟學上から見れば全く無意義である。同じ內地と雖も著しく生産費の高き地方と、反對に低い地方との差異がある。然るに一率にこれを律せんとするのは不合理である。この點は朝鮮に於ても亦同樣である。

換言すれば生産費の高下の見地から見る時には、內地にも朝鮮と同樣の處があるのである。故に內地たると外地たるとを問はず、先づ米の生産と他の産業生産との割合に依つて、米の生産率なるものを作り、其の高率生産地と低率生産地とを區別して各種の方策を樹つるが遙かに合理的であると思ふ。

米の生産費問題

米の生産費に就ても一樣に論ずることは不可能である。殊に朝鮮の如く用水の安全性を缺く天水畓が大部分を占むる處に於ては、歲によつて豐凶の差甚しく隨つて其の生産費に著しき變化あり。また各地方々々の事情を著しく相違する故、生産費の決定には各地多數の地區に亘り、加ふるに長年月に亘つて調査をなす要があるが、而も却々困難である。隨つて今、直ちに內地と同樣に僅かな條件にあてはめて以て其の生産費を斷定することは不可能であると思ふ。

朝鮮に於ける米の生産費の高低如何の點に就て、會員側より「今日では農林省の定めた一定の樣式に依つて內地、朝鮮の米の生産費の調査を行ひつゝある。而して農林省や政友會側の人には、其の結果は當然、朝鮮米の生産費が內地米のそれに較べて遙かに低廉でなければならぬ樣に考へて居るやうで、隨つて過般、朝鮮總督府の發表した一石當り二十一圓七十錢と稱する生産費の如きも、內地側の生産費二十三圓三十四錢と言ふに較べ甚しく高きに失し、或は其の間に多少のインチキでもあるのでないかといふ批評をすら屢々耳にするのである。また今夏、政友會特派代議士一行の調査報告による時は、朝鮮米の生産費は十六圓七十錢といふ極めて低廉なるもので、前記總督府發表に係る數字とは

少なからざる徑庭があつた。吾々としては右は甚しき錯誤にして、朝鮮に於ては第一に生産に必要な肥料を初め農具の如きも內地より高くまた土地の價格は成る程安いが價格に相當した丈の生産力しかなく、勞賃に於てまた然りであり、特に朝鮮米の內地市場に自由に賣買されてゐること既に三十年の久しきに及び、而して他に目星しい產業の尠い朝鮮としては、生產費中の最も重要なる部分を占むる勞力賃、其の計算の元となる雇傭賃銀は一つに大阪に於ける米價如何によつて定まる樣な狀況にあるが故に、若し現在行はれてゐる如き調査樣式による米の生產費ならば當然、大體に內地と同樣な結果を生ずるものと思はるゝがこの邊に就ての意見は如何」と尋ぬる處あり。これに對しては

鮮米生產費高低問題

今日まで實地に視察せる範圍に於ては、朝鮮米の生產費が內地の夫れに較べて甚しく低廉なりとする論據を見出し得ぬ。たゞ內地の人をして朝鮮に於ける米の生產費が著しく低廉なるかの樣に思はしむる點は、朝鮮の農民が內地の農民に較べてより多く窮乏境へ得るからであると考へる。即ち今日行はれて居る如き方法に依つて得る生產費なるものは、大體內鮮同じ樣な結果に現はれるであらう。

然し玆に問題は生產費を漸次下げて行く曉には、朝鮮の農民の方が良く低廉なる米價の壓迫に堪へ得ると言ふ點にある。この點こそ將來は問題の主體となる可きものと思ふ。

高米價策可否問題

米穀に對して統制を加ふる必要の有無といふ如き根本問題は兎も角として、尠くも現在の如き高米價策を目標とする米の統制を行つて農村の救濟策たらしめんとすることは經濟學上から見て意義なきことである。隨つて如何にこの方策を强化するも農村の窮乏は依然たるに相違ない。即ち今日の農村の窮乏には米價問題を離れて他に重大な原因が介在して居るのである。

續いて秋山氏より「現行統制法はいつまで存續する見込なるか」と質問あり、これに對して

統制法破綻の時期

米穀統制法の運用資金に對してのみ十五億圓以上を支出することは、現在の國家財政の見地から不可能と考へて良からう。然るに一方、高米價策を持續する以上はこれに刺戟されて米は愈々增產されるであらう。隨つて政府は統制法の建前から制限なく買上げて行かなくてはならが、斯くては軈て買上資金が膨脹して十五億圓を突破せんとする時が來ないとも限らぬ。然しその時即ち統制法破綻の時であると考へて居る。云々。

二十六　米穀對策の目標

山　桝　忠　好

昭和九年十月一日(農業と經濟所載)

米の生產過剩即ち需要に對する供給の過多と云ふことが尠くも最近に於ける米穀問題の實相であらふと思ふ。

現に、昭和八年度の產米は內地に於いて七千八十四萬石と云ふ大豐作であり、朝鮮も亦千八百十九

萬石と云ふ稀有の大增收を見た上に昨米穀年度から本米穀年度への持越米高は無慮九百萬石を突破して居る有樣である。斯樣にして本米穀年度の供給量は異常の大量となつて、昭和十米穀年度への持越米高は恐らくは千七百萬石乃至千八百萬石に上るであらうと豫測せられて居る。ところが大體次米穀年度への理想的持越高は先づ五百萬石と云ふことになつて居るから此の度は其の五百萬石を超過すること實に千二百萬石乃至千三百萬石に上ると云ふ未曾有の米穀過剩の時代を現出せんとして居るのである。而も斯樣な供給過多の現象は單に本米穀年度のみの問題ではなく、最近數箇年間の云はゞ常習的の傾向である。今昭和三米穀年度から五米穀年度に至る三箇年間の米穀需給狀態を其の後の三箇年即ち昭和六米穀年度から八米穀年度に至るまでの期間の其れとを比較して見ると、前期にあつては內地に於ける輸入及び移入を含む供給總額は一箇年當り七千七百十二萬石であつて、これに對する消費總額は七千二十五萬石で翌米穀年度への持越高は六百八十七萬石に過ぎなかつたのにもかゝはらず、後期に於いては供給總額が千七百七十九萬石に增加し、翌米穀年度への持越高は正に九百一萬石と云ふ大量に上つて居る。

斯樣な次第であるから最近に於ける米價若干の騰貴は別として、從來米穀法乃至米穀統制法と云ふ米價維持の所謂强化工作が、どうやら排つただけの犧牲に相當するだけの效果を擧げることが出來ないのである。勿論今回のやうに公定價格で無制限に買ひ上げれば所謂有がすれ等の現象があらはれて一時的にある程度の效果は擧げ得やうが、併しながらこれには莫大の資金を要する上に、若し不作等によつて供給が調節せられないならば必ずや將來の反動を豫め覺悟せなければならぬ不都合が隨伴する。であるからこれに對する根本的の方策と云ふものは買ひ上げ等による人爲的の價格調節のみでなく、一步進んで眞の生產を制限しなければならぬと云ふことになる。

生產制限と云ふことが商品價格調節維持のために必要であると云ふことは獨り農產物の場合に限つたことではなく、工產物の場合に於いてもそうであるが、而も農產物は工產物に比較して貯藏が困難であること、價格の騰落による需要の增減があまりない爲、所謂グレゴリー・キングの法則により强く支配せられたために、この生產制限がより一層根本的の問題となるのである。この意味に於いて昨年農林省當局が唱へた米作減反案の如きは正に其の根本に觸れた方策であると云はなければならぬ。然しながら問題は、理論上の當否は兎も角として果してこの減反案が實行の可能性、言ひ換へれば實行上に於いて甚しい困難はないか、或は減反することが如何なる方面から見ても妥當なものであるか否かと云ふやうな點にある。

抑々この減反案の目的とする生產制限と云ふことは工業生產方面に於いては比較的容易に行はれるが、農業生產の方面に於いては頗る困難とせられて居るものである。其れは工業方面に就いて生產者の數が非常に少い上に、現在では其の組織には强弱の差はあるが、大低「カルテル」の如きものを組織して、これによつて市場に對する或る程度の獨占力を握ることが出來るから、彼等は價格協定と同時に生產制限協定を實行して「カルテル」の價格政策を有效化することが出來るのである。のみならず工業方面では一定の生產制限が果して如何なる程度にまで市價に影響するかと云ふやうなことまでも凡その見當がつくのである。ところが農業生產に於いては工業生產の場合のやうにそう簡單には運

ばぬ。例へば生産期間が工業生産に比べて遙かに長期に亘ること、工業生産の雇入勞働のやうに限産の爲に勞力が餘るからと云ふて容易に解雇し得ない家族勞働が其の殆んど全部であること、就中生産者の數のあまりにも多い事實を何とするか。內地だけでも無慮五百六十萬戶の多數に上るものを少數の工業生産者の場合のやうに限産を相互に協定すると云ふやうなことは先づ不可能に近い。そうかと云ふて政府が個々の農家に命令することも、亦三百萬町歩に亘る稻田の監督をすると云ふことも同樣に不可能と見て先づ差支へあるまい。工場や機械を封印すればある程度まで事足りるとは餘程其の事情を異にして居る。まして減反によつて齎される米價昂騰が將來に約束されて居るのであるから益々もつて厄介である。よし百歩を讓つて取り締りが可能であつて命令通り減反が實行されたとしても、果して其の大目的とする減產即ち實際の收穫高を豫期通りに減少させることが出來るかどうかと云ふことが又大きな問題である。現にこのことは取締りが農業生産に比べて遙かに容易であると云はれて居る工業生産の場合に於いても、封印以外の工場や機械の增運轉によつて豫想高よりも一割乃至二割方も增產せられるのが普通であると云はれて居る。ところが農業生產に於いても之れと同樣否寧ろ其れ以上の增產が起るものと云ふことを覺悟しなければならぬ。其れは前にも述べたやうに減反による米價の騰貴が目前にぶら下つて居るのであるから、制限を受けた從來よりも狹い土地を一層集約的に經營して增收を圖らうと云ふことは寧ろ當然の人情である。尙この集約化即ち從來よりも、より以上の肥料、勞力を施すことを取締ることは減反を取締るより以上に至難の業である。從つて折角の減反政策は何等の效果がないのみならず、其の政策を强制するために莫大なる補償費用、監督費用の如き犧

牲を償ふことは必ずしも容易ではあるまいと思ふ。

尙この減反案に附隨して起る問題は果して米作に代る有利な代作物があるかと云ふことである。尤も朝鮮では南部で棉作、臺灣では甘蔗作と云ふ風に唱へられて居るが、然し實際はそう單純にはまゐりかねると思ふ。飜つて內地の代作は如何。今度は米は減つたが代作物の生產過剩が起つて來る恐れがあるから勢ひ現在海外から輸入を仰ひで居るものを選ぶと云ふことになるのだが、さて其の栽培が技術的經濟的に可能であるか餘程の研究問題と思ふ。

其の他、減反の實施に伴つて地主、小作人は耕地の地目竝に作物の變更によつて絕へず脅威を蒙りはしないか。或は又減反の年に萬一不幸にして凶作に見舞はれたやうな場合にはどうするか。のみならず極めて愼重に考へなければならぬのは現在の米穀過剩が果して永久的のものであるかどうかと云ふ問題である。筆者の信ずるところによれば今日の米穀過剩は永久的のものではなく一時的の現象であると結論することが出來る。現に、曾つて農林省當局の說明によれば昭和七年より起算して二十五箇年後即ち昭和三十二年頃になると米穀の需要總量は大約九千七百萬石に上るが供給總量は大約一億一千萬石しかない。結局差引一千三百萬石餘の不足を生ずることゝなる。尙又上田貞次郎博士の推定に據れば(經濟往來昭和九年六月號四十八頁)今日より二十五、六年後即ち一九六〇年頃になると米穀需要總額は九千五百四十二萬六千石となる。尤もこれは前記農林省の推定額よりも少いが其れでも昭和八米穀年度の供給總額七千三百十三萬八千石を超過すること正に二百二十萬石を突破する勘定となる。

斯様な狀態であるから吾人はこの一時的の過剰に脅へて妄りに減反するやうなことは、もし日本人にして米食の慣習がやまぬ限り必ずしも國家百年の大計ではあるまいと考へる。まして今日の我が國際的地位、ともすれば名譽ある孤立、光榮ある孤立を叫ばざるを得ざるの秋に於いて食糧自給の問題はそう輕々に取扱ふ可きものではないと信ずる。

以上述べたところによつて現在の米穀問題の癌は一つに生産過剰にあるが、さりとて其の根本策であるべき生産制限即ち減反案も理論上は兎も角として實行上に於いて非常なる困難があるのと又一方國策上の理由から輕々しく採る可きものではないと云ふことを窺ひ得たと思ふ。然らばこれを措いて根本的の策が果してあるか。筆者はこゝに第二の根本策として外地米の特別取扱ひを提唱したいと思ふ。

抑々米穀問題の癌をなす生産過剰の根源は内地ではなく、外地即ち朝鮮及臺灣就中朝鮮である。今若し内地のみで其の需給關係を見るならば何れの年度、否何れの豐作年度とても生産は需要を充すことは出來ないのである。現に昭和六米穀年度は異常の豐作で收穫高が六千六百八十七萬六千石に上つて居るが、其れでも内地の總消費額の七千三百一萬三千石に不足すること正に六百十三萬七千石に及んで居る。又昭和八年秋の内地産額は實に七千八十四萬石に上つて居るがこれとても内地の總消費額にはまだ若干足りないのである。して見れば一口に生産過剰と云つても外地を引き離して内地のみで考へるならば必ずしも生産過剰ではないのである。それにもかゝはらず内地市場を供給過多ならしめる所以のものは一つに外地に於ける過剰生産即ち内地への過剰移出に外ならない。加ふるに外地米の主

位を占める朝鮮米の内地移出期は内地米の管外移出期と略々時を同じゆうするから益々もつて始末が惡いのである。

吾人の云ふ生産過剰即ち内外地を通じての生産過剰も結局は外地のみの生産過剰に過ぎない。而もこの外地に於ける過剰米が内地の米價を脅すとすればこれに對して正に採る可き方策は要するに外地米の特別管理より外にはないのである。ところがこの外地米の特別管理と云ふことは露骨に云へば一種の差別待遇である。若し朝鮮、臺灣が外地でなく外國であるならばこの差別待遇は敢て問題にはなるまいが、外國ではなくて外地であるから問題となる。現にこの案が發表せられると外地農業の利益を代表する外地側に於いてこの植民地差別待遇を絶對に不可とする極めて熾烈な反對運動が俄然擡頭して、畏れ多くも明治陛下の宣はせられた一視同仁の御言葉を振翳して鋭鋒の仲々に當る可らざるものがあつた。結局肝甚の特別管理案は葬られて臨時米穀移入調節法と云ふ暫定的の法律によつてお茶を濁された形となつた。然しながら筆者は飽くまでもこの外地米の特別取り扱ひの政策を妥當と信じてこれを支持するものである。

先づ第一の理由を外地米の生産費安に求め度い。又求めて然る可きものと考へる。今紙面の關係上統計の數字は省略するが、兎も角從來朝鮮總督府、臺灣總督府が發表して居る數字と内地の其れとを比較して見れば石當り數圓の開きがある。殊に臺灣米に於いて一層開きが大である。尤も今春三月上旬に拓務省當局が發表した數字は内地米の生産費が廿三圓卅四錢に對して朝鮮米は廿一圓七十錢、臺灣米は十七圓八十一錢で就中朝鮮米との開きは僅々一圓六十四錢に過ぎぬと云ふことになるが、果し

てこの數字が眞相をあらはすものであるかどうかと云ふことに就いては筆者も大なる疑問を抱く一人である。詳論は略するが要するに地價が安く、勞働賃銀が安く且つ公租公課の輕い外地に於ける米が、そうでない內地よりも遙かに安くできると云ふことは當然であり、殆んど議論の餘地はあるまいと思ふ。然るにも關らずこれを同等の價格で取扱はんとする。其處にそも〳〵の無理があると思ふ。兩地生產者がそれぞれ支拂つた費用に對して酬ひられる利廻りが略々相等しくなるやうに其の價格に差等をつけることこそ眞の平等待遇であつて、何等差別待遇ではないと信ずる。

第二の理由は今日の米價が自然のまゝのものであるならば特別の取り扱ひは必ずしも妥當でない。（經濟昭和九年四月號那須博士論文）然しながら今日の米價は決して自然のまゝのもの、云ひ換へれば何等犧牲の拂つてないものでは斷じてない。自然のまゝにして置くならば可なり下落するであらうところのものを兎も角今日の高さまで維持する爲めには、內地住民の約半數に上る內地農民がことさらに莫大なる財政的負擔を現在及び將來に忍ぶことによつて漸く維持して居るところの所謂努力的の價格に外ならないのである。然るに其の犧牲を殆んど拂はない外地米關係者が內地米關係者と同樣の利益に均霑せんとすることを權利として主張することは既に若干蟲がよすぎるではないかと思ふ。然しながら誤解があつてはならぬ。其れは內地さへよければ植民地米の價格はどうなつても構はぬと云ふのではない。たゞ問題は內外地は生產費其の他の點に於いてそれぞれ事情を異にして居るから、其れに應じた各々施設をとればよいと云ふのである。而も其の方が內外地を通じて一貫一樣の施設を敷くよりも遙かに妥當、眞の公平と云ふものであらうと考へる。

第三の理由としては外地就中朝鮮に於ける產米改良、產米增殖計畫に關連する莫大なる國費はそも〳〵何人の負擔したものであるか。もし其の全部と云はずとも其の大部分を當該外地人が負擔して居るのであれば兎に角、可なりの部分はこれを內地農民が負擔して居ると云ふことは動かす可らざる事實である。して見れば外地米の特別取り扱ひを叫ぶ內地農民の利益も亦考慮しなければならない。

最後の理由としては、抑々朝鮮米價格の騰落によつて直接の利害を感ずるものは一體何人であらうか。必ずしも明治陛下の宣はせられた一視同仁の對象となる可き白衣の同胞ではあるまいと思ふ。勿論土地所有者の數で比較すれば內地人は朝鮮人に遙かに及ばぬが、而も賣る可き米を最も多量に有する、言ひ換へれば米價の騰貴によつて最も大なる利益を受ける大地主、例へば百町步以上の大地主に至つては今から六年も前の昭和三年當時既に朝鮮人地主の三百八十人に對して內地人は實に五百三十三人の多きに上つて居る。其の後の數字は遺憾ながら入手することは出來ないが、現在ではもつと多くなつて居るものと推察する。加ふるに朝鮮に於いては農家總戶數の八割までは內地と同樣に物納制度による小作農であつて見れば、小作料を納入した上、尙販賣餘力のある農家はそう多くはあるまいと思ふ。要するに外地側の主張してやまぬ平等論なるものは、必ずしも現實に泥にまみれて米を作る可憐の同胞を本位とするものではなく、むしろある程度まで內地農民の負擔する國費の支出によつて外地資本家及び既存の朝鮮大地主の利益を擁護するものやうに考へられる。

以上筆者は米穀問題根本の策の一つとして外地米の特別管理案を提唱して極力これを支持するものであるが、然しこれのみでは問題の根本的全面的の解決には斷じてなるまい。玆に於いて吾人は今一

層根本的の案を探究しなければならぬ。而も筆者は其れを内地米穀生産費の切り下げに求め度いのである。以下本案に就いて簡單に論述することゝする。

抑々外地米の内地移入が何故に内地米の脅威となるか。これこそ内地の生産費が外地米の其れに比べて可なり高いからである。萬一外地米の生産費が内地米の其れと略々同等であるか、若くは多少は安いが而も其の差が外地から内地市場までの運賃を償ふて餘らない位の程度であるならば、如何に外地に於て多量の米を生産しやうと内地米に對して何等の脅威も齎さぬ。ところが生産費の開きは運賃どころの騒ぎではない、運賃を支拂つて尚且つ多大の利益があるから益々内地市場に殺倒するのである。同題は外にはない。こゝにある。恰度一九七〇年代の歐洲に於ける農業恐慌と同じ狀態に在るのが日本内地の米作農業である。であるからこの根本を培はんとすればどうしても生産費の切り下げをやらなければならない。若し從來通り内地の生産費の切り下げに殆んど力を致さないで、内外地を一貫して米價吊り上政策にのみ浮身をやつすならば其の吊り上げ政策の實際的效果以上に内外地就中外地に於ける米の生産を刺戟助長する。其の結果益々生産過剰となつて愈々價格を押へることゝなる。そこで押へるから吊り上げる。吊り下げるから又殖へる。所謂文字通りの鼬ごつこである。其の揚句が莫大なる國費の亂費以外の何物でもない。其れ故米價の高さはあまり内外地就中外地の生産を無暗と刺戟助長しない程度に止む可きものであらう。又刺戟しない政策、例へば前述した外地米特別管理の政策も併せて斷行することを必要とする。

然るにこの一層根本的の生産費切り下げの策は過去に於ては固より現在に於いてもあまり努力があらはれて居るやうにも思はれぬ。多くの米穀政策がやゝもすれば的外れの感がある。今、古い時代のことはさておいて、大正十年四月愈々米穀法なるものが制定實施されはじめた頃から所謂的外れの跡をたづねて見ることゝしやう。

今米穀法實施後間もない大正十二年以來の米價、米價率及び其の生産費とを比較して見ると可なり興味の深いものがある。

累年米價、米價率及び該米穀生産費比較表（米穀年度）

年次	米價	米價率	生産費（副收入を除く）
	中米標準相場		
	円		円
大正一二年	三一・八五	一〇三八	三七・六三
一三年	三七・九九	一・一七三	三七・七二
一四年	四二・四七	一・三一七	三六・九八
昭和元年	三八・九一	一・三四四	三二・五一
二年	三六・七九	一・三四五	三三・六七
三年	三一・一二	一・一七九	二九・四四
四年	二九・二二	一・一〇二	二八・四一
五年	二七・四四	一・二二六	二六・三八
六年	一八・二九	一・〇〇四	二六・一二
七年	二一・四三	一・一二五	二二・九九
八年	二一・四二	一・〇〇五	二一・八三

（備考）一　中米標準相場東京深川及大阪堂島の平均相場

二　昭和八年度の二一・四二は東京深川市場のみの相場
三　生産費は帝國農會の調査
四　米價率は米穀要覽

右の表によつて見れば昭和五年の恐慌襲來頃までの米價は必ずしも一般物價に比べて安過ぎるものではなかつた。殊に大正十三年米穀年度の如きは四十圓を突破して居る。勿論米價率も同樣可なり高いものである。其れにも關らず米穀法運用一點張りで米價の吊り上げが叫ばれなければならなかつた所以のものは果して那邊にあつたか。其れこそ前表の最下欄の數字が示して居るやう、米の生産費が異常に高かつたからである。從つてこの時代に最も努力しなければならなかつたことは無暗と價格を吊り上げるばかりでなく、むしろ其れよりも生産費の切り下げに向つて邁進すべきであつたのである。ところが事この擧に出ないで價格の吊り上げばかりやつたものであるから、恐らくこれが原因となつて內外地、就中外地米の生産を刺戟助長して其の結果が今日の如き米穀洪水の惱みを見るやうになつたと云ふ見方にも多分の眞理があらうと思ふ。從つてこの生産費切り下げの政策は其の行ふ可き時機はいさゝか失したかの感はあるが、而も今日とてこれを措いて眞に根本的の策はあるまいと信ずる。

最後に、果して然らばこの生産費の切り下げは如何なる費目を對象とするか。今昭和八年度に於ける生産費の費目を檢討して見ると先づ第一に勞賃の七圓六十五錢である。これは主として米作に關する技術及び經營の改善によつて切り下げ得るもので經營者の研究努力と當局の指導に俟つ可きものである。次は肥料費の四圓十三錢であるが、これには自給肥料の增產と今一つ金肥を思ひ切つて安く供給する國策の斷行である。この意味に於いて肥料の强力なる國家管理或は肥料國營等の如き徹底的方策の樹立且つ斷行を要望してやまぬ。今日の如き一部營利會社の殆んど獨占類似の取り扱ひに任せるやうではいかぬ。思ひ切つた强化工作を必要とする。次が公租公課の一圓三十六錢であるが、これがためには筆者が年來絶叫してやまぬ根本的の稅制改革によつて農村負擔を思ひ切つて輕減して都市と地主の負擔が輕減せられるから當然減額を見、其れだけ生産費を切り下げ得ることゝなる。

以上は紙面の關係上單に切り下げの對照となる主なる費目だけを羅列したに過ぎないが、而も其の何れを見ても經營者の努力はもとより極めて强力なる農業政策に俟たなければならぬやうである。この意味に於いて一日も早く强力農業政策の樹立斷行を熱望してやまぬ次第である。

（昭和九年八月二日）

二十七　朝鮮に於ける米生産費問題

（帝國農會所載）

一

朝鮮米生産費問題に關しては、米穀統制法の補强工作に至大の關係を有するものとして、昭和八年後半期に於て內外地を通じ活潑なる論戰が行はれた。鮮米移入制限に對する當否の問題が之に依つて一應其理論的根據を與へられるものと信ぜられたからである。

然しながら之に關する資料は、內地に於ては拓務省を通じ單なる鮮米生産費に關する集計結果が發表せられた丈であつて、之が內容等は一切不明であり論議すべき何等の手懸を有せざる狀態にあつた。以下擧ぐる所の資料は總督府當局の「內地への認識」を徹せしめむとする眞摯なる協力と、調査者の使命に對する深き理解との賜である。只口約に依り夫等の全部を揭載し得ざるは遺憾とする所であるが、問題の特殊性に鑑み蓋し止むを得ざるものとして大方の宥恕を乞はねばならぬ。

二

朝鮮に於ける昭和八年度米生産費調査として發表せられたるものは左表の如くであるが、參考の爲め之を摘錄する。

朝鮮米生産費各作農別調

費目	反當生産費 自作農	反當生産費 自小作農	反當生産費 平均	玄米一石當り生産費 自作農	玄米一石當り生産費 自小作農	玄米一石當り生産費 平均
	円	円	円	円	円	円
種籾代	〇・五五	〇・五二	〇・五三	〇・三四	〇・三四	〇・三四
勞賃畜力費	一二・一四	一一・三七	一一・三四	六・九四	七・三三	七・一八
肥料代	五・七四	五・三元	五・一五	三・二九	三・四九	三・二五
諸材料費其の他	一・〇九	一・二一	一・一三	〇・六一	〇・七七	〇・七一
農舍費	一・八七	一・四九	一・四五	一・〇七	〇・九六	〇・九九	一・〇一
農具費	〇・七六	〇・六七	〇・六七	〇・四三	〇・四三	〇・四五	〇・四四
租稅其他の公課	四・五五	二・二三	二・六二	一・五七	〇・七四	一・六五
土地資本利子又は小作料	九・一〇	一一・五一	一三・三三	八・九八	七・一三
製玄費	〇・八七	〇・七七	〇・七三	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
費用合計	三六・六七	三五・二六	三三・八三	二三・〇六	二三・二三	二三・一三
副收入	二・一八	一・九八	一・七八	一・二七	一・二三	一・二五
差引生産費	三四・四九	三三・二八	三二・〇五	二一・七九	二一・八四	二〇・九八

內地、朝鮮及臺灣に於ける米穀生産費調

玄米反當り生産費

費目	內地	朝鮮	臺灣
	円	円	円
種籾代	〇・六八	〇・五二	〇・四五
勞賃畜力費	一九・一九 二一・一六	一一・二四	七・八八 一・一八
肥料代	一〇・三六	五・一五	七・五〇
諸材料費	一・六八	一・二三	一・七一
農舍費	一・一〇	一・六〇	〇・四八
農具費	一・五五	〇・七〇	〇・六三
租稅其の他公課	三・一三	二・六二	一・二五
部落協議費	〇・二八	—	—
米穀檢查手數料	〇・四〇	—	〇・六一
土地資本利子又は小作料	一九・七六	一一・三一	一一・〇〇
製玄費	—	〇・五一	〇・九一

玄米石當り生産費

費目	內地	朝鮮	臺灣
	円	円	円
種籾代	〇・二七	〇・二三	〇・二四
勞賃畜力費	七・六五 七・一五		四・二五
肥料代	〇・八六		〇・六八
諸材料費	四・一三	三・一五	四・一〇
農舍費	〇・六七	〇・七七	〇・九二
農具費	〇・四四	一・〇一	〇・二六
租稅其の他公課	一・二五	一・六五	〇・六八
部落協議費	〇・一一	—	—
米穀檢查手數料	〇・一六	—	〇・三三
土地資本利子又は小作料	七・八八	七・一三	五・九五
製玄費	一	〇・五一	〇・四九

費用合計	六〇・二九	三五・二五	三三・七九	二四・〇四	二三・二三	一八・二四			
副収入	四・六九	一・九八	一・八二	一・八七	一・二五	〇・九八			
生産費	五五・六〇	三三・二七	三二・九七	二三・一七	二〇・九七	一七・二六			
運賃諸掛	—	—	—	一・一七	〇・七二	〇・五五			
合計	—	—	—	二三・三四	二一・七〇	一七・八一			

三

朝鮮に於ける昭和八年度籾一石當生産費は大體左の要綱により調査せられたものである。

1、調査地

氣候、風土等の關係より全鮮を四調査區に分つ。

南鮮　全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道

中鮮　京幾道、忠清北道、忠清南道、江原道

西鮮　黃海道、平安南道、平安北道

北鮮　咸鏡北道、咸鏡南道

右調査區を水利組合地區及天水畓地區に分ち天水畓地區を平野地帶と山間地帶に分ち、調査箇所數は各調査區の米産高に應じて定めたものである。

道名	郡名	天水畓地區 地帶	水利組合地區	備考
南鮮	全羅北道	南原	郡内農業の代表と認められる八箇所、山間地帶	益沃水利組合	天水畓地區六箇所	
	全羅南道	羅州	平野地帶	—	—	
	〃	順天	〃	—	水利組合地區二箇所	
	慶尚北道	義城	平野部に於ける旱水害地帶	—	—	
	〃	善山	山間地帶	—	—	
	慶尚南道	宜寧	平野部に於ける旱水害地帶	下南水利組合	計八箇所	
中鮮	京畿道	振威	平野地帶	—	天水畓地區三箇所	
	忠清北道	忠州	山間地帶	—	—	
	忠清南道	禮山	平野地帶	舒川水利組合	水利組合地區二箇所	
	江原道	—	—	中央水利組合	計五箇所	
西鮮	黃海道	—	—	延海水利組合	天水畓地區一箇所	
	平安南道	順川	山間地帶	—	水利組合地區二箇所	
	平安北道	—	—	大正水利組合	計三箇所	
北鮮	咸鏡南道	定平	平野地帶	—	—	
	咸鏡北道	鏡城	平野地帶	—	天水畓地區のみ二箇所	

備考　イ、全鮮の調査箇所十八箇所の内天水畓地區十二箇所、水利組合地區六箇所

ロ、天水畓地區とは灌漑設備を有せず、植付は天水に限り之をなすもの

2、調査農家戸數

一調査箇所に於て自作農、自作兼小作農、小作農各二戸計六戸を調査す、故に全鮮に於て自作農三六戸、自作兼小作農三六戸、小作農三六戸、計一〇八戸なり。

3、調査員の配置及其負擔戸數

調査員は十八名にして各調査箇所に各一人を配置し六戸を負擔し調査す。

4、農家に對する手當

調査農家には年額三十圓を交付す。

5、調査農家選定の範圍

調査員一名の負擔する六戸を毎月一巡調査し得る範圍なること

6、農家選定の標準

イ、畓田耕作面積該地方に於て中位なるもの

ロ、水稻反當收量該地方平均收量に近きもの

但し天水畓に在りては收量中位なるものを選ぶも旱、水害に依る凶作あるも支障なし。

ハ、家族及雇傭人從業者普通なるもの

ニ、農家の智識程度普通なること

ホ、特別の收入又は支出なきもの例へば

（イ）農業所得以外一定額の收入なき者

（ロ）長時日に亘る病人なき者

（ハ）多額の學資を支出せざる者

（ニ）特別の借金なき者

ヘ、請負耕作者（委託耕作者を含む）又は請負作業を爲さしむる者は之を除く

ト、中間小作人たらざるもの

チ、兼業者に非ざる者

リ、自作兼小作農に在りては自、小作面積割合該地方普通なるもの

ヌ、其他中庸の生產費を得るに支障なき者

7、調査項目

イ、耕作面積　チ、農具費

ロ、籾收量　リ、土地資本利子

ハ、副收入　ヌ、經營資本利子

ニ、種籾代　ル、小作料

ホ、肥料代　ヲ、小作料納入に要する費用

ヘ、勞賃及畜力費　ワ、其他の費用

ト、農舍費及其地代　カ、反當生產費

ヨ、籾一石當生産費

8、調査上の注意

イ、耕作面積

土地臺帳面積を以てし實測面積を附記す

ロ、籾收量

石數を記載し一石の斤數及籾摺歩合を附記す

石數計量の方法は「てならし」(有芒種の場合は山盛り)に依ること

價額は收穫終了當時の庭先相場に依り評價す、但し實際賣却せるものは其價額に依る

ハ、副收入

藁のみを計上し收穫當時の庭先相場に依り評價す

ニ、種籾代

浸種當時の量及單價に依り計上す

選種に要したる諸材料費は其他の費用中に、採種選種等に要したる勞力は勞力賃中に計上す

ホ、肥料代

肥料は購入したる肥料と購入せざる肥料とに分ち種別、數量、金額を上す

購入したる肥料は購入價額に運賃其他の購入に要したる諸費用を合算せる實費を計上す

購入せざる肥料にして市價あるものは市價により、市價なきものは原料費及勞賃等を考慮し評價す、但し堆肥百貫一圓五十錢、綠肥は百貫二圓とす

無料にて被贈せられたるものに付ても其價額を計上し其旨備考欄に明記し置くこと

ヘ、勞力賃及畜力費

雇傭勞賃(日雇、季節雇)は賃金(現金竝に現物支出に依るものゝみを計上)と食事其他實物給與の評價額とを合算し計上す、自家勞賃(年傭、手傳を含む)は作業の種類に依り當時の日雇賃を標準として計上す

勞働量は普通成人男女能力を一〇〇とし適宜換算計上す

畜力は自家飼養のものも賃借料により評價す、人付にて雇入れたる場合に人と牛(馬)とを分離せず畜力費中に計上し其旨備考欄に記載すること

畜力量は成牛の勞力を一〇〇として適宜換算計上のこと

ト、農舍費及其地代

農舍費に付ては米の生産作業に關係ある總ての建物、例へば住宅、納屋、倉庫、肥料舍、農具舍、畜舍等を各棟別に調査す

自己所有の場合農舍費は減價額及修繕費を計上す。

一箇年の減價額とは現在評額を維持見込年數にて除したるものにして修繕費とは普通の狀態の下に於て年々生ずべき經常的のものを謂ふ

一箇年減價額＝$\frac{\text{現在評價額}}{\text{維持見込年數}}$

農舍費＝（一箇年減價額＋修繕費）×米作負擔割合

地　代＝土地賣買價額 × 0.08×米作負擔割合

賃借したる場合

農舍費＝賃借料×米作負擔割合

地　代＝賃借料×米作負擔割合

農舍及土地を無料にて借受たる場合は賃借に準ず

米作負擔割合は粗收入關係により之を定む

チ、農具費

農具費は自己所有の場合は減價額及修繕費を計上す

評價の方法は農舍の場合に同じ

農具費＝$\left(\frac{\text{現在評價額}}{\text{使用見込年數}}+\text{修繕費}\right)$＋米作負擔割合

賃借したる場合

農具費＝賃借料×米作負擔割合

無料にて借受たる場合は粗收入關係により之を定む

リ、租稅諸公課及諸負擔

稻作に關係ある總ての租稅公課及諸負擔の曆年一箇年分を全納付金額と米作負擔に歸すべきものに分ち記入す、米作負擔割合は粗收入關係により算出す。

水利組合費は全額を米作負擔とし諸負擔及賦役は「其の他」の欄に計上す

ヌ、土地資本利子

最寄同等土地の賣買價額に年八分を乘じ算出す、裏作ある場合は粗收入關係に依り米作負擔額を計上すべし

ル、經營資本利子

種子代及肥料勞働賃金等水稻栽培に必要なる資金を借受たる場合其利子額を計上す

ヲ、小作料

實納小作料に依り算出す、裏作に對し特に小作料を納入する場合米作負擔割合は裏作との粗收入關係に依り之を定む、實納小作料の評價は納入時期の庭先相場に依る

ワ、小作料納入に要する費用

小作料納入の爲め小作人の負擔となるべき運賃（現金）竝に現物支出に依るものゝみを計上す

カ、其他の費用

其他の費用として次のものを調査す

（イ）除害用諸材料費

（ロ）選種用諸材料費
（ハ）石油又は機械油
（ニ）斗稅、場稅、色租等
（ホ）地主及其他に對する無償勞務
（ヘ）舍音報酬
（ト）其他の諸報酬
（チ）俵裝材料費
（リ）其他の費用

右の內米作負擔割合を算出する必要あるものは其性質に依り使用關係又は粗收入關係に依り米作負擔類を決定す。

9、參考調査

調査農家の概況を知る爲左記事項を調査す。

イ、氣象及土質
ロ、作付狀況
ハ、最寄市場に於ける籾相場
ニ、飼養家畜數家禽數
ホ、住宅と耕地及最寄市場への距離

四　米生産費調査戶別成績

以上の如き生産費調査要綱に基きて調査せる一〇八戶の農家中今回其調査原簿に就き成績を調査せるものは左記四二戶の農家である。

南鮮

移出港別	道名	郡邑面別	水利別	自小作別	耕作者氏名
釜山	慶尙南道	宜寧郡七谷面	平野部に於ける旱水害地帶	自作	許又申
同	同	同	同	同	田溶尙
同	同	同	同	自小作	余道炳
同	同	同	同	同	田溶貞
同	同	同	同	小作	許宗善
同	同	同	同	同	田學鎭
群山	全羅北道	益山郡五山面	水利組合地區	自作	辻常男
同	同	同	同	同	田中善光
同	同	同	同	自小作	梅田末正
同	同	同	同	同	徐廷頃
同	同	同	同	小作	尹宗玄
同	同	同	同	同	靑同尹
木浦	全羅南道	羅州郡金川面	天水畓地區（平野地帶）	自作	金光進
同	同	同	同	同	崔南榮

中鮮	仁川	京畿道	振威郡梧城面	同	自小作 朱致京
同	同	同	同	同	同 崔國策
同	同	同	同	同	小作 金海龍
同	同	同	同	同	同 李泰萬
同	同	同	順天郡海龍面	同	自作 金俊奉
同	同	同	同	同	同 徐光洙
同	同	同	同	同	自小作 徐再春
同	同	同	同	同	同 朴平吉
同	同	同	同	同	小作 尹弘周
同	同	同	同	同	同 崔元吉
西鮮	鎭南浦	平安北道	龍川郡龍川面	水利組合地區	自作 趙景元
同	同	同	同	同	同 姜仕成
同	同	同	同	同	自小作 鄭浩基
同	同	同	同	同	同 白南舜
同	同	同	同	同	小作 鄭基敦
同	同	同	同	同	同 金在玉

北鮮	元山	咸鏡南道	定平郡廣德面	天水畓地帶(平野地帶)	自作 金學彥
同	同	同	同	同	自小作 朴義先
同	同	同	同	同	同 孫命國
同	同	同	同	同	小作 孫致元
同	同	同	同	同	同 金宗瑚
同	同	同	同	同	自作 朱炳濟
同	同	同	同	同	同 鼎國侶
同	同	同	同	同	自小作 元明乃
同	同	同	同	同	同 李長松
同	同	同	同	同	小作 元鼎禧
同	同	同	同	同	同 李榮松

以上の調査農家は、南鮮、中鮮、西鮮、北鮮の全鮮に亘る各地方米作地帶に於て夫々の移出港たる釜山、群山、木浦、仁川、鎭南浦、元山等の後背地域に屬する農家である。故に之を地域的分布の點より見るも、又水利組合地區、安全畓不安全畓の點より見るも、乃至は、一〇八戶に對する四一戶の割合及自小作の割合より見るも略々朝鮮總督府發表の數字(一〇八戶平均)と相似たる數字を示すべきものなる事は常識的に考へ得らるゝのである。

五

之等の詳細なる數字に關しては此處に發表するの自由を有せぬが、以上の中京畿道振威郡梧城面及

咸鏡南道定平郡廣德面の調査農家に就て踏査せる結果を主とし、其調査方法の二、三に付き記載する事とする。

農舍費の問題　農舍費は農業に使用する農舍費用を稻作の使用割合に乘じて之を稻作に負擔せしむるを通則とするが居宅は農業に使用せざる限り之を計上しない。だが朝鮮に於ては使用すると否とに關せず農舍費中に居宅費を計上する。以下實例に據つて之が內容を見よう。

一、京畿道、趙景元（自作農）

農舍費

種別	坪數	評價額	見込年數	減價	修繕費	小計	米作負擔割合	米作負擔金額
住宅	一〇・〇坪	一三〇・〇〇円	四〇年	三・二五円	八・六八円	一一・九三円	九五%	一一・三三円
納屋	三・五	三〇・〇〇	四〇	〇・七五	三・〇一	三・七六	九五	三・五七
畜舍	二・〇	一〇・〇〇	二〇	〇・五〇	一・七二	二・二二	九五	二・一一
倉庫	三・五	三〇・〇〇	三〇	一・〇〇	三・〇一	四・〇一	九六	三・八五
便所	三・〇	七・〇〇	七	一・〇〇	〇・一七	一・一七	九五	一・一二
計	三二・〇	二〇七・〇〇	—	六・五〇	一六・五九	一・一七	九五	三二・九七

農舍敷地費

種別	面積	地代	米作負擔割合	米作負擔金額
	坪	円	%	円
農舍敷地	二二・〇	一・二四	九五%	一・一八

二、咸鏡南道、元鼎禧（小作農）

農舍費

種別	坪數	評價額	見込年數	減價	修繕費	小計	米作負擔割合	米作負擔金額
住宅	一八坪	二五・〇〇円	一〇年	二・五〇円	四・四三円	六・九三円	九〇%	六・二四円
牛舍	七	五・〇〇	一〇	〇・五〇	一・七二	二・二二	一〇〇	二・二二
便所	二	一・五〇	二	〇・七五	—	〇・七五	一〇〇	〇・七五
計	二七	三一・五〇	—	三・七五	五・一五	九・九〇	一	九・九一
乾燥場		四八・〇				二・七一	九五	二・五八
農舍附屬地		一〇〇・〇				五・六七	九八	五・五三
計		一七〇・〇				九・五九	九七	九・二九

農舍敷地費

種別	面積	地代	米作負擔割合	米作負擔金額
	坪	錢	%	錢
住宅	二一・〇	五三	九〇%	四八
牛舍	八・〇	二〇	一〇〇	二〇
堆肥場	七・〇	一七	一〇〇	一七
調製場	六二・〇	一・五五	九一	一・四一
便所	二・〇	五	一〇〇	五
計		二・五〇	—	二・三一

三、咸鏡南道、韓國侶（自作農）

農舍費

種別	坪數	評價額	見込年數	減價	修繕費	小計	米作負擔割合	米作負擔金額
住宅	二六・〇坪	六〇・〇〇円	二〇年	三・〇〇円	六・九〇円	九・九〇円	七一%	七・〇三円
牛舍	八・〇	一〇・〇〇	二〇	五〇	一・九八	二・四八	一〇〇	二・四八
米搗舍	二・〇	五・〇〇	一〇	五〇	五三	一・〇三	—	—
牛車置舍	二・〇	二・五〇	一〇	二五	五三	七七	九四	七二
倉庫	二・〇	五・〇〇	一〇	五〇	五三	一・〇三	九四	九六
畜牛飼料置舍	三・〇	五・〇〇	一〇	五〇	七七	一・二七	一〇〇	一・二七
空間	二・〇	二・五〇	一〇	二五	五三	七七	—	—
便所	二・〇	三・〇〇	三	一・〇〇	五三	一・五三	九九	一・四七
計	四九・〇	九三・〇〇	—	六・五〇	二三・一三	一八・七三	—	一三・九五

農舍敷地費

種別	面積	地代	米作負擔割合	米作負擔金額
住宅	三九・〇坪	四八錢	七一%	三四錢
牛舍	一一・〇	一四	一〇〇	一四
米搗舍	二・〇	二	—	—
牛車置舍	二・〇	二	九四	二
倉庫	三・〇	四	九四	四
牛飼料置舍	四・〇	五	一〇〇	五
空間	二・〇	二	—	—
堆肥場	一〇・〇	一二	—	—
便所	三・〇	四	九九	四
調製場	七九・〇	九七	七二	七六
計	一五五・〇	一・九〇	—	一・四五

四、咸鏡南道　李長松（自小作農）

農舍費

種別	坪數	評價額	見込年數	減價	修繕費	小計	米作負擔割合	米作負擔金額
住宅	一八・〇坪	四〇・〇〇円	一五年	二・六七円	五・一〇円	七・七円	八五%	六・六〇円
牛舍	四・〇	五・〇〇	一五	一・六七	三・〇五	四・七二	一〇〇	四・七二
便所	一・〇	一・〇	一五	六七	九〇	一・五七	一〇〇	一・五七
計	三三・〇	四五・三〇	—	四・六四	一二・七三	一七・三七	—	一二・八〇

敷地費

種別	面積	地代	米作負擔割合	米作負擔金額
住宅	二五・〇坪	三六錢	八五%	三一錢
牛舍	六・〇	九	一〇〇	九
堆肥場	六・〇	九	一〇〇	九
調製場	六・七	九五	八七	八三
便所	一・〇	一	一〇〇	一

計　一〇・五　一・五〇　―　一・三三

玄米一石當農舍費

氏名	農舍費	米作負擔割合	玄米一石當負擔額
趙景元	三一・八六 円	九五%	五三 錢
元鼎禧	一一・五二	九〇	四九
韓國侶	一五・四〇	七一	四三
李長松	一一・八八	八五	七四
平均	一七・五二	八五	五五
四一戶平均	―	―	八二
總督府發表一〇八戶平均	―	―	一・〇一

右表の示すが如く四戶平均玄米一石當農舍費は平均五五錢であるが、之等の農家に就き實地調査せる所に依れば住居、

元鼎禧（小作農）住宅及農舍

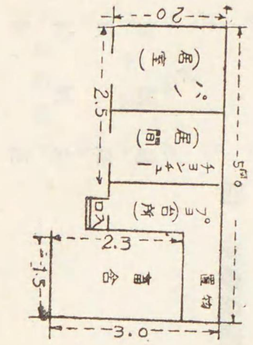

住宅パン　三　坪
チョンチュー　二　坪
プオク　二　坪
小計　七坪
畜舍　三坪七合五勺

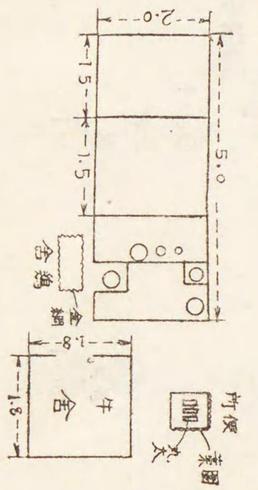

李長松（自小作農）住宅及農舍

住宅、居室　六坪
寢所　四坪
小計　十坪
納屋　三坪七合五勺

農舍の關係は左の如くである。

即趙景元の住宅坪數は左圖の如くアンパン、サラン、マルプオク合せて十坪六合五勺の實側面積であるが、之等は何れも生活に使用するものであつて、直接生産に關與するものでは無い。然るに前掲

趙景元、（自作農）農舍及住宅

住宅	アンパン	三坪
	サラン	二坪五合五勺
	マルプオク	三　二坪四合　坪
小計		十坪六合五勺

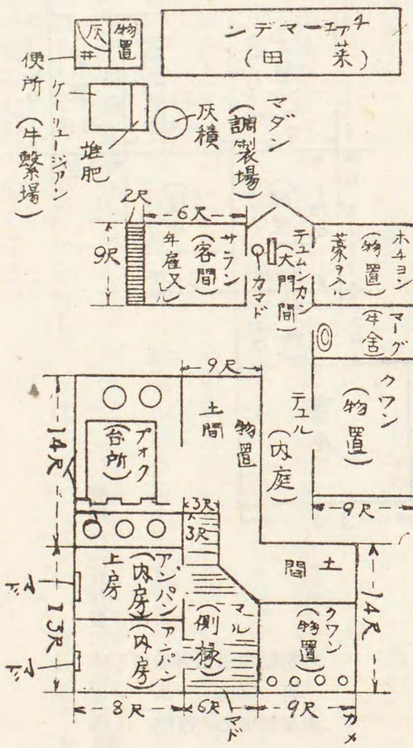

生産費中には此の坪數の見積減價額及修繕費の九五%、一一圓三三錢を計上して居る。此の周圍には凡そ三尺の雨庇が出て居るが之は雨除となり壁を保護する性質のものであり、稀に雜農具等を立て掛け置く事あるも他に納屋多き趙氏は此處に何物も置かぬ。又サランは年雇の居間に充つるも年雇は別に自家勞働と同樣に評價計上するを以て住宅費は生産費中には之を計上すべからざるものである。即自

家勞働を評價する計上する場合は、自家勞働に要する住宅費は他の衣食と共に前記評價額中に包含されて居るべきを以て、二重計算に陷るからである。

農舍敷地費も又同斷である。

咸鏡南道元鼎禧、韓國侶、李長松、等に於て住宅坪數が調査實測に於て著しく減少せるは、前揭生産費調査に於ては坪數は凡て雨庇下の面積を加算せるが爲めであるが、當方の實測は內地同樣建坪の面積に依れるが爲めである。

次に坪數及米作負擔額を（但し當方の負擔割合は一〇%とす）表示すれば左の如くである。

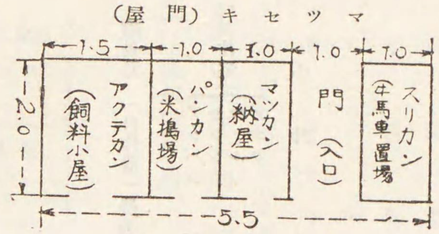

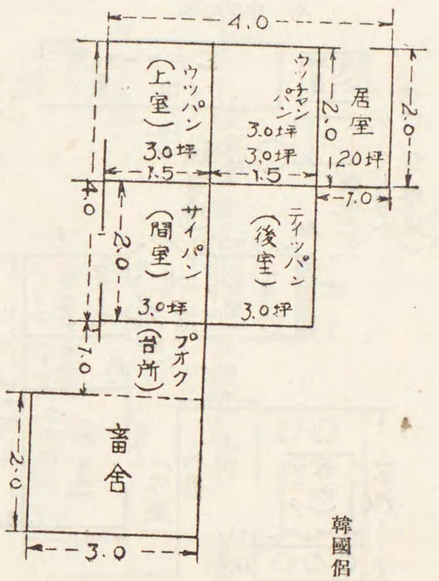

韓國侶（自作農）住宅及農舍

住居	臺所	十坪
畜舍	臺所	四坪半
米搗場	屋	坪
牛馬車納屋	屋	坪
飼料小屋	屋	坪
空		坪

氏名	總督府調査による坪數	當方の調査によるもの
趙景元	一〇・〇坪	一〇・六五円
元鼎禧	一八・〇	七・〇〇
韓國侶	二八・〇	一五・五〇
李長松	一八・〇	一〇・〇〇

右の中元鼎禧は軒下に多少の農具を置けるを實見したるも本來は之を農舍費中に計上すべき性質のものでは無い、假りに之を計上するとしても其割合は到底九〇%に達すべくもない。プオク（臺所）に於ける家畜飼料沸煮其他を加算するも一〇%に達せざる利用率と認められる。仁川郊外の支那人の如く春季溫突床上に茄子、瓜類の育苗を爲し、或は一部の農家の如き室內養蠶を行ふ場合は一部の住宅費の計上を當然とする。前揭生産費調査農家に於て殆ど生産に直接關與せざる場合又は關與するも僅少の場合は七〇乃至九五%の如き大なる負擔割合を計上するは妥當ではない。今住居の米作負擔割合を一〇%として計算する時農舍費は左表の如くなる。

氏名	總督府調査による住宅費	當方の調査によるもの
趙景元	一一・八九円	一・二四円
元鼎禧	六・七二	〇・七四
韓國侶	七・三七	一・〇四
李長松	六・九一	〇・八一

氏名	總督府調査による農舍費	當方調査による農舍費
趙景元	三一・八六円	二一・二一円
元鼎禧	一一・五二	五・五四
韓國侶	一五・四〇	九・〇七

平均　一七・六七　五・七八

一〇・四〇

右に依れば總督府調査の農舍費に對し其五割八分九厘に過ぎない。右は僅かに四例に過ぎないものの平均であるが、趙景元と同面の小作農金在玉、自小作鄭浩基等の住宅費に付ても同樣であり、總督府當該係官に聽取したる他の一般の調査農家に於ても同一方法を採れる旨の說明ありたるを以て之に依つて反當農舍費及石當農舍費を算出するに左の如くてある。

	一〇八戶平均農舍費	同上四割減	四一戶平均農舍費	同上四割減
反當	一・六〇円	〇・九六円	一・三〇円	〇・七八円
石當	一・〇一	〇・六一	〇・八二	〇・四九

即總督府發表によれば農舍費は石當一、〇一円であるが、當方の計算によれば六一錢となる。之れ內地に於て、朝鮮米生產費調查中農舍費の高きに失せるを云ふもの少からざる所以であらう。

水利組合費の問題　朝鮮に於ては米生產費調查の負擔中に水利組合費の工事費年賦償還金を包含せしめて居る。此事は生產費構成上の通念より見て問題の存する所である。慶尙南道梁山郡梁山水利組合弘益殖產株式會社某氏に就いて調查したる所に依れば、右水利組合に於ける十五等級の畓の組合費賦課額は一圓以內であるが、十四、十三、十二等と昇るに從つて賦課額を增大するを以て等級の昇るに從つて、多少の增收にては引合はず、收量の割合に賦課金の安き九—十一等地が高價に取引され、九—十一等地は坪六十錢內外なるも、一、二、三等は逐次之より安價となり又十三、十四等と漸次十五錢より一〇錢內外に迄低下する、即反當三〇—一八〇圓の間にある。之等の關係を總督府調查資料に依り見るに左の如くである。

梁山水利組合地區內に於ける反當賦課金と收量との關係

種別		一等地	二等地	三等地	四等地	五等地	六等地	七等地	八等地	九等地	十等地	十一等地	十二等地	十三等地	十四等地	十五等地
賦課金	反當平均	五・五四円	一〇・〇一円	九・〇三円	八・〇八円	七・五六円	六・七八円	六・〇〇円	五・三三円	四・六二円	三・七七円	三・〇五円	二・五七円	二・〇二円	一・六〇円	一・〇二円	〇・六四円
收穫		二・七石	三・三石	三・三石	二・九石	二・九五石	二・六七石	二・七九石	二・八八石	二・六四石	二・四九石	二・四〇石	二・八五石	二・七九石	二・五七石	二・〇四石	二・三石
賣買價格	上等地 一三八円																
	中等地 九五円																
	下等地 三三円																

某氏により調查　一等、二等地等上等地となるに從ひ安くなる……一八〇円　四五—三〇円

朝鮮土地改良事業要覽（一九九頁）

右表に依れば上等地は、賦課金の高率となる事と實際は之と相反する事前述の如くである。

斯くの如き例は尙他に於ても、實驗する事を得た。

咸鏡南道春柳組合地區內に於て、水利組合費は一等地三圓〇三、二等地二圓四一、三等地一圓〇一（總負擔は六圓二五、四圓、二圓五〇）であるが、之等の坪當賣買價格は統計には（前揭要覽一九九頁）

上六六圓、中六〇圓、下四五圓となつて居る。

右は昭和六年度の數字であるが、昭和八年度の事實では、上等地坪當一五錢—二〇錢、中等地二五錢、下等地二五錢—三〇錢となり、逆に下等地程高價となつて居る。

之等の實例は水利組合費が其耕地の生產力と關聯して其賣買價格構成上に少からざる影響を與ふるものなる事を示すものである。之等から更に其範圍を擴大して生產費調査農家（自作農）に付て見るも傾向は同樣である。

水利組合費と畓賣買價格

（八年度生產費調査農家四一戶中自作者一三戶平均）

種別	反當水利組合費	反當收量	反當價格	籾一石に對する金額	籾一石に對する水利組合費
水利組合地區	四・二〇円	四、五六四石	一四五円	三一・一円	○・九一円
天水畓地區 中南鮮	—	三、二六一	一〇七	二九・〇	—
天水畓地區 北鮮	—	二、三四七	五三	二二・六	—

（備考）

(1) 中南鮮の平均に於ては金光進を除きたり、收量籾一石二二八にて餘りに過少なるによる

(2) 水利組合費は土地改良事業要覽より算出（七年度）

中南鮮重要米作地帶の天水畓に於ては籾三石二六の收量の畓反當一〇七圓の賣買價格である、從つて籾一石當の畓價格は二九圓となる。今假に此天水畓の數字を標準として水利組合地區を推算するに、水利組合費四圓二〇は昨年出來秋に於て約籾五斗に相等せしを以て、畓賣買價格は一一七圓（29×4,064＝117,856）となり、籾一石當畓價二八圓八となるべきであるが、實際は反當賣買價格は一四五圓、其一石當は三一圓一である。即天水畓地區に比して賣買價格は反當に付二八圓高く評價され其結果石當三一圓一となつて居るのである。

即前記上中下畓の組合費賦課率の相違と實際賣買價格との關係が統計面とは逆なる現象を此處にも見得らるゝのである。之を要するに、水利組合に依る耕地改善の結果は直ちに小作料增額を招來し、惹いて耕地價格を昂騰せしむるが、他方之に投下せる費用は之に反して相殺的立場に働き掛くるを以て耕地價格は常に此の兩者の均衡を得たる形に於て發顯すべきである。然るに實際に於ては、此の均衡を得たる具體的事實を捕捉するに困難を感ずる場合多く屢々前に擧げたる如き矛盾を惹起するのみならず惹いては米生產費調査に於ける水利組合地區の事業費の年賦償還金計上を屢々重利計算に陷れる。

本來工事費の年賦償還金は土地へ投下せる資本の一部である。之等は生產力の增加となつて耕地に固定さるべきものであるが故に、之を生產費中負擔金の一部に計上するは妥當では無い。

「只朝鮮に於ける土地改良事業は、多くは玄米三五―四〇圓の好景氣時代に二八圓以下には下るまじとの見込の計畫に依つて樹てられたものであるが、引續き米價安と累次の水害等の爲めに經營困難に陷つて居るものである。

全羅北道の內地人某干拓水利組合に於ては元金三百萬圓の負債となつて三百二十一戶の組合員に伸しかゝつて居るが、之を組合員一戶當りにすれば一萬二千圓、反當三百六十圓の負債である。相互に激勵の聲を上の空に自失と自棄の外策の施し樣もない。輕重はあるが之等の陰慘なる空氣は、朝鮮水利組合の全般を蔽ふて居る。

大正六年水利組合令發布を機に全鮮水利組合は百二十七、其面積十七萬八千九百八十二町步に達し

たが未だ、償還から脱して一人歩き出來る域には達して居ない。

比較的安全なる内地の耕地改良事業でさへ概ね五割を超へたる助成を國家より受けて居るが、洪水の被害を受け易き河川の治水と引括るめての朝鮮土地改良事業費は僅かに二―三割程度の補助を受くるに止まる。引續く不況の爲め殆ど崩壞點に達する水利組合の放任は國策に依つて强行した手前許さるべきでは無い。之等の企業的失敗は、枝葉末節の生産費問題を超へたる政治的工作の問題として大乘的に考ふべき問題である。

土地資本利子及利率の問題　朝鮮に於ては利子一般に高く小農の肥料其他の營農資金は概ね三割乃至五割を常とする。

朝鮮に於ける貸金業者平均金利（昭和七年度）

	内地高			朝鮮人間			外國人間			内地人對朝鮮人間			朝鮮人對外人間			市場貸		
	高	低	平均	高	低	平均	高	低	平均	高	低	平均	高	低	平均	高	低	平均
	三三	一六	二三	四二	二一	二九	三五	一八	二四	三九	二〇	二八	四三	二〇	三〇	八六	四九	六二

總督府統計年報　九年版

斯くの如き高利率が一般に行はるゝにせよ、土地に投下せる資本利率も又高率たるべしとの理由にはならぬ。朝鮮米生産費調査に於ては八分を以て土地資本利子算出の基礎とするが、銀行利率、水利組合利率等を見るに左の如くである。

朝鮮に於ける各種銀行定期預金利率

銀行名	明治 四三	四四	大正 一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	昭和 二	三	四	五	六	七
朝鮮銀行	四・七%	四・五	五・三	六・〇	六・〇	五・八	五・一	五・〇	五・〇	五・五	六・七	六・一	六・三	六・五	六・五	六・五	六・五	六・二	五・八	五・一	五・〇	四・八	五・〇
朝鮮殖産銀行	―	―	―	―	―	―	―	―	五・七%	六・一	六・七	六・四	六・五	六・七	六・七	六・八	六・八	六・七	六・四	五・五	五・〇	五・八	五・四
普通銀行	五・七%	五・三	五・七	六・二	六・三	六・三	五・八	五・七	五・七	六・〇	六・八	六・八	七・〇	七・一	七・一	七・二	七・一	六・九	七・〇	六・二	六・一	六・〇	五・六

朝鮮水利組合利率別借入表　朝鮮土地改良事業要覽（昭和六年度）一六九頁

借入金額	利率	借入金額	利率	借入金額	利率	借入金額	利率	借入金額	利率	借入金額	利率
七五九、五七五円	九・〇%	一五、八〇四、七〇四円	八・一%	一四三、七五〇円	七・五%	二、五八一、八五一円	六・五%	三、九二七、三四五円	五・七%	八、七〇〇円	四・五%
二、五九九、〇二一	八・九	一、八一七、二三一	八・〇	二、九七〇	七・四	三、〇九七、二二六	六・一	四、二六四、九六七	五・六		
三、三一四、一〇一	八・五	三四四、七〇二	七・八	二、九四〇	七・三	六、四五九、九七八	六・〇	四四四、八三四	五・四	計	一〇〇、〇五〇、一〇八円
一、五九四、五二九	八・三	一〇五、九六四	七・七	六、七六〇	七・〇	二八、二三二、〇九一	五・九	四、五三六、八〇六	五・三	平均利率	六・四%

水利組合に於ては六分以下の借入金額は六七、八七四、七二一圓に達し總額の三分の二を占め、其平均利率は六・四厘なるを見る。咸鏡北道調査の歸途車中にて（七月十二日）某朝鮮人地主の語る所に依れば京城を中心とする一帶では、籾二〇〇斤の小作料を收得し得べき畓を一〇〇圓にて購入するが標準である、江原道には一〇〇圓に付二石（三四〇斤）の所もあるが普通は前者が多く昭和八年度出來秋の相場では二〇〇斤は一〇圓四〇―一〇圓五〇なりしを以て稅金四圓を控除して六分の利子に相當するものが普通であると云ふ、之は單なる一地主の語に過ぎぬが、土地投資の一標準を示すものとして興味がある。

尙全羅北道益山郡五山面木川里に於ける耕地に於ける某大地主の採算を見るに

昭和八年地主籾生産費調（反當）

收支項目		金額	摘要
支出	地税公課	一・五二〇円	
	水利費	五・五〇〇	公定地價反當四十二圓の 36.21/1.000
	管理費	一・八六〇	益沃水利組合費
	土地資本利子	一一・七〇〇	粃收入の一割(石當一〇圓)
	計	二〇・五七〇	反當一五〇圓年利七分八厘(但八年時價坪六〇錢以上)
收入	小作料粃	一石八六〇	
	粃石當生産費	一一・〇六円	反當總收量三石九斗の四割八分三厘

右に於ては土地資本利子は七分八厘に計上しあるが、坪六〇錢の價格として逆に土地資本利子を算出すれば五分七毛に相當する。

朝鮮總督府發表一〇八戸中の自作、小作の數字より土地資本利子を算出するに左の如くである。

畓の利廻

項目	金額	摘要
地主の公課、水利組合費	四・五五円	三六戸平均(全鮮)
管理費	一・三五	粃收入の一割(前揭五山面の例による)
地主の得べき粃收入	一三・四九	三六戸平均(全鮮)の實納小作料
差引	七・五九	
畓價	一一四・〇〇	三六戸平均反當價格
利率	六分六厘五毛	

今假に年六分の利率を以て自作地の土地資本利子を算出するならば、反當六圓八三、石當三圓八三となる(總督府發表反當九圓一〇、石當五圓一一)

經營資本利子の問題　之を計上するは妥當では無い。

勞賃の問題　勞賃は朝鮮米生産費問題に於て最も重要なる役割を占むるものである。內地に於ては一般に鮮米生産費調査に於ける勞働評價が高きに過ぐると信ぜられて居る。今之等の關係を調査せんとするに當り先づ次に述ぶるが如き朝鮮に於ける勞賃構成の背景を承知し置くの必要がある。

(イ)　自家勞働と雇傭勞働の問題　生産費調査農家に表はれたる自家勞働と雇傭勞働との割合は左表の如く、雇傭勞働は平均三六%四七に達する。

米作勞働の自家、雇傭別割合(四一戸平均)

	自作	小作	平均
自家勞働	五二・二九%	七四・四四%	六三・五三%
雇傭勞働	四七・七一	二五・五六	三六・四七
	自小作	自小作	自小作
	六三・八六%	六三・八六%	六三・八六%
	三六・一四	三六・一四	三六・一四

之を內地米作に比較するに左の如くである。即ち昭和八年度自作農に就て比較すれば內地の一六%に對する朝鮮は四七%七一で約三倍に達する。

內地米作に於ける家族勞働と雇傭勞働との割合

種別	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
家族勞働日數	一六〇日	一五〇	一五六	一六一	一七九	一六八	一七八	一七八
	七%	七	六	八四	八五	八六	八六	八四
								一三七

雇人勞働日數 ｛日 四、九 四、六 四、五 三、七 三、七 三、七 三、七 三、四
　　　　　　｛% 二三 二三 二三 一六 一五 一四 一四 一六

「朝鮮に於ても雇傭勞賃は內地と同樣日雇、季節雇の賃金（現金竝に現物支出によるもののみを計上）と、食事其他實物給與の評價額とを合算して計上し、自家勞賃の中には年雇及手傳を含ましめて居る。自家勞賃の評價は作業の種類により當時の日雇賃を標準として計上する。」

朝鮮に於て一般に雇傭勞働の割合の大なる事は朝鮮米作の一特殊性を爲すものであつて、諸多の原因に依るものと考へられるが二三の要點を擧ぐれば左の如きものであらう。

一、自然的條件特に降雨量と其時季に原因する作業の一時的輻輳
二、品種の統一に基く一時的輻輳
三、婦人の農業勞働に從事する事少きこと
四、作業能率低き事及坐食を尊ぶ習慣
五、米作單一經營にて勞働分配の片寄れること
六、土地集中と農村失業者の增大に依る一般農村事情

之を要するに自然的要件と生產技術及經營の低度なる事及夥多なる農村失業者群等の原因が錯綜して朝鮮米作に於ける雇傭勞働の割合を大ならしめて居るものと解される。

殊に失業者群の多きは朝鮮米作のみならず農村社會問題として識者の關心を高めつゝあるものであるが、之等の失業者群は全鮮に一六二、二〇九戶、人口に於ては約八一萬人に達し二、七二八、九二一戶の總農家戶數の約六分に相當する。

之等は土地より追放せられたる所謂ハンサンインプ（閑散人夫）であつて農村に於ける自由勞働者であるが、之等は更に相率いて彼の英國の農村勞働隊制度（Gang System）若くは獨の Bauern System と同型なる雇只隊（Koji System）に加入し、又は加入せずして單獨に部分的農作物の請負を爲す。彼等は（細農又は勞働者）生活の最も不安定なる階級に屬し、雇只隊に加入する外には日傭、叺、草鞋作、薪炭賣上に依り糊口を凌ぎ、三—四月頃は、所謂春窮季として彼等の最も困難とする飢餓線上を彷徨し多くは高利借金によつて生活六、七月は雇只隊の勞働又は一般勞働に從事する事に依つて生活、九月以降十一月頃迄までは日傭賃銀又は小作籾に依つて生活、十二月より三月までは雇只隊の前借によつて辛ふじて生活を維持する一群である。之等勞働者及其豫備軍たる細農を一覽するに左表の如くである。

註 (1) 久間健一　勞働隊制度と雇只隊制度　二五頁

農業勞働者竝細農

種別	勞働者	細農	小作	中農	大農	自小作	自作	地主	累計
實數	一六二、二〇九戶	二九八、〇八四	三五四、三九九	二三三、〇二九	八八、三六六	九二七、三二	五五三、六七八	二三、九五五	二、七八、九二一
百分比	五九・%	一〇・九	一三・〇	八・五	三・二	三三・七	二〇・三	四・五	100・0

之等の細農及び勞働者は、南鮮地方に多く分布するが、南鮮六道に於ける雇只隊制度の現行地域を見るに左の如く主要なる米作地帶を網羅する。

南鮮に於ける雇只隊の現行制度

道名	現行地域
全羅北道	全州、釜山、沃溝、金堤、井邑、扶安、高威、鎭安、錦山、茂朱、長水、任實、南原、淳昌
全羅南道	羅州、長城、潭湯、咸平
慶尙南道	山淸(晋州、宣寧、咸安、昌寧、東萊、金海、河東、咸陽)
忠淸北道	淸州、報恩、鎭川、槐山、隱城、丹陽
忠淸南道	牙山、瑞山、扶餘、公州、大田、洪城、唐津、舒川、論山、天安(燕岐、禮山、保寧、晋陽)
京畿道	振威、金浦(高陽、私川、龍川、安城、水原、始興、富川、坡洲)
黃海道	黃洲

米作の一大中心地帶たる全羅北道に於ける雇只隊は代表的のものであるが、それでも彼等に依つて耕作せらるゝ面積は平野部に於ても三一、二七五町歩其割合は全畓面積の一九%、山間部では五、三七六町歩て全畓の一一%に相當するに過ぎない(1)。また部落に於て賃銀勞働者を雇ひ得ない細農又は窮農が、農繁期に於て近隣の者と任意の團體を作り相互扶助的に耕地を助け合ふ制度があるが、之は所謂プムマシであつて、品脫若くは品奪とも云ひ、內地の手間換に相當するものである。

之等の雇只隊又は品脫の分布程度よりして、朝鮮に於ける雇傭勞働割合の大なる事は一應首肯出來るが、然し前揭生產費調查農家中には之等に依る請負耕作は包含せられて居らぬし、其他の事情から考へても雇傭勞働(年雇、手傳人を除く)が三六%四七にも達する事は多きに失せずやとの感を抱かしむるものである。例へば京畿道振威郡に於ける生產費調查農家の自作農趙景元は、年雇を置き自家勞働日數一一四日三二、臨時雇二三二日七七の勞働日數であるが(家族員四人其勞働能率二人七分、外に年雇一人、能率一人)年雇勞働日數は家族勞働日數中に包含せられ居るものなれば、純粹の家族勞働日數は蓋し僅少のものとなるべきである。只趙氏の調查に於ては年雇の勞働日數は不明であるが、之を同じく京畿道水原郡(2)半月面に於ける朝鮮農會農家經濟調查に於ける年雇一人平均一箇年勞働日數に見るに二四一日一に達する。

註 (1) 久間健一前揭書に依る、品は賃銀勞働者脫は排除の意味

(2) 昭和七年度經濟調查から見た朝鮮農家

假りに趙氏年雇の稻作關係勞働日數を二〇〇日とすれば是丈でも前記一一四日三二の家族勞働(年雇乃至手傳人を含む)を遙かに超過する事となる。之等は年雇、手傳人の勞働日數が果して調查方針通り家族勞働中に加算しあるや、或は雇傭勞働中に包含されあるや疑問とする所である。

又同面生產費調查擔任技術者の語る所に依れば、該地方にてはハンサンインプは割高なるを以て、普通之を雇傭するもの極めて少く、多くはプマシに依りて行ふと云ふ。

尙參考の爲め前記半月面の經營農家(九戶)の家族勞働と雇傭勞働の割合を見るに

家族勞働日數	自作農	自小作農	小作	平均
	五二九・七日	五六七・八日	七〇七・五日	六〇一・七日

	年雇勞働日數	二三九・七		
	手傳人	〇・三		
	臨時雇	九六・四		
	合計	一		
備考	各作農三戸宛平均を示し雇傭賃戸數の平均にあらず			
	畓平均耕作面積一六二畝二七、田平均八九畝〇九を耕作する米作經營なり			

臨時雇は全勞働量の僅かに六%に過ぎず、年雇、手傳、臨時雇全部を含めても全勞働日數の二割七分五厘に過ぎない。

之等の農家は朝鮮の中央部に位し全鮮農家の略中庸を得たる所なりと云へば（前掲書五頁參照）米作丈の調査數字では無いが、少くも鮮米生産費調査に於ける家族勞働と雇傭勞働の割合の問題を考察する上に一の示唆を與ふるものである。

（ロ）**農業勞働者の賃銀**　斯くの如く自家勞働と雇傭勞働の割合に關しては不明の點存するが、姑く之を不問とし、之等勞働を評價する基本的事情を見るに前掲雇傭勞働の多き理由として擧げたる諸理由の中一、二、三、五の事情は、概ね勞働評價を高からしむる要因となる。加ふるに鑛業の勃興特に金再禁止後のゴールドラッシュが此の傾向に拍車を掛けた事を見逃すわけには往かない。

宇垣總督の産金一億圓標榜は最近一箇年間に於て約六千萬圓（內二千萬圓は滿洲方面へ密輸出せらる）の産金額に到達した。

現在砂金鑛の採掘許可願は一萬五千五百件、其面積は二千百二十方里で全鮮の六分の一にも達し其中許可せる件數三千五百件、其面積丈でも忠淸南道の面積に略等しい。勞働者、小農者達は砂金鑛夫となり一日約六十錢の實收に有り付き、此の爲めに下層に潤せる額は莫大なものがある。然も之等の砂金鑛は平野の畚、田の中にも分布し直に農作人夫に影響する。

上記の外更に最近朝鮮に於ける景氣上昇の傾向は勞銀騰勢に輪を掛けた事は疑ひない。朝鮮に於ける昭和八年度歲出入決算は剩餘金千六百九十七萬圓となり、大正七年の一千八百七十五萬圓と云ふ黑字的景氣を出したると匹敵し之を昭和七年度の剩餘金三百五十萬圓に比較すれば約五倍の增加振りを示し、上向景氣を語るものとされて居るから（農業勞賃は八年度に比し約二割を騰貴し、土地も又上りつゝある）之等は雇只隊の新たな評價標準を與ふるのみならず惹いて一般閑散人夫（ハンサンイング）の評價より更にプマシ（手間換）の評價及自家勞働の評價に迄影響さるべきは明なる所である。

（八）**雇傭勞賃に依る家族勞働の見積**　雇傭勞賃、特に臨時雇に準ずる勞働の評價は內地に於ても之を採用せる所であり、右の如き臨時雇の占むる割合の大小及評價額の大小によつて其理論の變化さるべき理由はない。生產費調査が、少くも今日の營利經濟的算法に準據して計算せらるゝ以上當然の仕方である。

只、此の雇傭勞賃竝に之に依つて算出せられたる家族勞賃と、其家族の勞働報酬及實際生活費との間に格段なる相違の見られる場合ありとせば、其處に自ら別個の問題が生じて來るのである。

今、勞賃、見積勞賃、勞働報酬及實際生活費とを見るに、朝鮮農家の低生活は周知の事實であるがエンゲルの法則に依つて之を示せば

飲食費が生活費中に占むる割合

	自作農	自小作農	小作農	平均
朝鮮	五七・六三%	六三・四九%	六七・五七%	六二・五二%
内地	三九・六一	四一・七〇	四六・九二	四二・三九

備考　内地は農林省農家經濟調査による（昭和五、六年度）　朝鮮農會調　三六戸平均（昭和五、六年度）

即ち飲食費部分の大なる程彼等は手から口への低生活を營むものであるが内地農家に比して、如何に低度なる生活を營みつゝあるかを立證するものである。尚、右農家が實際生活するに當り幾何の經費を要するかを見るに

一人當家計費（朝鮮）昭和五、六年度平均

	自作農	自小作農	小作農	平均
一人一箇年當	八四・六六円	六九・一九円	五三・五九円	七〇・二〇円
一人一日當	二三・二〇銭	一八・九〇銭	一四・六〇銭	一九・二〇銭

一人當家計費（内地）

	自作農	自小作農	小作農	平均
一人一箇年當	一一二・七五円	九六・九三円	九一・〇一円	一〇〇・二三円
一人一日當	三〇・九〇銭	二六・四五銭	二三・三五銭	二六・七五銭

（昭和五、六年　農林省農家經濟調査）

之等は朝鮮に於ける生活費の低額なると同時に又雇傭勞銀の低き事をも示すものに外ならない。

又勞働報酬は勞銀とは必ずしも一致するものでは無いが、試みに之等を掲記すれば左記の如くである。

勞働報酬と勞賃と生活費（自作農）

	勞働報酬一人當	雇傭勞賃一人當	生活費一人當
朝鮮	六六銭	五三銭	二三銭
内地	五八	九一	三〇

備考　朝鮮、勞働報酬及勞賃は米生産費調査四一戸中自作農平均より生活費、勞働日數は朝鮮農會農家經濟調査自作農平均　昭和五、六年度より
内地、勞働報酬及勞賃は帝國農會米生産費調査昭和八年度、生活費、勞働日數は、農林省農家經濟調査より（五、六年度平均）

朝鮮各作農別勞働報酬及生活費

種別	雇傭勞働一日當	家族一人當一日生活費	自家勞働一人一日當見積勞銀
自作農	六六・一銭	二三・二銭	四八・九銭
自小作農	六六・〇	一八・九	四八・一
小作農	五一・〇	一四・六	五四・四
平均	六一・〇	一九・二	五〇・五

勞働報酬、雇傭勞銀共に何れも平均六〇錢前後であるが、他方彼等の一日當生活費を見るに、平均

一九錢であつて、雇傭勞銀より著しく低く、約三分の一である。此の點は、內地に於ても雇傭勞銀九一錢、生活費三〇錢、であるから、矢張三分の一て割合から見れば朝鮮と同樣である。

然して其生活費の內容を構成する現金、現物別支出の狀況を見るに、朝鮮に於ては、現物部分が內地より著大である。即內地農家の府縣平均現金支出割合は、(1)五七%三五であるが、朝鮮に於ては、三一%五七を示す。之によれば、內地に於て一人一日當生活に要する現金は、一七錢二に相當するも、(2)朝鮮に於ては、僅かに六錢一て內地の約1/3に過ぎない。

註 (1) 農林省農家經濟調査 五、六年度平均

(2) 前揭、朝鮮農會調査、農家經濟調査

此現金支出の小額なる事は注目すべき點である。

內地勞銀の九一錢に比して朝鮮勞銀は其四割二分減、生活費に於ては內地の二七錢に對して其二割八分減であるが、其現金支出は僅かに內地の1/3に過ぎない事は、朝鮮農家經濟が未だ自給經濟の色彩濃厚に、貨幣經濟に入る事日尙淺きを如實に語るものである。從つて前記計算上の割合よりも一層低度の生活を營めるものとの想像が容易に下されるのであるが只一日當生活費のみでは、其多寡を以て直ちに一日當勞銀の標準とは爲し難い。

前揭朝鮮農家の家族一人當生活費は一九錢餘てあるが、之を家族從業者一人一日當（總生活費を總從業日數にて除せるもの）に換算すれば一五〇錢二となる。即從業者が自己と共に家族被扶養者の生活費一箇年間を負擔せるもの丶勞働一日に對する額である。此の中現金を以て支出する額は三一%であるから即四六錢五に相當する。

此の四六錢五厘は即勞銀に對する一日當所要現金の最低限度の一基準を示すものと考へられる、實際に於て農村に於ける勞賃は右に述べたる如き現金支出額を緯とし、其他の經濟的、社會的諸事情を經とし綜合的に逼出せらるゝものと思考されるが、只閑散人夫、雇只(隊)等の自給物若くは固定せる勞働機會を有せざる自由勞働者にありては夫丈高い筈である。

されば前揭「朝鮮各作農別勞働報酬及生產費」表に示せるが如く四一戶の平均自家勞働一人一日當見積勞銀が五〇錢五なる事は、前記從業一人一日當家族生活費の負擔額が四六錢五なる事と對照して高價に過ぐると考へられない。のみならず其の雇傭勞銀一日當も平均六〇錢六を示して見積勞銀より高く、然も勞働報酬一人一日當平均が六一錢〇なる事と對照して夫等の妥當性を裏書せるかに見ゆる。

尙參考の爲に內地に於ける之等の關係の年次別變遷を擧ぐれば左の如くである。

內地米作に於ける勞働報酬と臨時雇勞銀

（帝國農會自作者の米生產費資料）

種別	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
家族勞働報酬一日當	円 一・五三	円 一・四九	円 一・二〇	円 一・三六	円 一・二四	円 一・二三	円 一・四八	円 一・五六
日傭賃銀	一・五三	一・四六	一・四九	一・三六	一・一三	〇・八八	〇・八六	〇・九一

即ち內地に於ては、昭和元年、二年、四年の農村恐慌前が朝鮮八年度の四一戶平均と同樣の傾向を

示し最近に於て再び接近しつゝあるを見る。

以上述べ來れる朝鮮農村に於ける勞銀構成の諸事情は、前揭四一戶の調査農家のみならず、一〇八戶全部の調査農家にも妥當するものと考へられる。

之に依つて勞銀の評價を考ふるに四一戶の農家に關する限り、甚しく高價なりとは信ぜられない。前記するが如く、妥當なりと見るの外は無いが、只一〇八戶の總平均に於ける勞働評價の基準が、若し聞くが如く、男一人五九錢の標準に依るものとせば、こは些か高價に過ぐるものと云はねばならぬ。

假に一〇八戶農家の雇傭勞働と自家勞働が、四一戶農家と同樣に三六%五、六三%五の割合にあるものとせば、(恐らく大なる相違は無からむと信ずる)ウエートを加算して、平均五一錢六の勞銀に相當しやう(但し自家勞銀見積は四六錢五、雇傭勞銀は六〇錢六として)

然るに前記の如く五九錢の一人當賃銀を基準とするならば七錢四、即一割二分五厘餘の高價に付く筈である。畜力を考慮するも約一割の減少が勞働評價の上に考へられねばならぬ。

さりながら之等の考察據點は、農家の生活費調査に置いて居るから、今日の生産費調査方式の體系外に屬する事項である。調査方法が、雇傭勞働に依つて評價するの建前を取る限り、總督府發表の數字を是認するの外は無い。只之等の建前は雇傭勞働と生活費との間のギャップ、換言すれば、自給經濟の急激なる資本制化過程上の矛盾の所産に外ならぬから、之に對する適當の工作が廻らされねばならぬ。

米穀統制法に於て、消費者の家計米價に對する生産者の家計米價が、從來一部の人達に依つて唱へられて居つたが、之等は恐らく內地に於て論者が意圖せるとは全く反對なる方向に朝鮮に於て、先づ其必要を感ずるに至るかも知れない。

畜力費の問題——畜力費は四一戶平均石當八七錢を示すが、此內容を分析すると明かに二重計算に陷つて居る。試に京畿道自作農趙景元に就て見るに畜舍二坪の費用の九五%、二圓二一、(敷地費を含めて)を米作に負擔せしめ石當四錢を計上して居るが、一方畜力費は、前記調査要綱にも明なるが如く、「畜力は自家飼養のものも賃借料により評價する」建前を取り、畜力費合計二九圓四九(反當一圓〇〇、石當四九錢)を計上して居る。又咸鏡南道自作農韓國倨に於ても、牛舍一一坪の費用を一〇〇%かけて二圓四八錢、牛車置場二坪に九四%を掛けて七二錢、牛飼料置場四坪の費用に九四%を負擔せしめて一圓二七を計上、之等の敷地代計二一錢、合計四圓六八錢を計上しながら、他方に畜力費として二三圓〇四錢(反當一圓〇四、石當七〇錢)を計上する。自小作農の咸南李長松は、畜舍償却を三圓一四、畜力費として一三圓四八を計上、小作農、咸南元澍禧は畜舍償却二圓四二、畜力費として一二圓一三(反當一圓二一、石當七七)を計上して居る。

之等は何れも其地方の賃借料に準じて自家畜力を評價しながら、他方に夫等に要する畜舍費用を計上せるものであつて二重計算である。右四戶の平均よりすれば石當一二錢の畜力關係の償却分丈は農舍費中より除外さるべきであらう。

尙之等に關聯して、堆肥舍の償却問題であるが、堆肥は前揭調査要綱に依つて、百貫一圓五〇と評價し置き、他方に堆肥舍の償却費を計上して居るが之も二重計算である。前記四農舍の自給肥料評價

（堆肥、綠肥、壁土等）と堆肥舍償却費とを表示するに左の如くである。

	自給肥料費	堆肥舍償却費
自作韓國倡	一一一・五〇	一二錢
自作趙景元	一五・七五	一
自小作李長松	六一・五〇	九
小作元鼎禧	三二・〇〇	一七

金額は僅少ではあるが、之も二重計算と見ねばならぬ。

六

以上に於て朝鮮米生産費調査方法及其集計加工の問題に關する記述を擱く。右は與へられた時間及摑み得た機會に於て蒐集し得られたる資料に基く考察である。之等はより深くより廣き範圍に於ける資料に基いて完璧が期せられねばならない。

尙以上の中、肥料と收穫、豐凶度、公課負擔の問題、農具費、及製玄歩合製玄費の問題竝生産費問題と間接關聯のある農村の社會的經濟的事情等の考察等が取り殘されて居るが之等は未整理の爲め此所に記載するを得なかつたのである。夫等の幾部分は今後引續き帝國農會報に發表される豫定である。之等に依つて試算せる朝鮮米生産費の內容に付ては此處に發表するの自由を有しないが、以上記述せる項目に付き考察を下すならば、拓務省を通じて發表せられたる額よりも低位にあるべき事は容易に想像し得らるゝ所であらう。

（附記）本調査を爲すに方り格別の御厚志を蒙れる朝鮮總督府農林當局、各道郡市邑面の當事者有志、朝鮮農會、農林省京城米穀事務所、同各支所の各位に對して厚く感謝の意を表する次第である。尙筆者不文非禮の點は幸寬恕を乞ふ次第である。

二十八　朝鮮米內地移入禁止は果して朝鮮人に打撃か

鄭　然　圭

昭和九年九月（東洋經濟新報所載）

一

朝鮮米日本移入を主張するすべての人が、朝鮮米の移入增加は朝鮮產米增殖計畫による朝鮮米の自然增收の結果であるかのようにいふてゐる、然るに朝鮮總督府の統計による時には、朝鮮に於ける作付反別は

明治四十三年	一、三五二、七九六町歩
昭和七年	一、五四八、一六九〃
增加	一九五、三七三〃

で僅か十九萬町歩の增加である。

又朝鮮米の收穫高は

明治四十三年	一〇、四〇五、六一三石
昭和七年	一五、二九四、一〇九〃
增加	四、八八八、四九六〃

で僅か四百八十八萬石の增加である。然るに朝鮮人人口は

明治四十三年	一三、一二八、七八〇人	
昭和七年	二〇、〇三七、二七三〃	
増加	六、九〇八、四九三〃	

で六百九十萬人の増加である。

文化の向上によつて米の消費量が増加するが普通であるが、朝鮮人一人當りの米消費量が明治四十三年日韓併合當年と同量であるとしても、當年の一人當米消費量は七斗一升であつたから六百九十萬八千四百九十三人の増加人口につれて、朝鮮人消費米量も四百九十萬五千三十石の増加を見るべく

増加朝鮮人口消費米量	四、九〇五、〇三〇石
増收米高	四、八八八、四六九〃
不足米高	一六、五三四〃

で昭和七年の朝鮮に於ける産米高をもつてしては、朝鮮人消費量米にも尚一萬六千五百石からの産米不足であるのだから朝鮮米の内地移入増加が、朝鮮米増産の結果であると辯ずるは全く無根の弄辭である、ところがこの鮮内消費にさへ不足であるべき朝鮮米の輸移出高が拓務省の統計によれば

明治四十三年	七九八、九七六石
昭和七年	七、五〇八、四四二〃
増加	六、七〇九、四六六〃

でうち日本に移入された朝鮮米だけでも、農林省の實際調査によれば昭和七年には七百十九萬八千石に達してゐるところに我々は朝鮮米問題の特殊性を發見せざるを得ない。この七百五十萬石からの朝鮮米輸移出高が鮮内消費超過の結果でなく反對に朝鮮人消費米量減退によるもので拓務省の統計によれば鮮内米消費量は左の通り人口は増加してゐるにもかゝわらず減退してゐる。

年次	人口	消費米量
明治四十三年	一三、三一三、〇一七人	九、六〇六、七三七石
昭和七年	二〇、五九九、八七六〃	八、八三七、三八三〃
増減	七、二八六、八五九〃	減 七六九、二五四〃

人口は七百萬人から殖えたのに、反對に喰ふ米は七十六萬石から減つてゐる奇現象を呈してゐる。さういへば或は米の消費量のかはりに雜穀の消費量が増加してゐるだらうといふかも知れぬが、一人當の穀物消費量も左の通り減退してゐる。

明治四十三年	一石八〇
昭和七年	一石三八

備考　明治四十三年ノ穀物消費量ハ朝鮮人一人當消費量デアリ、昭和七年消費量ハ全鮮人口一人當穀物消費デアルカラ、昭和七年ニ於ケル一人當穀物消費減退料ハ五斗以上ニ達スル

二

朝鮮米の日本移入を主張する人たちは、朝鮮米が移入出來なければ今にも朝鮮人たちが經濟的に非常な打撃を蒙るかのように、口を開くと日鮮融和上とか朝鮮統治上の重大問題であるといふ。なるほど昭和六年末現在朝鮮人人口千九百七十一萬人中農業者人口は千五百五十八萬人の多數であるが、こ

の約八割は小作人で、殘る僅か三百萬人の者が自己所有田地よりの收穫物を自由に處分し得る權利を有する者等であるか、拓務省統計によれば、昭和七年末現在水田耕作地面積百六十六萬九千六百町歩の內、小作地面積は百二十萬四千七百町歩の多數にのぼるから、當年の一反歩當米收穫高九斗九升五合によつて計算すれば當年の米產高千六百三十四萬五千八百二十五石のうち千百九十八萬六千七百六十五石が小作地面積よりの收穫高で、小作人がこの內より得る米はその約四割の四百七十九萬石に過ぎない。この僅かの米で全鮮千三百四十六萬人の朝鮮人小作人たちは一年間に一人當約三斗七升の米を消費して生活しなければならない。しかも彼等のこの消費量は當年の朝鮮內一人當平均米消費量四斗一升二合に比する時には遙かに低量であるから、彼等が更にその米を日本へまで移出するとは思はれない。だからこれ等朝鮮小作人は勿論朝鮮米の日本移入によつて何等の利益を得る部類の人たちではない。これに反して全鮮約七百二十萬石の小作料竝に全鮮約七百箇所の日本人所有三十町歩以上營利農場二十萬町歩よりの收穫米高約二百萬石は、主により多くの利益を得んがための企業石數である。

ところが全鮮產米高より朝鮮人小作人收得米量前記四百七十九萬石を除いた千百萬石の內から、朝鮮殖產銀行、東洋拓殖株式會社、村落金融組合等よりの勸業資金貸付金竝に各種銀行の農業資金の貸付金、昭和五年末現在總計五億七千萬圓に對する利息（當年の各銀行不動產擔保貸付金普通金利平均日歩二錢六厘を元金に乘じたる）五千四百萬圓に對する換算石數約四百萬石はこれ等銀行に納めなければならぬ。それに元金償還率を約一割と見ても年に四百四十五萬石は右銀行の所有と化する。中でも昭和五年末現在勸業資金貸付中朝鮮殖產銀行は二億一千四百萬圓、東洋拓殖株式會社は八千三百萬の多額に達しこの兩社によつて農業貸付金の約六割を占めてゐる。

右に由つて見れば數字上にあつては朝鮮人農業人口數は千五百萬人の多數にのぼるが、その實朝鮮殖產銀行をはじめ銀行會社竝に日本人農場主の所有米石數は年に六百四十五萬石の多數にのぼり、殘る僅か四百四十五萬石か小作人外の約三百萬人地主のための自家消費と利潤石數となる譯であるからこの中から實際利益を得る者は酷く少數の大地主に過ぎなく、朝鮮米に對して最も利害關係を有する者は東洋拓殖株式會社と朝鮮殖產銀行であり、日本人農場主である。だから朝鮮米移入問題がすぐ朝鮮農民の福利に關係し、朝鮮統治上日鮮兩民族感情上重大問題であるかの如く曲論するは奇辯も甚しいものである。

朝鮮米の日本移出は低廉な生產費によつて生產された朝鮮米を高價の內地米價によつて賣渡し、その間の鞘を利せんとするもので、朝鮮米の實際生產費と內地での賣渡値との間の鞘が大きければ大きいほど、朝鮮に於ける營農投資利益が大である。それがためには朝鮮米の低廉な生產費を高額に吊りあげて、內地にをける賣渡値の吊りあげを策しなければならぬ。そこで昭和六年度に朝鮮米の石當生產費を十六圓三十二錢に計算したものを、昭和八年度には一擧に二十一圓七十錢に發表し、內地米の二十三圓三十四錢との間に一圓六十四錢の差しかなからしめて朝鮮米賣渡値をほゞ內地米と同額にまで吊りあげようとしたのである。

今說明に便ならしめるために、左に內鮮米(玄米)石當生產費を計算對比せば

費目		内地米	朝鮮米
種籾代		円 ○・二七	円 ○・三三
勞賃畜力費		八・五一	七・一五
肥料代		四・一三	三・二五
諸材料費其他		○・六七	○・七七
農舍費		○・四四	一・○一
農具費		○・六二	○・四四
租稅其他公課		一・三六	一・六五
米穀檢查手數料		○・一六	—
土地資本利子又ハ小作料		七・八八	七・一三
製玄費		—	○・五○
費用合計		二四・○四	二二・二三
副收入		一・八七	一・二三
石當生產費		二二・一七	二○・九八
運賃諸掛		一・一七	○・七二
合計		二三・三三	二一・七○

右朝鮮米の生產費が如何に吊りあがつてゐるかを知るために茲に朝鮮總督府指定南北二農家に對する一年間の實際收支狀況を示せば

慶尙南道密陽郡上南面指定自小作農家

夫婦に一男二女を養ふ、自作水田二反六畝、小作水田二反、畑四畝の自小作農

一、收入

イ、現物

籾十五石、大麥六石四斗、外に小麥、粟、胡麻、蕎麥、蔬菜等

ロ、現金

		円
籾	四石	三二・○○
白米	一斗	二・一○
種子		二○
實棉	三十斤	四・五○
藁	四束	一・六○
大麻		四四
日稼賃銀	六日分	七・○○
借入金		一・○○
計		五八・三四

二、支出

イ、現物

小作料籾	五・○五石
貯穀	籾一斗、大麥一斗

道路費		
精米貯穀	大麥六升	
里丁報酬	搗大麥一斗	
	大麥三升	
ロ、現金		円
地税		八・〇〇
戸税		一・六二
		三八
農會費		一・四八
手數料		一・五〇
藥劑費		六・二二
硫安 二叭		三・三六
石灰窒素		二〇
鍬		一五
農具修繕費		八〇
小作地代		一一・一〇
負債償還		五〇
洗濯用品		一・二〇
シヤツ		八
リボン		二〇
靴下 三足		

障子紙		一五
バケツ		二五
ツルベ		一〇
東子		二〇
食鹽		一・三〇
魚肉		二・〇〇
石油		九〇
マツチ		六〇
布綿		三・〇〇
ゴム靴		一・二〇
煙草		三・六〇
木棉 二十尺		八〇
食器		一・七〇
酒		二・〇〇
市場行雜費		五〇
祭祀費		二・〇〇
計		五八・二九

右の外堆肥四百五十貫、木炭百貫、下肥四百貫、割木百五十貫、柴草二十貫、杉葉三十五貫自給

收支差引殘金五錢也にて、借入金が一圓であるから結局九十五錢の缺損である。

咸鏡北道慶源郡慶源面松川洞指定自作農家

家族七名（男五十歳、二十四歳、十七歳、十三歳、計四名、女五十二歳、二十五歳、三歳、計三名）

（生産的家族四名、不生産的家族三名）

家畜頭數十頭（牛一頭、豚三頭、鷄五羽、驢一頭）

收入の部

種類作物名	收穫高	單價	金額	作付反別	反當收量	備考
普通作物	五、四八〇升	円	二一一・五〇	三九・三反	升	
稻	四、五〇〇	三・五〇	一五七・五〇	二五・〇	一八〇	
粟	二四〇	五・〇〇	一二・〇〇	三・〇	八〇	
大麥	二〇〇	五・五〇	一一・〇〇	二・〇	一〇〇	
大豆	三〇〇	六・五〇	一九・五〇	六・〇	五〇	
小豆	六〇	七・〇〇	四・二〇	一・〇	六〇	
菜豆	五〇	五・〇〇	二・五〇	一・〇	五〇	
綠豆	一〇	一二・〇〇	一・二〇	〇・三	三〇	
玉蜀黍	一二〇	三・〇〇	三・六〇	一・〇	一二〇	
蔬菜	二七三貫	—	二八・八三	一・一	—	
大根	六九	〇・〇九	七・二一	〇・三坪	二三〇貫	
白菜	三二	〇・〇八	二・五六	四五坪	二一〇	
蕃椒	七	〇・三八	二・六六	三〇	七〇	乾果
蒜	二	〇・四五	〇・九〇	六	九〇	
葱	五	〇・二五	一・二五	三	五〇〇	
茄子	六	〇・二五	一・五〇	六	三〇〇	
馬鈴薯	一〇〇	〇・一〇	一〇・〇〇	〇・五反	二〇〇	
胡瓜	一五	〇・〇六	〇・九〇	一五坪	三〇〇	
南瓜	三七	〇・〇五	一・八五	一五反	七〇〇	
特用作物	—	—	四・〇〇	〇・五反	—	
大麻	三	一・〇〇	三・〇〇	〇・三	一〇	
苧	一四	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一・〇	三〇	
畜產	—	—	八・八〇	—	—	一箇年ノ頭數ニヨル
豚	六	一・〇〇	六・〇〇	—	—	
鷄	八	〇・三五	二・八四	—	—	
林產	五〇	—	四五・〇〇	—	—	
薪	五〇束	〇・九〇	四五・〇〇	—	—	
副業	—	—	六・三〇	—	—	
麻布	三正	二・五〇	四・五〇	—	—	（加工收入
繭	一斗	一・八〇	一・八〇	—	—	（原價七・五〇錢
其他	—	—	一〇・〇〇	—	—	
勞働收入	—	—	五・〇〇	—	—	牛車運搬

藁稈類賣却	五〇〇貫	〇・〇一	五・〇〇	—	—
合計	—	—	三一四・四三	—	—

支出の部

種類（項目又八品名）	數量	單價	金額	備考
公課	—	円 —	円 二四・二三	
農會費（會員割	—	—	〇・三〇	
農會費（地稅割	—	—	〇・九〇	
畜產同業組合費	—	—	〇・五〇	
水利組合費	—	—	八・九〇	
地稅	—	—	五・二〇	附加金合算
戶稅	—	—	六・二四	同
車輛稅	—	—	三・〇〇	
食料費	—	—	一九八・〇二	
米	一〇〇升	一七・〇〇	一七・〇〇	
粟	一、〇四〇	一〇・〇〇	一〇四・〇〇	
大豆	三〇〇	六・五〇	一九・五〇	
馬鈴薯	一〇〇貫	〇・一〇	一〇・〇〇	
玉蜀黍	八四	四・二九	三・六四	
大根	六九	〇・〇九	七・二一	

白菜	六二	〇・〇八	四・九六	
蒜	二	〇・四五	〇・九〇	
蕃椒	七	〇・三八	二・六六	
鹽	一五俵	一・五〇	二・二五	（六斗）
酒	一升	〇・五〇	〇・五〇	
葱	五貫	〇・二五	一・二五	
小豆	六〇升	〇・七〇	四・二〇	
豌豆	六貫	〇・二五	一・五〇	
綠豆	一〇升	一・二〇	一・二〇	
大麥	一四〇	七・八五	一一・〇〇	
其他副食物	—	—	三・五〇	
香味料	—	—	—	醬油二斗五升、味噌六斗
胡瓜	一五貫	〇・〇六	〇・九〇	
南瓜	三七	〇・〇五	一・八五	
衣服費	—	—	二八・〇〇	
吳服物	—	—	二〇・〇〇	廣木一疋七圓、雜布木七圓綿三圓其他三圓
履物	九	—	四・五〇	
帽子	四	—	三・五〇	夏帽
交際費	—	—	五・〇〇	

贈品			五・〇〇
醫藥費藥代			三・〇〇
教育費			
授業費			二一・〇〇
書籍代			一二・八〇
其他學用品			五・〇〇
冠婚葬祭費祭費		一回	四・〇〇
其他			二・〇〇
薪代	四五臺		四二・〇〇
春秋山川祭費	二回		四〇・五〇
合計			一・五〇
收入差引缺損金			三二四・〇五

（普校一人八圓八〇／書堂一人四圓〇〇）
（普校一人四圓／書堂一人一圓）
（普校一人三圓／書堂一人一圓）
（酒四合二五錢／供饌費一圓七三錢）
部落一圓

右兩指定農家の實際收支狀況と朝鮮總督府發表朝鮮米生産費とを對比して見るに、籾一石に對する總督府の自作兼小作農の庭先生産費は十圓十六錢となつてゐるのに、南鮮指定農の實際賣買値は八圓に計算してゐる。又總督府發表自作農庭先籾一石生産費は九圓三十一錢となつてゐるのに、北鮮指定自作農の實際賣買値は僅三圓五十錢に計算してゐるのに總督府自作農玄米石當庭先生産費は十九圓六十價高の地方でありながら一石十七圓となつてゐるから、運賃その他を考慮に入れれば何づれも石當り三四圓見積高の高率生産費である。又南鮮指定自作兼小作農家は自作水田二反六畝、小作水田二反、計四反六畝の農家であるから、これを總督府發表自作兼小作農反當生産費三十三圓二十八錢に乘ずれば、水田作だけでも百五十三圓餘の年支出がなければならぬ。然るに實際支出は現金支出五十八圓二十九錢中より負債償還金十一圓十錢を引き現物支出小作料籾五石〇五、竝に大麥（貯穀分を引き）一斗九升を現金に換算しても總計八十九圓未滿となり、六十四圓餘の差があり、しかもこの內には自小作畑一反八畝の生産費をも含まれてゐるから、右農家に對しては總督府生産費は少くとも八九十圓の高率生産費である。これを更に同農家の生産收入石數によつて計算して見れば、籾十五石、大麥六石四斗、外雜穀の收入を總督府生産費によつて計算すれば、支出額は二百圓以上に達し、それに現金收入の五十八圓餘を加算すれば支出總額はどうしても二百八十圓ほどになるだらうが、實際支出は前記の通り八十九圓未滿であるからやはり八九十圓の高率生産費である。

北鮮の自作農について見れば同農家年支出總額は三百二十四圓五錢となつてゐるが、同農では籾四十五石の收穫がある外に雜穀五十四圓、蔬菜二十八圓八十三錢、特用作物四圓、畜産八圓八十錢、林産四十五圓、副業六圓三十錢、其他十圓、この合計百五十六圓九十三錢となるから、籾四十五石の自作農石當籾生産費九圓三十一錢を乘じた四百十八圓九十五錢を合算すれば總計少くとも五百七十五圓八十八錢の支出がなければならぬのに、同農の年實際支出額は前記の通りで、この農家に對しては少くとも二百五十圓からの高率生産費見積となつてゐる。これを更に作付反歩によつて計算すれば、同自作農の水田耕作面積は二十五反で外に十四反三畝の畑作農家で、この畑作其他に對する支出費を前

記計算通り百五十九圓九十三錢と見るにしても、總督府計算自作農庭先反當生産費は三十四圓四十九錢であるから、二十五反で八百六十二圓二十五錢となり計千二十二圓十八錢の總支出がなければならぬ。然るに同農家の年支出總額は僅か三百二十四圓五錢に過ぎないから、總督府生産費見積は實に三倍一五の高率見積となる。

以上によつて見ても總督府發表生産費が、如何に信憑のをけぬ作爲的吊りあげによるものであるかゞ知られるだらう。

四

されば朝鮮總督府が如何なる計算方法によつて、斯くの如き高率生産費の見積をなしただらうか、前議會について再三貴衆兩議員よりその算定方式竝に基礎材料の提出方を迫まられたにもかゝはらず總督府側では僅かに左記要綱中の一より八までの内一部の書類を提出したのみで、最も肝要な「九、調査上の注意」に關しては、未だに拓務省にさへこの書類を送らず發表を肯じないのである。次議會に於いて當然又問額となるべきであるから、この際參考までに「朝鮮總督府生産費調査要綱」全文を左に掲ぐ。

朝鮮總督府生産費調査要綱

一、調査方針

本調査は一稻期間作中の籾の生産費を知るに重要な諸事項につき調査するものとす。

二、調査地

氣候風土等の關係より全朝鮮を四調査區に分つ。

南部朝鮮　全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道

中部朝鮮　京畿道、忠淸北道、忠淸南道、江原道

西部朝鮮　黃海道、平安南道、平安北道

北部朝鮮　咸鏡南道、咸鏡北道

右調査を水利組合地區及天水畓地區に分ち、天水畓地區を平野地帶山間地帶に分ち、調査箇所數は各調査區の米産地高に應じて定む。

區別	道名	郡名	地區	備考
南部朝鮮	全羅北道	南原	天水畓地區　平野地帶	水利組合地區
〃	全羅南道	羅州	〃　平野地帶	益沃水利組合
〃	〃	順天	〃　山間地帶	天水畓地區六箇所
〃	慶尙北道	義城	〃　平野地帶	水利組合地區二箇所
〃	〃	善山	〃　平野部ノ旱水害地帶	
〃	慶尙南道	宜寧	〃　平野部旱水害地帶	計八箇所
中部朝鮮	京畿道	振威	〃　平野地帶	下南水利組合
〃	忠淸北道	忠州	〃　山間地帶	天水畓地區三箇所、水利組合地區二箇所
〃	忠淸南道	禮山	〃　平野地帶	計五箇所
〃	江原道	平野地帶		舒川水利組合
				中央水利組合

西海道	黄海道	郡内農業代表ト認メル個所（山間地帯）	延海水利組合
朝鮮部	平安南道	順川	天水畓地區一箇所
朝鮮部	平安北道	〃	水道組合地區二箇所
北朝鮮部	咸鏡南道	定平平野地帶	大正水利組合 計三箇所
北朝鮮部	咸鏡北道	鏡城〃	天水畓地區二箇所

備考 1、全朝鮮ノ調査個所十八箇所内、天水畓地區十二箇所、水利組合地區六箇所
2、天水畓地區トハ灌漑設備ナク植付ハ天水ニ依ルモノナリ

三、調査農家戸數

一調査個所にあつて自作農、自作兼小作農、小作農各二戸計六戸を調査す。故に全朝鮮を通じ自作農三六戸、自作兼小作農三六戸、小作農三六戸、計一〇八戸。

四、調査員配置及負擔戸數

調査員は十八名とし、各調査個所に各一名配置し、六戸を負擔して調査す。

五、農家に對する手當

調査農家には年額三十圓を交付す。

六、調査農家選定範圍

調査員一名が負擔した六戸を毎日一巡して調査出來る範圍とす。

七、農家選定の標準

1、畓田別耕作面積　該地方に於ける中位のもの。

2、水稻反當收量　該地方平均收量に近きもの、但し天水畓にあつては收量中位のものを選ぶが、旱水害に依る凶作にあつても支障なきもの。

3、家族及雇傭人從業者數　普通のもの。

4、農家智識程度　普通のもの。

5、特別收入又は支出なきもの例へば

イ、農業所得以外に一定額の收入なきもの。

ロ、長日時に亘る病人なきもの。

ハ、多額の學資を支出しないもの

ニ、特別な借金なきもの。

6、請負耕作者（委託耕作者を含む）又は請負作業をなすものは除く。

7、中間小作農でないもの。

8、兼業者でないもの。

9、自作兼小作農にあつては自小作面積比率が該地方に於いて普通たるもの。

10、其他中庸の生産費を得るに支障なきもの。

八、調査項目

1、耕作面積

2、籾數量

3、副　收　入
4、種　籾　代
5、肥　料　代
6、勞賃及畜力費
7、農舍費及其の地代
8、農　具　費
9、租稅諸公課及諸負擔
10、土地資本利子
11、經營資本利子
12、小　作　料
13、小作料納入に要する費用
14、其の他費用
15、反當生産費
16、籾一石當生産費
九、調査上の注意
1、耕作面積
土地臺帳面積として實測面積を附記す

2、籾　收　量
石數を記載し、一石の斤數及籾摺比率を附記す。
石數計量方法は平かにはかり(有芒種は多くはかる)。
額は收穫終了當時の庭先相場に依る。
但實際賣却された分はその價額による。
3、副　收　入
藁のみを計上し、收穫終了當時の庭先相場に依り評價す。
4、種　籾　代
浸種當時の量及單位に依る金額を計上す、撰種に要した諸材料費はその他費用中に採種撰種等に要した勞力は勞力賃に計上す。
5、肥　料　代
肥料は購入した肥料と購入せざる肥料とに分ち、種別、數量、金額を計上す。購入した肥料は購入價額に運賃、その他購入に要した費用を加算した實費を計上す。
購入せざる肥料で相場あるものは相場により、相場のないものは原料費及勞賃等を考慮して評價す。
但堆肥は百貫一圓五十錢、綠肥は百貫二圓に計上す。
無料で寄贈を受けたものに對してはその價額を計上し、その旨を備考欄に明記すること。

6、勞力賃及畜力費

雇傭勞賃（日雇、季節雇）は賃金（現金と現物支出に依るものゝみを計上）と食事その他實物給與の評價額を加算して計上す。

自家勞賃（年雇、手傳を含む）は作業の種類に依り、當時の日雇賃を標準にして計上す。

勞働量は成人男能力を百とし適宜換算計上す。

畜力は自家飼養の分も賃借料に依り評價す。

人付きで雇入れる時は人と牛（馬）とを分離せず畜力費中に計上し、その旨を備考欄に記載すること。

畜力は成牛の勞力を百とし適宜換算計上すること。

7、農舍及その地代

農舍費は米の生産作業に關係のあるすべての建物、例へば住宅、納屋、倉庫肥料舍、農具舍、畜舍等を各棟別に調査す。

自己所有の時は農舍費は減價額及修繕費を計上す。

一個年の減價額は現在評價額を維持豫想年數で除したものをもつてし、修繕費は普通の狀態下にあつて年々生ずべき經常的のものをいふ。

$$\text{一個年減價額} = \frac{\text{現在評價額}}{\text{維持豫想年數}}$$

農舍費＝（一箇年減價額＋修繕費）×米作負擔比率

地代＝土地賣買額×0.03×米作負擔比率

賃借したる場合は

農舍費＝賃借料×米作負擔比率

地代＝賃借料×米作負擔比率

農舍及土地を無料で借受けた場合は賃借に準ず。

米作負擔比率は籾收入關係に依りて定む。

8、農　具　費

農具費は自己所有の時は減價額及修繕費を計上す。評價方法は農舍の場合と同じく

$$\text{農具費} = \left(\frac{\text{現在評價額}}{\text{使用豫想年數}} + \text{修繕費}\right) \times \text{米作負擔比率}$$

賃借の場合は

農具費＝賃借料×米作負擔比率

無料で借受けた場合は賃借に準ず。

米作負擔比率は籾收入關係により定む。

9、租稅諸公課及諸負擔

稻作に關係あるすべての租稅公課及諸負擔の曆年一箇年分を全納付金額と米作負擔に歸すべき分

とに分けて記入す、米作負擔比率は籾收入關係に依り算出す。

水利組合費は全額を米作負擔とし、諸負擔及賦役は「其他」欄に計上す。

10、土地資本利子

最近同等土地の賣買價額に年八分を乘じて算出す。

裏作がある時には籾收入關係に依り米作負擔を計上するものとす。

11、經營資本利子

種代及肥料代勞働賃金等水稻栽培に必要な資金を借受けた場合はその利子額を計上す。

12、小作料

實納小作料に依り算出す。

裏作に對して特に小作料を納める場合は米作負擔比率は裏作との籾收入關係により定む。

實納小作料の評價は納入時期の庭先相場による。

13、小作料納入に要する費用

小作料納入により小作人の負擔となるべき運賃(現金と現物支出による分のみ)を計上す。

14、其他費用

その他費用として左記のものを調査す。

イ、除害用諸材料費

ロ、撰種用諸材料費

ハ、石油又は機械油

ニ、升稅、場稅、色租等

ホ、地主及その他に對する無償勞務

ヘ、舍音報酬

ト、その他諸報酬

チ、俵裝材料費

リ、その他費用

右の中米作負擔比率を算出すべき必要ある時は、その性質に依り使用關係又は籾收入關係に依り米作負擔を決定す。

十、參考調査

調査農家の概況を知るために左記事項を調査す。

イ、氣象及土質

ロ、作付狀況

ハ、最近市場の籾相場

ニ、飼養家畜家禽數

ホ、住家と耕地及最近市場との距離

以上

PATENTED NO. 119016

CAT. NO. 853

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851 (菊倍)	30. cm.	x 22.5 cm.	x 1 cm.
852 (四六倍)	26. ,,	x 18.5 ,,	x 1 ,,
853 (菊)	22.5 ,,	x 15. ,,	x 1 ,,
854 (四六)	18.5 ,,	x 12.5 ,,	x 1 ,,
855 (特)	24. ,,	x 15. ,,	x 1 ,,

Special sizes are made to order

Library Supplies in All Kinds

F. MAMIYA & CO

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA